

滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会 第1回会議

配付資料一覧 <参考資料>

4 参考資料

資料4－1	令和4年度滋賀県立高等学校入学者選抜要項	P.1
資料4－2	滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会-報告-（平成17年12月）	P.39
資料4－3	滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会-報告-（平成28年3月）	P.51
資料4－4	県立普通科高等学校通学区域全県一区制度の検証-報告-（平成29年3月）	P.63
資料4－5	これからの県立高等学校の在り方について-答申-（令和3年10月）	P.87
資料4－6	滋賀の教育大綱（概要版）（平成31年3月）	P.129

令和 4 年 度（2022年度）

滋賀県立高等学校入学者選抜要項

滋 賀 県 教 育 委 員 会

令和4年度県立高等学校入学者選抜の主な日程

月	特別出願許可申請期間 (注1)	全日制・定時制		通信制	単位制転編入学 (大津清陵・昼間)
		推薦・特色選抜 スポーツ・文化芸術推薦選抜	一般選抜		
1	来庁受付 19(水)	27(木) ↑ 28(金) (16:40) ↓ 出願			
2	全日制定時制 ← 22(火) ↑ 24(木) ↑ 25(金) ↓ 出願変更再申請 ↓ 転入学編入学 ↓ 10(木) ↓ 通信制 ↓ 16(水) 12:00 ↓ 17(木) ↑ 18(金) (12:00) ↓ 転編入二次選抜 ↓ 22(火) (12:00) ↓ 通信制二次選抜 ↓ 25(金) (12:00)	8(火) 9(水) 推薦選抜 特色選抜 スポーツ・文化 芸術推薦選抜 ↓ 16(水) 入学許可 予定者通知 ↓ 16(水) 入学許可 予定者発表	22(火) ↑ 24(木) (16:40)※ ↓ 出願 ↓ 出願変更 ↓ 2(水) ↑ 4(金) (15:00) ↓ 9(水) 学力検査 10(木) [実技検査] ↓ 16(水) 入学許可 予定者発表 17(木) ↑ 18(金) (16:40)※ ↓ 23(水) 二次選抜 検査 ↓ 25(金) 二次選抜 発表 追検査 ↓ 追検査 発表		
3				13(日) ↑ 16(水) (16:00) ↓ 募集 ↓ 22(火) 入学許可 予定者発表 ↓ 24(木) ↑ 25(金) (16:00) ↓ 募集 ↓ 28(月) 二次選抜 発表	10(木) ↑ 11(金) (16:00) ↓ 募集 ↓ 15(火) 学力検査 ↓ 18(金) 入学許可 予定者発表 18(金) ↑ 22(火) (16:00) ↓ 二次選抜 募集 ↓ 24(木) 二次選抜 検査 ↓ 28(月) 二次選抜 発表

(注1) 新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、郵送による申請を認めることがあります。その場合、別途ホームページにてお知らせします。

(注2) ※印のついている時刻は、定時制の課程(夜間)では17:00となります。

目 次

令和4年度滋賀県立高等学校入学者選抜要項	1
全日制の課程および定時制の課程	1
第1 一般選抜	1
第2 推薦選抜	7
第3 特色選抜	9
第4 スポーツ・文化芸術推薦選抜	11
第5 中高一貫教育に係る併設型高等学校の特例	13
通信制の課程（単位制）	14
転入学・編入学（単位制による定時制の課程（昼間）のみ）	15
〔別表1〕高等学校別入学者選抜一覧表	17
〔別表2〕高等学校別推薦選抜の概要一覧表	20
〔別表3〕高等学校別特色選抜の概要一覧表	24
〔別表4〕高等学校別スポーツ・文化芸術推薦選抜の概要一覧表	26

令和4年度滋賀県立高等学校入学者選抜要項

令和4年度における滋賀県立高等学校（以下「県立高等学校」という。）の全日制の課程、定時制の課程および通信制の課程の入学者の選抜は、この要項に定めるところにより実施する。

〔全日制の課程および定時制の課程〕

選抜は、「一般選抜」、「推薦選抜」、「特色選抜」および「スポーツ・文化芸術推薦選抜」により行うものとする。

推薦選抜、特色選抜については、学校または学科によっていずれかを行うものとする。ただし、定時制の課程にあっては、一般選抜のみとすることができる。また、スポーツ・文化芸術推薦選抜については、スポーツ強化拠点校または文化芸術推進強化校の指定を受けた学校が行うことができるものとする。

第1 一般選抜

1 募集定員

募集定員は、別に定める。

2 出願資格

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和4年3月に中学校、義務教育学校もしくはこれに準ずる学校または中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を卒業し、または修了する見込みの者
- (2) 中学校等を卒業し、または修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

3 出願

- (1) 入学志願者（以下「志願者」という。）は、滋賀県立学校の管理運営等に関する規則（昭和32年滋賀県教育委員会規則第8号。以下「県立学校管理運営等規則」という。）第11条第2項の規定に基づき、その保護者（親権者または未成年後見人をいう。）が県内に居住するときは、その志願する県立高等学校へ出願することができる。なお、その保護者が県外に居住するときは、県立学校管理運営等規則第11条の3の規定に基づく許可を受けた者に限って、出願することができる。
- (2) 出願は、1人1校、1課程、1学科または1科限りとする。ただし、出願しようとする県立高等学校（以下「出願先高等学校」という。）の同一の課程に2以上の学科または科が置かれる場合にあっては、これを第2志望または第3志望とすることができる。
- (3) 次に掲げる県立高等学校への出願にあっては、(2)の規定によらず、当該県立高等学校に設置する普通科と専門学科を区別せずに出願（以下「学校出願」という。）するものとし、普通科および専門学科の両方またはいずれかを志望することができる。

滋賀県立膳所高等学校、滋賀県立米原高等学校、滋賀県立草津東高等学校、滋賀県立栗東高等学校および滋賀県立高島高等学校

4 出願手続

- (1) 提出書類 志願者は、次の書類を、在学している中学校等または卒業し、もしくは修了した中学校等の校長（以下「中学校長」という。）を経て、出願先県立高等学校の校長（以下「出願先高等学校長」という。）に提出しなければならない。ただし、2の(3)に該当する志願者にあっては、出願先高等学校長に申し出て、その指示に従わなければならない。

ア 入学願書

イ 学校出願入学願書 学校出願をする志願者にあっては、アに代えて学校出願入学願書によるものとする。

ウ 受検票 令和4年3月に滋賀県内の中学校等を卒業する見込みの者以外の者は、出願前3箇月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真（縦4cm、横3cm）を受検票の所定の欄に貼り、中学校長の割印を受けなければならない。ただし、2の(3)に該当する者については、割印は不要とする。

エ 住民票記載事項証明書またはその写し 2の(2)および(3)に該当する者ならびに2の(1)に該当する者のうち中学校長または出願先高等学校長が必要と認めた者は、本人および保護者の住民票記載事項証明書またはその写しに中学校長が原本証明をしたものを提出しなければならない。

オ 滋賀県立高等学校特別出願に係る許可書（以下「特別出願許可書」という。）の写し

- (7) 県立学校管理運営等規則第11条の3の規定に基づく特別事情による志願者は、滋賀県教育委員会教育長

(以下「県教育長」という。)の許可を受け、特別出願許可書の写しに中学校長が原本証明をしたものを添付しなければならない。

(イ) 特別出願許可申請期間 令和4年1月19日(水)から令和4年2月22日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)とする。受付は、午前8時30分から午後5時までとする。

カ 雇用(予定)証明書 県内に勤務地を有し、または有する見込みの者のうち県外からの志願者は、雇用(予定)証明書を添付しなければならない。

キ 海外帰国生徒等取扱措置願 15の(3)に定める海外帰国生徒等に該当する者のうち、海外帰国生徒等取扱措置願を提出した者については、15の(4)に定める受検に当たっての特別な配慮を受けることができる。また、入学者選抜の判定においても、その者の海外経験等の事情を配慮することとする。

ク 定時制課程特例措置申請書 定時制の課程(滋賀県立大津清陵高等学校および滋賀県立能登川高等学校の定時制の課程を除く。)においては、満21歳以上(令和4年4月1日現在)の志願者で希望するものについては、定時制課程特例措置申請書を提出することにより、学力検査に代えて面接および作文で受検することができる。

ケ 自己申告書 それぞれの学年において年間30日以上欠席した志願者のうち希望する者は、その理由等を記した自己申告書を提出することができる。

(2) 入学考査手数料(以下「手数料」という。)

ア 志願者は、出願に当たって、全日制の課程にあつては2,200円、定時制の課程にあつては950円の手数料に相当する額面の滋賀県収入証紙(以下「証紙」という。)を入学願書の証紙貼付欄に貼り付けなければならない。

イ 既納の手数料は、原則として還付しない。

(3) 中学校長は、志願者が当該県立高等学校を志願していることを確認し、提出された書類の内容を審査のうえ、次の書類を作成し、志願者から提出された書類とともに出願先高等学校長に提出するものとする。

ア 個人調査報告書 評定は、中学校生徒指導要録に基づく評価を用いるものとする。

イ 成績一覧表 令和4年3月に中学校等を卒業し、または修了する見込みの者について作成するものとする。ただし、推薦選抜、特色選抜またはスポーツ・文化芸術推薦選抜に出願があつた県立高等学校へは不要とする。なお、県教育長あてにも1部提出するものとする。

ウ 出願者一覧表(2通)

(4) 出願期間等

ア 期間 令和4年2月22日(火)および令和4年2月24日(木)とする。

イ 受付時間 午前8時40分から午後4時40分までとする。ただし、定時制の課程(夜間)にあつては、令和4年2月22日(火)は午後1時20分から午後8時まで、令和4年2月24日(木)は午後1時20分から午後5時までとする。

郵送の場合は、令和4年2月22日(火)の消印のあるものに限り受け付ける。この場合において、中学校長は、郵送した時点で、出願者数等について、出願先高等学校長あて電話で報告するものとする。

(5) 出願先高等学校長は、中学校長から提出された書類および手数料(入学願書に貼付の証紙)を確認のうえ、出願者一覧表1通を受検番号を付した受検票とともに中学校長に交付するものとする。

(6) 中学校長は、受検票を志願者に交付するものとする。

5 出願変更

(1) 志願者は、4に基づく出願後、1人1回に限り、志望する学校、課程、学科または科を変更することができる。

(2) 特別出願許可書を交付された志願者が出願先高等学校、課程、学科を変更する場合には、改めて特別出願許可が必要となることがある。特別出願許可書の再申請期間は、令和4年2月25日(金)から令和4年3月2日(水)までとする。受付は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、最終日の受付は、正午までとする。

(3) 出願変更にあつての学校、課程、学科または科の選定は、3に同じとする。

(4) 第2志望または第3志望の学科または科を変更する場合も、(1)、(2)および(3)と同様とする。

(5) 3の(3)に該当する志願者が、志望する学科を変更する場合も、(1)、(2)および(3)と同様とする。

6 出願変更手続

(1) 志望する学校、課程、学科または科の変更をしようとする志願者は、出願先変更願を中学校長を経て出願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、2の(3)に該当する志願者は、出願先高等学校長に申し出て、その指示に従わなければならない。

(2) (1)に規定する者は、新たに入学願書(ただし、3の(3)に該当する志願者は、学校出願入学願書)および受検票を作成し、(7)で返却を受けた書類とともに、中学校長を経て、変更して出願しようとする県立高等学校の校長(以下「変更先高等学校長」という。)に提出しなければならない。なお、郵送による手続はできないもの

とする。

- (3) 手数料 (1)に規定する者は、出願変更に当たって、手数料に不足のある場合は、当該不足額に相当する額面の証紙を変更先高等学校長へ提出する入学願書の証紙貼付欄に貼り付けなければならない。

既納の手数料は、原則として還付しない。

- (4) 中学校長は、志願者が出願先の変更を希望していることを確認し、提出された書類の内容を審査するものとする。
- (5) 中学校長は、出願先変更者一覧表2通を作成し、出願先変更願とともに出願先高等学校長に提出するものとする。
- (6) 中学校長は、変更出願者一覧表2通を作成し、(2)の書類とともに変更先高等学校長に提出するものとする。
- (7) 出願先高等学校長は、中学校長から提出された書類を確認のうえ、中学校長に出願時に提出された書類(入学願書を除く。)を返却するとともに出願先変更者一覧表1通および受検票に出願済み証明の押印をし、交付するものとする。
- (8) 変更先高等学校長は、中学校長から提出された書類および手数料を確認のうえ、変更出願者一覧表1通を受検番号を付した受検票とともに中学校長に交付するものとする。

- (9) 出願変更の期間等

ア 期間 令和4年3月2日(水)から令和4年3月4日(金)までとする。

イ 受付時間 午前8時40分から午後4時40分までとし、最終日は午後3時までとする。ただし、定時制の課程(夜間)にあっては、午後1時20分から午後8時までとし、最終日は午後1時20分から午後3時までとする。

7 学力検査等

- (1) 選抜のための学力検査は、出願者全員に対して行う。ただし、定時制の課程(滋賀県立大津清陵高等学校および滋賀県立能登川高等学校の定時制の課程を除く。)においては、満21歳以上(令和4年4月1日現在)の志願者で希望する者については、学力検査を行わず、面接および作文をもってこれに代えることができる。

- (2) 学力検査実施教科等

ア 学力検査実施教科は、各県立高等学校とも国語、数学、社会、理科および英語の5教科を原則とする。(実施教科については、別表1の「高等学校別入学者選抜一覧表」を参照すること。)

イ 面接、作文または実技検査のいずれかを課す場合は、5教科の学力検査終了後またはその翌日に実施する。ただし、5教科のうち1教科を減じる場合は、当該教科の検査時間に実施することができるものとする。実施方法については、各県立高等学校ごとに定める実施要項によるものとする。(別表1の「高等学校別入学者選抜一覧表」を参照すること。)

ウ 各教科等の配点については、各県立高等学校ごとに定める実施要項によるものとする。

(別表1の「高等学校別入学者選抜一覧表」を参照すること。)

- (3) 教科、期日および時間は、次のとおりとする。

期日	時限	1		2		3		4		5		6
令和3 年4月 9日 (水)	時間	9:00 ~ 9:10	休	9:25 ~ 10:15	休	10:35 ~ 11:25	休	11:45 ~ 12:35	昼 食	13:20 ~ 14:10	休	14:30 ~ 15:20
	教科 その他	一般 注意	憩	国語	憩	数学	憩	社会		理科	憩	英語

なお、英語については「聞き取りテスト」を含めて実施する。

- (4) 受検場は、出願先高等学校とする。

8 面接 (7の(2)のイに示す以外の面接)

7の(2)のイに示す以外の面接の実施については、滋賀県教育委員会と協議のうえ、学力検査終了後またはその翌日に行うものとし、各県立高等学校ごとに定める実施要項によるものとする。(別表1の「高等学校別入学者選抜一覧表」を参照すること。)

9 選抜の方法

- (1) 出願先高等学校長は、個人調査報告書、学力検査実施教科等の成績を資料として、高等学校教育を受けるに足る者を選抜し、入学許可予定者を決定するものとする。

- (2) 3の(3)に該当する県立高等学校の校長は、志願者の志望に基づき専門学科を優先して入学許可予定者を決定し、次に、普通科の入学許可予定者を決定するものとする。

10 入学許可予定者の発表

入学許可予定者の発表は、令和4年3月16日（水）に出願先高等学校において行うものとする。

11 追検査

(1) 対象者

新型コロナウイルス感染症に感染またはその疑いがある、インフルエンザに罹患するなど、やむを得ない理由で一般選抜における学力検査等（以下、「本検査」という）の受検が、学力検査の全ておよび面接（実施校のみ）または実技検査（実施校のみ）の全て、もしくはその両方ともできなかった者の中で、追検査の受検を希望する者。

(2) 申請期日

受検希望者は、令和4年3月9日（水）の原則午後3時までに、(4)の申請手続に従い必要な書類を提出すること。

(3) 申請方法

ア 追検査は、一般選抜で出願した高等学校、学科について受検するものであり、志願の変更は認めない。

イ 学力検査および面接（実施校のみ）を欠席した者には学力検査および面接（実施校のみ）を実施し、実技検査（実施校のみ）を欠席した者には実技検査（実施校のみ）を実施するものとする。

なお、追検査は1日単位で欠席した者を対象とし、教科単位での受検は認めない。

ウ 本検査で、実技検査を実施する予定であった場合は、追検査でも実技検査を実施する。

(4) 申請手続

ア 追検査の受検を希望する志願者は、中学校長を経由して、以下に掲げる書類を出願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、出身中学校がない場合は、出願先高等学校長に直接提出すること。

(ア) 一般選抜追検査受検願書

(イ) 病院等が発行する診断書や公的な機関が発行する事故証明書等、本検査を受検できなかった理由が明確にわかるもの。

イ 申請手続きは、出願先高等学校で行うものとし、郵送による手続きは認めない。

ウ 中学校長から追検査の受検希望の報告を受けた高等学校長は、すみやかに県教育委員会（高校教育課）に報告し、追検査の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、高等学校長から中学校長を通じて志願者に連絡するものとする。

(5) 受検場

受検場は、出願先高等学校とする。

(6) 学力検査等

ア 志願者は、その出願先高等学校で定めた検査場において、定められた時間割に従って受検するものとする。

イ 学力検査の教科、期日および時間は、次のとおりとする。

期日	時限	1		2		3		4		5		6
令和3 4月 23 日 (水)	時間	9:00 ～ 9:10	休	9:25 ～ 10:15	休	10:35 ～ 11:25	休	11:45 ～ 12:35	昼 食	13:20 ～ 14:10	休	14:30 ～ 15:20
	教科 その他	一般 注意	憩	国語	憩	数学	憩	社会		理科	憩	英語

なお、英語については「聞き取りテスト」を含めて実施する。

ウ 面接および実技検査は、令和4年3月23日（水）の学力検査終了後、出願先高等学校が定めた会場において行う。（本検査で面接および実技検査を実施した学校のみ実施）

エ 学力検査、面接及び実技検査の実施及び採点等については、一般選抜に準じて行うものとする。

(7) 選抜の方法

出願先高等学校長は、個人調査報告書、追検査実施教科等の成績を資料として、高等学校教育を受けるに足る者を選抜し、入学許可予定者を決定するものとする。（合格者は若干名とし、本検査の合格者に追加する。）

(8) 入学許可予定者の発表

入学許可予定者の発表は、令和4年3月25日（金）に、出願先高等学校において行うものとする。

12 二次選抜

入学許可予定者数が募集定員に満たない学科または科において、次のとおり二次選抜を行うものとする。

- (1) 二次選抜定員は、学科または科の募集定員から入学許可予定者数を減じた数とする。
- (2) 出願資格は、2の（1）から（3）までのいずれかに該当する者で、一般選抜を受検し、不合格となった者とする。
- (3) 出願 3に同じ。
- (4) 出願手続

ア 出願書類 4の（1）（クを除く。）に同じ。ただし、4の（1）のオに規定する特別出願の許可申請期間は、令和4年3月16日（水）から令和4年3月18日（金）までとする。受付は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、最終日の受付は、正午までとする。

イ 手数料 4の（2）に同じ。

ウ 中学校長は、志願者が当該県立高等学校を志願していることを確認し、提出された書類の内容を審査のうえ、二次選抜出願者一覧表2通、個人調査報告書および成績一覧表（ただし、推薦選抜、特色選抜、スポーツ・文化芸術推薦選抜、一般選抜で出願があった県立高等学校へは不要とする。）を作成し、志願者から提出された書類とともに出願先高等学校長に提出するものとする。

(5) 出願書類の提出期日等

ア 期間 令和4年3月17日（木）および令和4年3月18日（金）とする。

イ 受付時間 午前8時40分から午後4時40分までとする。ただし、定時制の課程（夜間）にあつては、令和4年3月17日（木）は午後1時20分から午後8時までとし、令和4年3月18日（金）は午後1時20分から午後5時までとする。

郵送の場合は、令和4年3月17日（木）の消印のあるものに限り受け付ける。この場合において、中学校長は、郵送した時点で、出願者数等について、出願先高等学校長あて電話で報告するものとする。

(6) 検査期日等

ア 検査期日は、令和4年3月23日（水）とする。

検査時間

(7) 全日制の課程および定時制の課程（昼間）

9：00 ～ 9：20 出欠調査、一般注意

9：20 ～ 9：30 休憩

9：30 ～ 面接および作文

(イ) 定時制の課程（夜間）

14：00 ～ 14：20 出欠調査、一般注意

14：20 ～ 14：30 休憩

14：30 ～ 面接および作文

イ 二次選抜においては、面接および作文を出願者全員に対して行う。

なお、一般選抜において実技検査を実施する場合は、二次選抜においても実技検査を実施することができる。

ウ 受検場は、出願先高等学校とする。

(7) 選抜の方法

出願先高等学校長は、個人調査報告書、面接および作文の結果を資料とし、7の学力検査の結果を参考資料として、高等学校教育を受けるに足る者を選抜し、入学許可予定者を決定するものとする。

(8) 入学許可予定者の発表 入学許可予定者の発表は、令和4年3月25日（金）に、出願先高等学校において行うものとする。

13 不正出願による入学許可の取消し

出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。

14 検査結果の開示

滋賀県個人情報保護条例（平成7年3月17日）第2章第3節第25条の規定による、口頭による開示請求に係る個人情報の開示（以下「簡易開示」という。）については、次のとおりである。

(1) 簡易開示の請求を行うことができる者

県立高等学校入学者選抜の受検者

- (2) 簡易開示の対象となる個人情報の内容
学力検査各教科の得点および総合順位
- (3) 簡易開示の請求を行うことができる期間
令和4年3月17日（木）から4月16日（土）まで（土曜日および日曜日を除く。）
受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
- (4) 簡易開示の請求を行うことができる場所
県立高等学校入学者選抜の受検校とする。
- (5) 確認のための必要書類
受検票
※写真が貼付されていない場合は、複数の書類により確認する。（健康保険の被保険者証、マイナンバーカード、
生徒証明書）

15 その他

- (1) 郵送は、全て「書留」または「簡易書留」扱いとする。
- (2) 県外からの志願者および2の（3）に該当する志願者に対する必要な指示は、この要項に定めるもののほか、出願先高等学校長または県教育長が行うものとする。
- (3) 海外帰国生徒等とは、海外帰国生徒または外国人生徒のうち、次のいずれにも該当する者とする。
 - ア 帰国または渡日後の期間
帰国し、または渡日した日から令和4年2月1日（火）までの期間が6年以内
 - イ 海外における在住期間
帰国または渡日時からさかのぼり継続して1年以上
- (4) 受検に当たって特別な配慮を必要とする場合、中学校長は、志願者の状況等について、出願先高等学校長あて申し出るものとする。
なお、上記の場合の受検上の配慮事項等については、別途示す。
- (5) 出願先高等学校長は、この要項に定めるもののほか、あらかじめ県教育長の承認を受け、志願者に対して必要な指示を行うことができる。
- (6) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

第2 推薦選抜

1 実施校および募集枠

- (1) 推薦選抜を実施する学校、学科または科は、別表1の「高等学校別入学者選抜一覧表」に示すとおりとする。
- (2) 推薦選抜における募集枠は、別表1の「高等学校別入学者選抜一覧表」に示すとおりとする。

2 出願資格および推薦要件

推薦選抜に出願できる資格を有する者は、令和4年3月に中学校等を卒業し、または修了する見込みの者で、志願する動機が明白であり、出願先高等学校が示す推薦要件にふさわしく、適性、興味・関心および学習意欲を有する者のうち、中学校長の推薦を受けた者とする。

3 出願期間等

- (1) 期間 令和4年1月27日（木）および令和4年1月28日（金）とする。
- (2) 受付時間 午前8時40分から午後4時40分までとする。
郵送の場合は、令和4年1月27日（木）の消印のあるものに限り受け付ける。この場合において、中学校長は、郵送した時点で、出願者数等について、出願先高等学校長あて電話で報告するものとする。

4 出願

- (1) 志願者は、県立学校管理運営等規則第11条第2項および第11条の3の規定に基づき出願することができる。
- (2) 出願は、1人1校、1課程、1学科または1科限りとする。ただし、スポーツ・文化芸術推薦選抜の志願者は、出願先高等学校が実施する同一課程、同一学科または同一科の推薦選抜を併願することができる。

5 出願手続

- (1) 提出書類 志願者は、次の書類を中学校長を経て出願先高等学校長に提出しなければならない。
 - ア 推薦選抜入学願書
 - イ 推薦選抜受検票 令和4年3月に滋賀県内の中学校等を卒業見込みの者以外の者は、出願前3箇月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真（縦4cm、横3cm）を推薦選抜受検票の所定の欄に貼り、中学校長の割印を受けなければならない。
 - ウ 住民票記載事項証明書またはその写し 「第1 一般選抜」の4の（1）のエに同じ。
 - エ 特別出願許可書の写し 「第1 一般選抜」の4の（1）のオに同じ。ただし、出願手続までに許可を受けなければならない。
 - オ 海外帰国生徒等取扱措置願 「第1 一般選抜」の4の（1）のキに同じ。
 - カ 自己申告書 「第1 一般選抜」の4の（1）のケに同じ。
- (2) 手数料
 - ア 志願者は、出願に当たって、全日制の課程にあつては2,200円、定時制の課程にあつては950円の手数料に相当する額面の証紙を推薦選抜入学願書の証紙貼付欄に貼り付けなければならない。
 - イ 既納の手数料は、原則として還付しない。
- (3) 中学校長は、志願者が当該県立高等学校を志願していることを確認し、提出された書類の内容を審査のうえ、推薦選抜出願者一覧表2通、推薦書、個人調査報告書および成績一覧表を作成し、志願者から提出された書類とともに出願先高等学校長に提出するものとする。
- (4) 出願先高等学校長は、中学校長から提出された書類および手数料を確認のうえ、推薦選抜受検票に受検番号を付して、推薦選抜出願者一覧表1通とともに中学校長に交付するものとする。
- (5) 中学校長は、志願者に推薦選抜受検票を交付するものとする。

6 面接、作文または実技検査

推薦選抜出願者全員に対して面接、作文または実技検査のうちから二つ以内を課すものとし、その方法等は各県立高等学校ごとに定める実施要項によるものとする。（別表1の「高等学校別入学者選抜一覧表」および別表2の「高等学校別推薦選抜の概要一覧表」を参照すること。）

- (1) 実施日 令和4年2月8日（火）
- (2) 実施場所 出願先高等学校
- (3) 実施時間

9：00 ～ 9：20	出欠調査、一般注意
9：20 ～ 9：30	休憩
9：30 ～	面接、作文または実技検査

7 選抜方法

出願先高等学校長は、中学校長から提出された個人調査報告書および推薦書等の内容ならびに面接、作文または実

技検査の結果を資料として、総合的に判定し、推薦選抜における入学許可予定者を決定するものとする。

8 推薦選抜における入学許可予定者の通知

- (1) 出願先高等学校長は、令和4年2月16日（水）に当該中学校等を通じて本人に推薦選抜における入学許可予定を通知する。
- (2) (1)の通知は、推薦選抜入学許可予定者通知書（以下「推薦選抜通知書」という。）の交付によって行う。
- (3) 推薦選抜通知書の交付を受けた者は、当該県立高等学校に入学するものとする。

9 入学許可予定者の発表

- (1) 8の(1)および(2)によって、推薦選抜通知書の交付を受けた者については、令和4年3月16日（水）に出願先高等学校で入学許可予定者として発表する。
- (2) 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。

10 推薦選抜の不合格者

推薦選抜に不合格となった者は、「第1 一般選抜」に定めるところにより、改めて出願することができる。

11 その他

「第1 一般選抜」の15に同じ。

第3 特色選抜

1 実施校および募集枠

- (1) 特色選抜を実施する学校、学科または科は、別表1の「高等学校別入学者選抜一覧表」に示すとおりとする。
- (2) 特色選抜における募集枠は、別表1の「高等学校別入学者選抜一覧表」に示すとおりとする。

2 出願資格

特色選抜に出願できる資格を有する者は、「第1 一般選抜」の2のいずれかに該当する者で、志願する動機が明白であり、適性、興味・関心および学習意欲を有する者とする。

3 出願期間等

- (1) 期間 令和4年1月27日（木）および令和4年1月28日（金）とする。
- (2) 受付時間 午前8時40分から午後4時40分までとする。
郵送の場合は、令和4年1月27日（木）の消印のあるものだけに限り受け付ける。この場合において、中学校長は、郵送した時点で、出願者数等について、出願先高等学校長あて電話で報告するものとする。

4 出願

- (1) 志願者は、県立学校管理運営等規則第11条第2項および第11条の3の規定に基づき出願することができる。
- (2) 出願は、1人1校、1課程、1学科または1科限りとする。ただし、スポーツ・文化芸術推薦選抜の志願者は、出願先高等学校が実施する同一課程、同一学科または同一科の特色選抜を併願することができる。

5 出願手続

- (1) 提出書類 志願者は、次の書類を中学校長を経て出願先高等学校長に提出しなければならない。
 - ア 特色選抜入学願書
 - イ 特色選抜受検票 令和4年3月に滋賀県内の中学校等を卒業見込みの者以外の者は、出願前3箇月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真（縦4cm、横3cm）を特色選抜受検票の所定の欄に貼り、中学校長の割印を受けなければならない。
 - ウ 志願理由書 志願者は、志願理由等を記した志願理由書を提出しなければならない。
 - エ 住民票記載事項証明書またはその写し 「第1 一般選抜」の4の（1）のエに同じ。
 - オ 特別出願許可書の写し 「第1 一般選抜」の4の（1）のオに同じ。ただし、出願手続までに許可を受けなければならない。
 - カ 海外帰国生徒等取扱措置願 「第1 一般選抜」の4の（1）のキに同じ。
 - キ 自己申告書 「第1 一般選抜」の4の（1）のケに同じ。
- (2) 手数料
 - ア 志願者は、出願に当たって、手数料 2,200 円に相当する額面の証紙を特色選抜入学願書の証紙貼付欄に貼り付けなければならない。
 - イ 既納の手数料は、原則として還付しない。
- (3) 中学校長は、志願者が当該県立高等学校を志願していることを確認し、提出された書類の内容を審査のうえ、特色選抜出願者一覧表2通、個人調査報告書および成績一覧表を作成し、志願者から提出された書類とともに出願先高等学校長に提出するものとする。
ただし、成績一覧表については、令和4年3月に中学校等を卒業し、または修了する見込みの者について作成するものとする。
- (4) 出願先高等学校長は、中学校長から提出された書類および手数料を確認のうえ、特色選抜受検票に受検番号を付して、特色選抜出願者一覧表1通とともに中学校長に交付するものとする。
- (5) 中学校長は、志願者に特色選抜受検票を交付するものとする。

6 口頭試問、小論文、総合問題または実技検査

特色選抜出願者全員に対して口頭試問、小論文、総合問題または実技検査のうちから二つ以上を課すものとし、その方法等は各県立高等学校ごとに定める実施要項によるものとする。（別表1の「高等学校別入学者選抜一覧表」および別表3の「高等学校別特色選抜の概要一覧表」を参照すること。）

- (1) 実施日 令和4年2月8日（火）
- (2) 実施場所 出願先高等学校
- (3) 実施時間

9：00 ～ 9：20	出欠調査、一般注意
9：20 ～ 9：30	休憩
9：30 ～	口頭試問、小論文、総合問題または実技検査

7 選抜方法

出願先高等学校長は、志願者から提出された志願理由書および中学校長から提出された個人調査報告書等の内容

ならびに口頭試問、小論文、総合問題または実技検査の結果を資料として、総合的に判定し、特色選抜における入学許可予定者を決定するものとする。

8 特色選抜における入学許可予定者の通知

- (1) 出願先高等学校長は、令和4年2月16日（水）に当該中学校等を通じて本人に特色選抜における入学許可予定を通知する。
- (2) (1)の通知は、特色選抜入学許可予定者通知書（以下「特色選抜通知書」という。）の交付によって行う。
- (3) 特色選抜通知書の交付を受けた者は、当該県立高等学校に入学するものとする。

9 入学許可予定者の発表

- (1) 8の(1)および(2)によって、特色選抜通知書の交付を受けた者については、令和4年3月16日（水）に出願先高等学校で入学許可予定者として発表する。
- (2) 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。

10 特色選抜の不合格者

特色選抜に不合格となった者は、「第1 一般選抜」に定めるところにより、改めて出願することができる。

11 検査結果の開示

滋賀県個人情報保護条例（平成7年3月17日）第2章第3節第25条の規定による、簡易開示については、次のとおりである。

- (1) 簡易開示の請求を行うことができる者 県立高等学校入学者選抜の受検者
- (2) 簡易開示の対象となる個人情報の内容 総合問題Ⅰの得点、総合問題Ⅱの得点、小論文の得点および総合順位
- (3) 簡易開示の請求を行うことができる期間 令和4年3月17日（木）から4月16日（土）まで
ただし、土曜日および日曜日を除き、受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
- (4) 簡易開示の請求を行うことができる場所 県立高等学校入学者選抜の受検校とする。
- (5) 確認のための必要書類

受検票

※写真が貼付されていない場合は、複数の書類により確認する。（健康保険の被保険者証、マイナンバーカード、生徒証明書）

12 その他

「第1 一般選抜」の15に同じ。

第4 スポーツ・文化芸術推薦選抜

1 実施校および募集枠

- (1) スポーツ・文化芸術推薦選抜を実施する学校、学科または科は、別表1の「高等学校別入学者選抜一覧表」に示すとおりとする。
- (2) スポーツ・文化芸術推薦選抜における募集枠は、別表4の「高等学校別スポーツ・文化芸術推薦選抜の概要一覧表」に示すとおりとする。

2 出願資格および推薦要件

スポーツ・文化芸術推薦選抜に出願できる資格を有する者は、令和4年3月に中学校等を卒業し、または修了する見込みの者で、志願する動機が明白であり、出願先高等学校が示す推薦要件を満たし、適性、興味・関心および学習意欲を有する者のうち、中学校長の推薦を受けた者とする。

3 出願期間等

- (1) 期間 令和4年1月27日（木）および令和4年1月28日（金）とする。
- (2) 受付時間 午前8時40分から午後4時40分までとする。
郵送の場合は、令和4年1月27日（木）の消印のあるものに限り受け付ける。この場合において、中学校長は、郵送した時点で、出願者数等について、出願先高等学校長あて電話で報告するものとする。

4 出願

- (1) 志願者は、県立学校管理運営等規則第11条第2項および第11条の3の規定に基づき出願することができる。
- (2) 出願は、1人1校、1課程、1学科または1科限りとする。ただし、出願先高等学校が実施する同一課程、同一学科または同一科の推薦選抜または特色選抜を併願することができる。

5 出願手続

- (1) 提出書類 志願者は、次の書類を中学校長を経て出願先高等学校長に提出しなければならない。
 - ア スポーツ・文化芸術推薦選抜入学願書
 - イ スポーツ・文化芸術推薦選抜受検票 令和4年3月に滋賀県内の中学校等を卒業見込みの者以外の者は、出願前3箇月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真（縦4cm、横3cm）をスポーツ・文化芸術推薦選抜受検票の所定の欄に貼り、中学校長の割印を受けなければならない。
 - ウ 住民票記載事項証明書またはその写し 「第1 一般選抜」の4の（1）のエに同じ。
 - エ 特別出願許可書の写し 「第1 一般選抜」の4の（1）のオに同じ。ただし、出願手続までに許可を受けなければならない。
 - オ 海外帰国生徒等取扱措置願 「第1 一般選抜」の4の（1）のキに同じ。
 - カ 自己申告書 「第1 一般選抜」の4の（1）のケに同じ。
 - キ 上記に定めるもののほか、出願先高等学校長が求める書類
- (2) 手数料
 - ア 志願者は、出願に当たって、全日制の課程にあつては2,200円、定時制の課程にあつては950円の手数料に相当する額面の証紙をスポーツ・文化芸術推薦選抜入学願書の証紙貼付欄に貼り付けなければならない。推薦選抜または特色選抜を併願する場合は、別途、推薦選抜または特色選抜の手数料が必要となる。
 - イ 既納の手数料は、原則として還付しない。
- (3) 中学校長は、志願者が当該県立高等学校を志願していることを確認し、提出された書類の内容を審査のうえ、スポーツ・文化芸術推薦選抜出願者一覧表2通、スポーツ・文化芸術推薦選抜推薦書、個人調査報告書および成績一覧表を作成し、志願者から提出された書類とともに出願先高等学校長に提出するものとする。
- (4) 出願先高等学校長は、中学校長から提出された書類および手数料を確認のうえ、スポーツ・文化芸術推薦選抜受検票に受検番号を付して、スポーツ・文化芸術推薦選抜出願者一覧表1通とともに中学校長に交付するものとする。
- (5) 中学校長は、志願者にスポーツ・文化芸術推薦選抜受検票を交付するものとする。

6 検査方法等

- (1) スポーツ・文化芸術推薦選抜出願者全員に対して実技検査を実施するとともに、面接、作文または小論文のうちから一つを課すものとする。また、特色選抜実施校は、特色選抜の総合問題を併せて実施することができる。（別表1の「高等学校別入学者選抜一覧表」および別表4の「高等学校別スポーツ・文化芸術推薦選抜の概要一覧表」を参照すること。）
- (2) 推薦選抜または特色選抜を併願する者については、スポーツ・文化芸術推薦選抜の検査に加え、推薦選抜または

特色選抜と同じ内容の検査を課すものとする。(別表2の「高等学校別推薦選抜の概要一覧表」および別表3の「高等学校別特色選抜の概要一覧表」を参照すること。)

- (3) 実施日 令和4年2月8日(火)または2月9日(水)のいずれか一日
- (4) 実施場所 出願先高等学校
- (5) 実施時間 各県立高等学校ごとに定める実施要項によるものとする。

7 選抜方法

- (1) 出願先高等学校長は、中学校長から提出された個人調査報告書およびスポーツ・文化芸術推薦選抜推薦書等の内容ならびに各検査の結果を資料として総合的に判定し、スポーツ・文化芸術推薦選抜における入学許可予定者を決定するものとする。
- (2) 出願先高等学校長は、推薦選抜または特色選抜を併願する志願者がある場合は、スポーツ・文化芸術推薦選抜の入学許可予定者を先に決定し、次に、推薦選抜または特色選抜の入学許可予定者を決定するものとする。

8 スポーツ・文化芸術推薦選抜における入学許可予定者の通知

- (1) 出願先高等学校長は、令和4年2月16日(水)に当該中学校等を通じて本人にスポーツ・文化芸術推薦選抜における入学許可予定を通知する。
- (2) (1)の通知は、スポーツ・文化芸術推薦選抜入学許可予定者通知書(以下「スポーツ・文化芸術推薦選抜通知書」という。)の交付によって行う。
- (3) スポーツ・文化芸術推薦選抜通知書の交付を受けた者は、当該県立高等学校に入学するものとする。

9 入学許可予定者の発表

- (1) 8の(1)および(2)によって、スポーツ・文化芸術推薦選抜通知書の交付を受けた者については、令和4年3月16日(水)に出願先高等学校で入学許可予定者として発表する。
- (2) 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。

10 スポーツ・文化芸術推薦選抜の不合格者

スポーツ・文化芸術推薦選抜に不合格となった者(ただし、推薦選抜または特色選抜を併願し、これに合格した者を除く。)については、「第1 一般選抜」に定めるところにより、改めて出願することができる。

11 その他

「第1 一般選抜」の15に同じ。

第5 中高一貫教育に係る併設型高等学校の特例

1 入学者選抜の特例

滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則（昭和64年滋賀県教育委員会規則第5号）第2条の表の左欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）に在籍し、令和4年3月に卒業する見込みの者が、同表のそれぞれ当該右欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）に、入学を志願する場合は、次により選抜を行わず入学許可予定者とするものとする。

2 併設型高等学校

併設型高等学校および学科は、次のとおりとする。

併設型中学校	併設型高等学校（学科）
滋賀県立河瀬中学校	滋賀県立河瀬高等学校（普通科）
滋賀県立守山中学校	滋賀県立守山高等学校（普通科）
滋賀県立水口東中学校	滋賀県立水口東高等学校（普通科）

3 出願手続

併設型高等学校への志願者は、併設型高等学校入学願書（様式は、各併設型高等学校長が定める。）を令和4年2月22日（火）または令和4年2月24日（木）に、併設型高等学校長に提出しなければならない。

なお、当該併設型高等学校以外の高等学校等へ出願する者は、1による入学者選抜の特例の適用を受けることができないものとする。

〔通信制の課程〕（単位制）

1 募集定員

募集定員は、別に定める。

2 出願資格

〔全日制の課程および定時制の課程〕第1の2に同じ。

3 募集期間等

- (1) 期間 令和4年3月13日（日）から令和4年3月16日（水）まで（日曜日を含む。）とする。
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時までとする。

4 出願

- (1) 志願者は、県立学校管理運営等規則第11条第2項および第11条の3の規定に基づき出願することができる。
- (2) 他の課程および県立高等学校との併願はできない。

5 出願手続

- (1) 出願に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 入学願書

イ 面接票 志願者は、出願前3箇月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真（縦4cm、横3cm）

を面接票の所定の欄に貼り、中学校長の割印を受けなければならない。ただし、〔全日制の課程および定時制の課程〕第1の2の（3）に該当する者については、割印は不要とする。

ウ 住民票記載事項証明書またはその写し 〔全日制の課程および定時制の課程〕第1の4の（1）のエに同じ。

エ 特別出願許可書の写し

〔全日制の課程および定時制の課程〕第1の4の（1）のオの（ア）に同じ。ただし、特別出願許可書の申請期間は、令和4年2月24日（木）から令和4年3月16日（水）まで（土曜日および日曜日を除く。）とする。

受付は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、最終日の受付は、正午までとする。

オ 雇用（予定）証明書 〔全日制の課程および定時制の課程〕第1の4の（1）のカに同じ。

カ 海外帰国生徒等取扱措置願 〔全日制の課程および定時制の課程〕第1の4の（1）のキに同じ。

キ 自己申告書 〔全日制の課程および定時制の課程〕第1の4の（1）のケに同じ。

- (2) 志願者は、（1）の書類に、中学校長の作成する個人調査報告書を添えて、出願先高等学校長あて本人が直接提出しなければならない。ただし、県外からの志願者および〔全日制の課程および定時制の課程〕第1の2の（3）に該当する志願者は、出願先高等学校長に申し出て、その指示に従わなければならない。

6 面接

面接は、出願者全員に対して出願書類の提出時に実施し、その方法等は当該県立高等学校において定める実施要項によるものとする。

7 入学の許可

出願先高等学校長は、提出された個人調査報告書および面接の結果を資料として、総合的に判定し、入学許可予定者を決定するものとする。

8 入学許可予定者の発表

入学許可予定者の発表は、令和4年3月22日（火）に、出願先高等学校において行う。

9 二次選抜

入学許可予定者数が募集定員に満たない場合は、次のとおり二次選抜を行うものとする。

- (1) 二次選抜定員は、募集定員から入学許可予定者数を減じた数とする。
- (2) 出願資格は、2に同じ。
- (3) 募集期間等
 - ア 期間 令和4年3月24日（木）および令和4年3月25日（金）とする。
 - イ 受付時間 午前9時から午後4時までとする。
- (4) 出願 出願方法および出願手続は、4および5に同じ。ただし、5の（1）のエにおける特別出願許可書の許可申請期間は、令和4年3月17日（木）から令和4年3月25日（金）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）とする。受付は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、最終日の受付は、正午までとする。
- (5) 面接 6に同じ。
- (6) 入学の許可 7に同じ。
- (7) 入学許可予定者の発表 入学許可予定者の発表は、令和4年3月28日（月）に、出願先高等学校において行う。

10 不正出願による入学許可の取消し

出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。

11 その他

〔全日制の課程および定時制の課程〕第1の15に同じ。

〔転入学・編入学〕（単位制による定時制の課程（昼間）のみ）

滋賀県教育委員会が単位制による定時制の課程（昼間）に転入学・編入学の枠として定めた募集定員に対して実施する入学者選抜に関しては、次に定めるところによる。

1 募集定員

募集定員は、別に定める。

2 出願資格

次の（１）に該当し、かつ、（２）または（３）のいずれかに該当する者とする。

- (1) 志願者が滋賀県内に住所もしくは勤務先を有する者または入学日までに県内に住所もしくは勤務先を有する見込みの者であること。
- (2) 転入学志願者 高等学校または中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）に在学し、教科・科目の修得単位を有する者または有する見込みの者
- (3) 編入学志願者 過去に高等学校等に在学して、教科・科目の修得単位を有する者

3 募集期間等

- (1) 期間 令和4年3月10日（木）および令和4年3月11日（金）とする。
- (2) 受付時間 午前9時から午後4時までとする。

郵送の場合は、令和4年3月10日（木）の消印のあるものに限り受け付ける。この場合において高等学校等の校長は、郵送した時点で、出願者数等について、大津清陵高等学校の校長（以下「大津清陵高等学校長」という。）あて電話で報告するものとする。

4 出願手続

- (1) 転入学志願者は、次の書類を在学している高等学校等の校長を経て、大津清陵高等学校長に提出しなければならない。

ア 転入学・編入学願書

イ 受検票 志願者は、出願前3箇月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真（縦4cm、横3cm）を受検票の所定の欄に貼り、高等学校等の校長の割印を受けなければならない。

ウ 住民票記載事項証明書またはその写し 編入学志願者ならびに出願先高等学校長が必要と認めた者は、本人および保護者の住民票記載事項証明書、またはその写しに過去在籍していた高等学校長が原本証明をしたものを提出しなければならない。

エ 特別出願許可書の写し

〔全日制の課程および定時制の課程〕第1の4の（１）のオの（ア）に同じ。ただし、特別出願許可書の申請期間は、令和4年2月24日（木）から令和4年3月10日（木）まで（土曜日および日曜日を除く。）とする。受付は、午前8時30分から午後5時までとする。

オ 雇用（予定）証明書 〔全日制の課程および定時制の課程〕第1の4の（１）のカに同じ。

カ 海外帰国生徒等取扱措置願 〔全日制の課程および定時制の課程〕第1の4の（１）のキに同じ。

- (2) 手数料 手数料 950 円に相当する額面の証紙を転入学・編入学願書に貼り付けなければならない。既納の手数料は、原則として還付しない。

- (3) 転入学志願者が在学している高等学校等の校長は、提出された書類の内容を審査のうえ、次の書類を作成し、志願者から提出された書類とともに大津清陵高等学校長に提出するものとする。

ア 単位修得証明書（単位修得見込みの教科・科目も付記すること。）（大津清陵高等学校の様式による。） 出願前3箇月以内に発行し、厳封したもの。

イ 成績証明書（大津清陵高等学校の様式による。） 出願前3箇月以内に発行し、厳封したもの。

ウ 転学照会書

- (4) 編入学志願者は、（１）の書類を過去に在学した高等学校等の校長が発行した（３）のアおよびイの書類とともに、大津清陵高等学校長あて直接提出しなければならない。

5 学力検査および面接

- (1) 選抜のための学力検査および面接は、志願者全員に対して行う。
- (2) 教科等、期日および時間は、次のとおりとする。

期日	時限	1		2		3		4		5
令和4年3月15日 (火)	時間	9:00 ～ 9:10	休憩	9:25 ～ 10:15	休憩	10:35 ～ 11:25	休憩	11:45 ～ 12:35	昼食	13:20 ～
	教科 その他	一般 注意		国語		数学		英語		面接

(3) 内容 学力検査の内容は、各教科とも高等学校第1学年修了程度の基本的な問題とする。

なお、国語については「作文」を含め実施する。

(4) 受検場は、大津清陵高等学校とする。

6 選抜の方法

大津清陵高等学校長は、成績証明書、学力検査の成績および面接の結果等を資料として、高等学校教育を受けるに足る者を選抜し、入学許可予定者を決定するものとする。

7 入学許可予定者の発表

入学許可予定者の発表は、令和4年3月18日（金）に、大津清陵高等学校において行う。

8 二次選抜

入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、次のとおり二次選抜を行うものとする。

(1) 二次選抜定員は、募集定員から入学許可予定者数を減じた数とする。

(2) 出願資格は、2に同じ。

(3) 募集期間等

ア 期間 令和4年3月18日（金）および令和4年3月22日（火）とする。

イ 受付時間 午前9時から午後4時までとする。

郵送の場合は、令和4年3月18日（金）の消印のあるものに限り受け付ける。この場合において、高等学校等の校長は、郵送した時点で、出願者数等について、大津清陵高等学校長あて電話で報告するものとする。

(4) 出願 出願手続は、4に同じ。ただし、4の（1）のエに規定する特別出願許可書の許可申請期間は、令和4年3月18日（金）および令和4年3月22日（火）とする。令和4年3月18日（金）の受付は午前8時30分から午後5時までとし、令和4年3月22日（火）の受付は午前8時30分から正午までとする。

(5) 学力検査および面接 5に同じ。ただし、検査期日は、令和4年3月24日（木）とする。

(6) 選抜の方法 6に同じ。

(7) 入学許可予定者の発表 入学許可予定者の発表は、令和4年3月28日（月）に、大津清陵高等学校において行う。

9 その他

(1) 海外帰国生徒等に対する入学者選抜は、その者の海外経験等の事情を配慮するものとする。

(2) 出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。

[別表1]

高等学校別入学者選抜一覧表（全日制の課程）

学 校 名	課 程	学 科	推薦選抜				特色選抜					スポーツ・文化芸術 推薦選抜							一般選抜								備考			
			募集 枠 (%)	面接	作文	実技 検査	検査				個人 調査 報告 書	募集枠 (人数)		検査					学力検査					面接	作文	実技 検査		学力 検査 得点	個人 調査 報告 書	
							口頭 試問	小論文	実技 検査	総合 問題		検 査	ス ポ ー ツ 活 動	文 化 芸 術 活 動	面接	作文	実技 検査	適性 検査	小論文	総合 問題	国語	数学	社会							理科
膳 所	全日制	普 通					30		○		○	7 : 3								100	100	100	100	100				7 : 3		
		理 数					50		○		○	7 : 3								100	120	100	120	100				7 : 3		
堅 田	全日制	普 通	30	○								3		○		○					100	100	100	100	100				5 : 5	
東 大 津	全日制	普 通					30		○		○	7 : 3								100	100	100	100	100				7 : 3		
北 大 津	全日制	普 通	30	○															100	100	100	100	100				5 : 5			
大 津	全日制	普 通					30		○		○	6 : 4	3		○		○			○	100	100	100	100	100				7 : 3	
		家 庭	40	○	○							3		○		○				100	100	100	100	100				7 : 3		
石 山	全日制	普 通					30		○		○	7 : 3								100	100	100	100	100		※	7 : 3			
		音 楽					50			○	○	7 : 3								100	100	100	100	100		100	7 : 3			
瀬田工業	全日制	工 業	50	○		○													100	100	100	100	100				5 : 5			
大津商業	全日制	商 業	50	○	○							15		○		○					100	100	100	100	100				6 : 4	
彦 根 東	全日制	普 通					30		○		○	7 : 3								100	100	100	100	100				7 : 3		
河 瀬	全日制	普 通					30		○		○	7 : 3		3	○		○			○	100	100	100	100	100				7 : 3	
彦根工業	全日制	工 業	50	○	○														100	100	100	100	100				5 : 5			
彦 根 翔 西 館	全日制	総 合	40	○	○							19		○		○					100	100	100	100	100				7 : 3	
長 浜 北	全日制	普 通					30		○		○	6 : 4	8				○		○	○	100	100	100	100	100				7 : 3	
虎 姫	全日制	普 通					30		○		○	6 : 4		3			○		○	○	100	100	100	100	100				7 : 3	
伊 香	全日制	普 通	30	○								8		○		○					100	100	100	100	100				5 : 5	
長浜農業	全日制	農 業	50	○	○														100	100	100	100	100				5 : 5			
長浜北星	全日制	総 合	40	○	○							6		○		○					100	100	100	100	100				6 : 4	
八 幡	全日制	普 通	30	○	○														100	100	100	100	100				7 : 3			
八幡工業	全日制	工 業	50	○	○							20		○		○					100	100	100	100	100				6 : 4	
八幡商業	全日制	商 業	50	○								4		○		○					100	100	100	100	100				5 : 5	
草 津 東	全日制	普 通					30		○		○	6 : 4								100	100	100	100	100				7 : 3		
		体 育	85	○		○						26		○		○					100	100	100	100	100		100	6 : 4		
草 津	全日制	普 通	30	○	○														100	100	100	100	100				6 : 4			
玉 川	全日制	普 通					30		○		○	6 : 4								100	100	100	100	100				7 : 3		

- (注意) ・推薦選抜、および特色選抜の募集枠(%)には、スポーツ・文化芸術推薦選抜の募集人数を含む。
・スポーツ・文化芸術推薦選抜の詳細については「別表4」に示す。
・学力検査得点と個人調査報告書の比率は、おおまかな「めやす」を示したものである。
・面接・作文・実技検査の欄の数字は、点数化している場合の満点を示している。
・※について、石山高等学校音楽科を第2志望とする者は、実技検査を受けなければならない。

学 校 名	課 程	学 科	推薦選抜				特色選抜					スポーツ・文化芸術 推薦選抜								一般選抜							備考				
			募集枠 (%)	面接	作文	実技検査	募集枠 (%)	検査				個人 調査報告書	募集枠 (人数)		検査						学力検査					面接		作文	実技検査	学力 検査 得点	個人 調査報告書
								口頭試問	小論文	実技検査	総合問題				検 査	面接	作文	実技検査	適性検査	小論文	総合問題	国語	数学	社会	理科						
湖南農業	全日制	農 業	50	○															100	100	100	100	100				5 : 5				
守 山	全日制	普 通					30		○		○	7 : 3							100	100	100	100	100				7 : 3				
守 山 北	全日制	普 通	30	○	○													100	100	100	100	100				5 : 5					
栗 東	全日制	普 通	30	○								16		○		○				100	100	100	100	100			5 : 5				
		美 術	75			○												100	100	100	100	100			100	6 : 4					
国際情報	全日制	総 合	40	○	○													100	100	100	100	100				6 : 4					
水 口	全日制	普 通	30	○	○							7		○		○				100	100	100	100	100			6 : 4				
水 口 東	全日制	普 通					30		○		○	5 : 5							100	100	100	100	100			7 : 3					
甲 南	全日制	総 合	40	○														100	100	100	100	100				5 : 5					
信 楽	全日制	総 合	40 ☆	○														100	100	100	100	100				5 : 5					
野 洲	全日制	普 通	30	○								10		○		○				100	100	100	100	100			5 : 5				
石 部	全日制	普 通	30	○														100	100	100	100	100				5 : 5					
甲 西	全日制	普 通	30	○								6		○		○				100	100	100	100	100			6 : 4				
高 島	全日制	普 通	20	○	○													100	100	100	100	100				7 : 3					
		文 理 探 究					50		○		○	7 : 3							100	100	100	100	100				7 : 3				
安 曇 川	全日制	総 合	30	○														100	100	100	100	100				6 : 4					
八 日 市	全日制	普 通					30		○		○	7 : 3							100	100	100	100	100				7 : 3				
能 登 川 (単位制)	全日制	普 通	30	○														100	100	100	100	100				6 : 4					
八日市南	全日制	農 業	50	○								3		○		○				100	100	100	100	100	50		5 : 5				
伊 吹	全日制	普 通	30	○								10		○		○				100	100	100	100	100			5 : 5				
米 原	全日制	普 通					30		○		○	7 : 3							100	100	100	100	100				7 : 3				
		理 数					50		○		○	7 : 3							100	100	100	100	100				7 : 3				
日 野	全日制	総 合	40	○								5		○		○				100	100	100	100	100			5 : 5				
愛 知	全日制	普 通	30	○														100	100	100	100	100	100				5 : 5				

- (注意) ・推薦選抜、および特色選抜の募集枠(%)には、スポーツ・文化芸術推薦選抜の募集人数を含む。
・スポーツ・文化芸術推薦選抜の詳細については「別表4」に示す。
・学力検査得点と個人調査報告書の比率は、おおまかな「めやす」を示したものである。
・面接・作文・実技検査の欄の数字は、点数化している場合の満点を示している。
・☆について、信楽高等学校総合学科の全国募集枠で5名を限度とする。

高等学校別入学者選抜一覧表（定時制の課程および通信制の課程）

学 校 名	昼 間・夜 間・お 通 信 の 信 号	学 科	推薦選抜				特色選抜					スポーツ・文化芸術 推薦選抜						一般選抜							備考							
			募集 枠 (%)	面 接	作 文	実 技 検 査	募集 枠 (%)	検 査				個人 調 査 報 告 書	募集枠 (人数)		検 査					学力検査						面接	作文	実 技 検 査	学力 検査 得点	個人 調査 報告書		
								口 頭 試 問	小 論 文	実 技 検 査	総 合 問 題				検 査	面接	作文	実 技 検 査	適 性 検 査	小 論 文	総 合 問 題	国 語	数 学	社 会							理 科	英 語
大津清陵 (単位制)	昼 間	普 通																												6 : 4		
	夜 間	普 通																												6 : 4		
	通 信	普 通																												#0 : 10		
瀬田工業 (単位制)	夜 間	工 業																												5 : 5	★	
彦根工業	夜 間	工 業																												5 : 5	★	
長浜北星	夜 間	総 合																												5 : 5	★	
能 登 川 (単位制)	昼 間	普 通	30			○																									6 : 4	
	夜 間	普 通																													6 : 4	

- （注意）
- ・推薦選抜、および特色選抜の募集枠(%)には、スポーツ・文化芸術推薦選抜の募集人数を含む。
 - ・スポーツ・文化芸術推薦選抜の詳細については〔別表4〕に示す。
 - ・学力検査得点と個人調査報告書の比率は、おおまかな「めやす」を示したものである。
 - ・面接・作文・実技検査の欄の数字は、点数化している場合の満点を示している。
 - ・#について、学力検査は実施しない。
 - ・★について、定時制課程の特例措置あり

高等学校別推薦選抜の概要一覧表

学 校 名	課 程	学 科	推 薦 選 抜					
			募 集 枠 %	推 薦 要 件 “求める生徒像”	面 接	作 文	実 技 検 査	推薦書に記載を求 める事項
堅 田	全日制	普 通	30	本校への入学を熱望し、学習意欲が旺盛で、次のいずれかの要件を満たす者 a大学等へ進学する強い意志と明確な目的意識を持ち、特進クラスでその目的を達成するため最大限の努力をする者 bスポーツ活動に顕著な実績を持ち、入学後も継続して部活動に意欲的に取り組む者	○			推薦要件bによる場合は、スポーツ活動における活動状況、出場大会名および成績・記録等。
北 大 津	全日制	普 通	30	本校への志望動機が明確で基本的生活習慣が身についており、次のいずれかの要件を満たす者 a大学などへの進学をめざして努力する者 b国際交流に興味や関心があり、オーストラリア・ニュージーランドの姉妹校への留学なども利用し、英語の学習に意欲的に取り組み、国際理解を深めたい者 c体育活動および文化活動において優秀な成績や成果を収め、入学後も部活動を3年間継続する意志を持ち、学校行事や学級活動においてリーダーシップを発揮することが期待できる者	○			体育活動、文化活動その他の活動等についての具体的な活動内容とその成果、実績、検定、資格、表彰歴等の具体的な内容。
大 津	全日制	家 庭	40	本校志望の意志が強く、食物・被服・保育の分野に興味・関心があり、専門科目を中心とした実習科目に対する意欲が旺盛で、次のa、bの要件をともに満たす者 a専門的な知識・技術を習得し、将来その分野での活躍を希望する者や、さらに高度な知識を得るため大学やその他上級学校へ進学を目指す者 b部活動や生徒会活動に意欲的に取り組み、あるいは検定資格等を取得するなど、入学後も学校の活性化に寄与し、リーダーとして活躍が期待できる者	○	○		部活動、生徒会活動等における具体的な活動内容と成果、実績、検定、資格、表彰歴等の具体的な内容。
瀬田工業	全日制	工 業	50	工業学科の学習に興味・関心を持ち、それを生かして社会に貢献することを望んでいる者。また、基本的生活習慣が身についており、学校生活を意欲的に取り組む者で、次のいずれかの要件を満たす者 a学業成績が総合的に優れている者 b体育的活動、文化的活動や生徒会活動において、優秀な成績や成果を収めた者 c卒業後、工業技術者としての専門知識を生かし、企業に就職したい者 また、理工学部関係の大学等に進学し、さらに専門性を深めスペシャリストを目指したい者	○		○	体育的活動、文化的活動や特別活動等で特に顕著な結果。
大津商業	全日制	商 業	50	基本的生活習慣が身についており、商業学科の学習に強い意欲を持ち、次のいずれかの要件を満たす者 a将来の進路に関して明確な目的意識を持ち、その達成に向けて努力する者 b体育活動において優れた能力や適性を持ち、入学後も継続して部活動に意欲的に取り組む強い意志を有する者 c文化、生徒会活動に意欲的に取り組み、リーダーとして活躍が期待できる者	○	○		要件bによる場合は体育活動における活動状況、出場大会名および成績記録等。
彦根工業	全日制	工 業	50	基本的生活習慣が身についており、志望する学科への意欲が旺盛でかつ目的意識が明確であり、次のいずれかの要件を満たす者 aものづくりや資格取得など、工業に興味・関心が高く、一定の学力を有する者 b体育的活動、文化的活動、および特別活動に顕著な成果を収めるなど、優れた能力・資質を有し、3年間継続して活動する意志があり、リーダーとして活躍が期待できる者	○	○		生徒会活動および体育的・文化的活動等の具体的な成果や実績、検定・資格、表彰歴等、顕著な活躍。
彦根翔西館	全日制	総 合	40	学校生活に意欲的に取り組む者で、次のいずれかの要件を満たす者 a総合学科に興味・関心を示し、将来の進路に関して主体的に探究する目的意識を持ち、その達成に向けて努力する者 b体育的活動・文化的活動で優れた実績または優れた能力や適性を有し、入学後も部活動を3年間継続する意志を有する者	○	○		体育的活動・文化的活動で顕著な実績または優れた能力、適性を示す事項。

学 校 名	課 程	学 科	推 薦 選 抜				
			募 集 枠 %	推 薦 要 件 “求める生徒像”	面 接	作 文	実 技 検 査 推薦書に記載を求 める事項
伊 香	全日制	普 通	30	基本的生活習慣が身についており、本校志望の意志が強く、学校生活に意欲的に取り組む者で、次のいずれかの要件を満たす者 a本校での学習に強い興味・関心を持ち、学業成績が総合的に優れ、入学後も積極的に学習を続ける者 b体育・文化・生徒会活動などの特別活動で優れた能力や適性を持ち、入学後もリーダーとして活躍が期待できる者	○		学習、体育、文化、生徒会活動、ボランティア活動などの成果。
長浜農業	全日制	農 業	50	人物・学業成績ともに優秀で、基本的生活習慣（言葉遣いや礼儀作法等）が身についており、規律ある学校生活（時間やルール等がしっかりと守れる）が送れる者 本校を志望する動機・理由が明確かつ適切であり、次のいずれかの要件を満たす者 a動物、植物、食品等についての農業学習に対する興味・関心および学習意欲を有する者 b生徒会活動、学級活動、部活動や文化的・体育的活動に積極的に取り組み、リーダーとして入学後も活躍できる者	○	○	農業学習に対する興味・関心、意欲。生徒会活動、学級活動や部活動における役職や具体的な活動成果。 文化的・体育的活動について、具体的な大会名と成果、貢献度など実績。 資格検定等の取得状況。
長浜北星	全日制	総 合	40	総合学科の特徴を十分に理解し、高い学習意欲を持ち、次のいずれかの要件を満たす者 a工業・商業・福祉の専門科目や普通科とは違う特色のある科目を学んだことを生かして、深めながら大学進学を希望する者 b自己の適性を見つけて、就職したいと考える者 c体育部、文化部、生徒会活動において優れた能力や適性を持ち、入学後も意欲的に活動したいと考える者	○	○	資格取得、部活動の実績、生徒会活動の状況。
八 幡	全日制	普 通	30	本校志望の意志が強く、大学等への進学を希望する者で、体育的・文化的活動および生徒会活動などにおいて成果を収めた者	○	○	取得資格、体育的・文化的活動および生徒会活動等の具体的な成果や実績。
八幡工業	全日制	工 業	50	基本的生活習慣が身についており、ものづくりや資格試験を含めた工業の学習に興味・関心があり、特別活動、部活動などの学校生活に取り組む意欲が旺盛で、次のいずれかの要件を満たす者 a学業成績において総合的に優れている者 b体育的活動で優れた実績、または優れた能力や適性を有し、他の模範となる者 c文化的活動や特別活動などにおいて極めて優秀な成果を収めた者	○	○	体育的活動、文化的活動、その他の活動について、大会名・実績・貢献度など正確な実績と、資格の取得状況など。
八幡商業	全日制	商 業	50	志望する動機が明白で、次のいずれかの要件を満たす者 a商業の専門教育に対する興味・関心があり、学習意欲のある者 b体育活動や文化活動等の特別活動において優れた能力や適性を持ち、入学後も活躍が期待できる者	○		体育的・文化的活動における顕著な成果。
草 津 東	全日制	体 育	85	競技力の向上と本県のスポーツ振興を担う指導者等への道を目指し、意欲的に学習や部活動等に取り組み、本校の教育方針である「文武両道」を自ら実践しながら、現役で大学等の進路実現を志す者 各競技において、顕著な実績を持つ者で、意欲と能力のある者	○	○	特筆すべき運動能力。競技成績・競技実績等。 学習や生活に対する意欲・向上心・目的意識。
草 津	全日制	普 通	30	本校入学後の高校生活について、はっきりとした目標と強い意欲を持つ者で、同時に次のいずれかの要件を満たす者 a学業成績が優秀で、入学後も自らの進路実現に向けて意欲的に学習に取り組める者 b体育活動に優秀な成績を収め、入学後も意欲的に取り組み活躍が期待できる者 c文化活動、生徒会活動などに優秀な成果を収め、入学後も意欲的に活動する意志のある者	○	○	学業・特別活動、スポーツ、文化または社会とのかかわりに関する具体的な成績や活動内容など。
湖南農業	全日制	農 業	50	農業（植物や食品、環境等）の学習に興味・関心があり、将来の進路実現に向け、目的意識を持って、何事にも真面目に意欲的に取り組むことができる者	○		体育・文化活動の記録。

学 校 名	課 程	学 科	推 薦 選 抜					
			募 集 枠 %	推 薦 要 件	面 接	作 文	実 技 検 査	推薦書に記載を 求める事項
				“求める生徒像”				
守 山 北	全日制	普 通	30	本校志望の意志が強く、次のいずれかの要件を満たす者 a部活動で目標と意欲を持ち、入学後もリーダーとして活躍が期待できる者 b学習に対して意欲的に取り組み、自分の将来の進路について、目的意識を持つ者 c生徒会活動等で目標と意欲を持ち、入学後もリーダーとして活躍が期待できる者	○	○		体育的・文化的活動、各種検定等の取得状況、生徒会活動等での具体的な活動状況や成果。
栗 東	全日制	普 通	30	本校普通科を志望する意志が強く、次のいずれかの要件を満たす者 aスポーツ活動や文化活動において優れた能力を有し、本校入学後リーダーとしての活躍が期待できる者 b学習意欲が旺盛で、本校入学後も希望進路実現に向け勉学に励むことができる者	○			スポーツ活動や文化活動における成績。生徒会活動やボランティア等の活動状況。各種検定の取得状況。
		美 術	75	本校美術科を志望する意志が強く、次のいずれかの要件を満たす者 a絵画・彫刻・工芸・デザイン等の美術分野に興味・関心を持ち、専門的な勉学を希望する者 b美術系上級学校（美術大学等）への進学を希望する者			○	美術関係の県および市・郡以上の展覧会での記録。スポーツ活動や文化活動における県大会以上の大会における成績。
国際情報	全日制	総 合	40	基本的な生活習慣が身についており、学校生活に意欲的に取り組める者 また、本校の「総合学科」の内容や趣旨を理解し、かつ、次のいずれかの要件を満たす者 a学業成績が総合的に優れている者 b体育・文化活動において優れた能力や適性を持つ者 c英会話やものづくりなど、本校各系列の教育内容に合致した分野での能力や適性を持つ者	○	○		体育・文化面での活動実績、生徒会活動および取得資格・検定など顕著な活躍の成果。
水 口	全日制	普 通	30	学業成績が優秀であり、言葉遣いや礼儀作法がしっかり身につについて、次のいずれかの要件を満たす者 a大学への進学を志し、入学後は文系・理系特進クラスで学業に励む強い意志を持つ者 b英語の学習に対して強い意欲を持ち、国際理解や地域の歴史・文化に興味・関心が高く、入学後は学業に励む強い意志を持つ者 cスポーツ活動の実績があり、入学後も部活動で競技をする意志の強い者	○	○		運動部・文化部活動での顕著な成果。検定資格。表彰歴、公的機関による派遣歴等。
甲 南	全日制	総 合	40	本校を志望する明確な意志があり、向上心と目的意識を持って高校生活を送れ、次のいずれかの要件を満たす者 a自分自身の適性と能力を知り、計画的な学習ができること b他の生徒の模範となり、リーダーシップが発揮できること cスポーツ・文化活動にめざましい活動をしていること	○			部活動の記録・成績・状況等。
信 楽	全日制	総 合	40	基本的生活習慣が身についており、本校の「総合学科」の内容や趣旨を理解し、かつ、次のいずれかの要件を満たす者 aセラミック・デザイン・美術に強い興味・関心があり、将来に対する目的意識が明確な者 b進学等の目的意識が明確で、その達成に向けて努力する者 c体育・文化・生徒会活動に熱心に取り組む意欲のある者	○			学習および体育・文化・芸術・生徒会活動の成果。
		☆	他都道府県から志願する者で、信楽地域の伝統産業に関わるセラミック・デザインに強い興味・関心があり、将来に対する目的意識が明確な者					
野 洲	全日制	普 通	30	自分の将来の進路について目的意識を持ち、次のいずれかの要件を満たす者 a学習意欲が旺盛で、何事にも意欲的に取り組む者 bスポーツ活動や文化活動において、優れた能力や適性を持つ者	○			体育的・文化的活動および生徒会活動等の具体的な成果や実績。資格等を有する者は、それを明示すること。

☆について、全国募集枠で5名を限度とする。

学 校 名	課 程	学 科	推 薦 選 抜				
			募 集 枠 %	推 薦 要 件 “求める生徒像”	面 接	作 文	実 技 検 査 推薦書に記載を 求める事項
石 部	全日制	普 通	30	明確な志望動機があり、次のいずれかの要件を満たす者 a 学習意欲と規範意識が高く、主体的に行動できる者 b 部活動等に熱心に取り組み、十分な成果を上げ、より一層技術向上に努める者 c 福祉や健康に対する強い関心と興味を持ち、将来福祉分野、健康分野に関わる仕事に就きたいと考えている者	○		部活動やボランティア活動等における具体的な活動状況や成果。
甲 西	全日制	普 通	30	部活動面や学習面で優秀な成績を残した者で、次のいずれかの要件を満たす者 a 部活動面は、優秀な成績を残した者で、本校で部活動が続ける意志を持つ者 b 学習面は、優秀な成績を残した者で、4年制大学への進学を希望し、本校の特進クラスで勉学に励む意志を持つ者	○		特別活動における取り組み、学習活動における取り組み。
高 島	全日制	普 通	20	基本的生活習慣が身についており、学校生活に意欲的に取り組む者で、部活動・生徒会活動・資格取得検定等において、優れた成績を残してきた者	○	○	部活動・生徒会活動等の活動実績および資格検定等における取得実績。
安 曇 川	全日制	総 合	30	本校志望の意志が強く、基本的生活習慣が身についており、学校生活に意欲的に取り組む者で、次のいずれかの要件を満たす者 a 学業成績が優れている者 b 体育的活動や文化的活動および生徒会活動等において、積極的な取り組みをしている者 c 総合学科の多様な学習内容に興味・関心および意欲を有し、特色ある選択科目の学習を通して進路希望の実現を図ろうとする者	○		
能 登 川 (単位制)	全日制	普 通	30	学業への意欲が旺盛で、本校志望の意志が強く、次のいずれかの要件を満たす者 a 学業成績が優れている者で、主に4年制大学や看護・医療系分野などへの進学を強く希望する者 b 部活動、生徒会活動などに熱心に取り組んだ者で、本校入学後もこれらの活動に意欲的に取り組む意志を持ち、リーダーとして活躍が期待できる者	○		運動部、文化部活動での顕著な成果。 検定資格、表彰歴、公的機関による派遣歴等。
八日市南	全日制	農 業	50	本校志望の意志が強く、学習意欲が旺盛で時間やルール等がしっかり守れる者のうち、次のいずれかの要件を満たす者 a 動物、植物、食品および自然環境に興味・関心を持ち、将来本校で学んだことを生かして社会に貢献することを望んでいる者 b 生徒会、学級、文化、体育、芸術、ボランティア等の活動で顕著な成績を収め、入学後もリーダーとして活躍が期待できる者	○		生徒会、学級、文化、体育、芸術、ボランティア活動等の具体的な成果。
伊 吹	全日制	普 通	30	人物が優れ、学習意欲が旺盛で、入学後も体育コースまたは学力発展クラスで学ぶ意欲があり、次のいずれかの要件を満たす者 a 優れた運動能力・適性を持ち、入学後は強化指定部【サッカー、ホッケー（男女）、野球、バレーボール（男）、バスケットボール（女）】で活動する意志がある者 b 学習成果に優れ、将来の進路に対する目的意識が明確な者	○		部活動、生徒会、学習、芸術、ボランティア等の諸活動の成果または実績。
日 野	全日制	総 合	40	本校のことをよく理解したうえで、本校志望の意志が強く、学習意欲が旺盛で、次のいずれかの要件を満たす者 a 学業成績が総合的に優れている者で、本校の総合学科での学習を通じて自分の進路を達成しようと強く決意している者 b 体育的活動や文化的活動において、優れた能力や適性を持ち、入学後もその分野での力を発揮しようと強く決意している者	○		生徒会、体育的・文化的分野での活動状況とその顕著な成果。
愛 知	全日制	普 通	30	音楽コース、体育コース、総合類型を持つ本校の特色を理解し、学習目標が明確で志願意志が強く、次のいずれかの要件を満たす者 a 学業成績が総合的に優れている者 b 特別活動（部活動等）において顕著な実績がある者	○		学習に対する取り組み状況と特別活動・部活動等での実績。
能 登 川 (単位制)	定時制 (昼間)	普 通	30	学習意欲が旺盛で、中学校の基礎・基本事項を習得しており、将来の進路に対して明確な目的意識をもっている者		○	

高等学校別特色選抜の概要一覧表

学 校 名	課 程	学 科	特 色 選 抜					
			募集 率 %	本校の特色	検査の概要			
					口頭 試 問	小 論 文	実 技 検 査	総 合 問 題
膳 所	全日制	普 通	30	国内外でリーダーとして活躍できる調和のとれた人材の育成を目指します。スーパーサイエンスハイスクールの指定を受け、日々の授業では、進路実現に必要な学力の伸長とともに、課題の発見解決、発表や議論など将来を見据えた教育を実践しています。大学との連携にも積極的に取り組んでいます。		論理的思考力、表現力、記述力等をみる。		国語、数学、社会、理科、英語の内容をもとに読解力や思考力、判断力、表現力等をみる。
		理 数	50	普通科の特色に加えて、連携する大学での特別授業により、最先端の研究に触れることができます。また、自然観察実習、数学や理科に関する課題研究を行います。それらによって発展的な学習を深め、科学的な探究能力を育成します。		論理的思考力、表現力、記述力等をみる。		国語、数学、社会、理科、英語の内容をもとに読解力や思考力、判断力、表現力等をみる。
東 大 津	全日制	普 通	30	校訓の3F (Fight, Friendship, Fair play) に基づいて、日々の授業を大切にしながら大学との連携にも積極的に取り組み、生徒一人ひとりの進路実現をめざします。勉強と部活動を両立させて豊かな心と社会性を育み、変化の激しい社会を生き抜く力を身につけた、グローバル社会に貢献できる人材を育成します。		与えられた文章を理解する力、および自分の考えをまとめ、表現する力をみる。		国語、社会、英語、数学、理科の内容をもとに読解力、思考力、判断力、表現力等をみる。
大 津	全日制	普 通	30	SMILE教育の理念のもと、充実した学習活動(Study)と学校行事や部活動(Event)を通して礼儀作法 (Manners)、知性(Intelligence)、愛・思いやる心(Love)をバランスよく育成します。また、分割授業やICTの積極的な活用などにより個々の進路希望の実現を目指します。		与えられたテーマに対する問題意識の程度を評価し、さらに論理的な思考力、また文章表現力をみる。		国語、社会、英語、数学、理科の内容をもとに読解力、思考力、判断力、表現力等をみる。
石 山	全日制	普 通	30	「高きを仰げ!じっくり・しっかり 学力向上、いきいき・はつらつ 学園生活」をモットーに、自由な中にも規律のある校風のもと、勉強と部活動との両立をすすめて、しっかりした人間力を培います。一人ひとりが希望の進路を実現できる確かな学力を育むことで、未来を切り拓き世界へ羽ばたく心豊かでたくましい人材の育成をめざします。		与えられた文章等を読み、それに対する考えを記述する問題。		国語、社会、数学、理科、英語の内容をもとに読みとる力、考える力、表現する力をみる問題。
		音 楽	50	「高きを仰げ!じっくり・しっかり 学力向上、いきいき・はつらつ 学園生活」をモットーに、自由な中にも規律のある校風のもと、音楽の専門家として必要な基礎力を着実に培います。それをもとに、生涯にわたって音楽を愛好し、広く音楽文化の創造発展に寄与し、世界へ羽ばたく人材の育成をめざします。			専門的・能力および音楽基礎的能力をみる。	国語、社会、数学、理科、英語の内容をもとに読みとる力、考える力、表現する力をみる問題。
彦 根 東	全日制	普 通	30	140年を超える伝統の下、彦根城内の恵まれた環境で学力の伸長と充実を図ります。「自主自律」「文武両道」をスローガンに、全国レベルの部活動等、生徒は自主的に活動し、充実した高校生活を送っています。スーパーサイエンスハイスクールの指定を受け、大学連携や国際交流にも取り組んでいます。		与えられた文章を読み、問題設定能力や問題解決能力および表現力等をみる問題。		国語、数学、社会、理科、英語の内容をもとに読解力や思考力、判断力、表現力等をみる。
河 瀬	全日制	普 通	30	中高一貫教育校であり、中学生から高校生まで、お互いに仲間として、安心して高校生活を送ることができます。また、海外短期研修等の機会を生かして、海外事情や異文化理解を深めることができます。「一人ひとりの夢を実現させる活力ある進学校」として、きめ細かい学習指導を展開します。		与えられた資料や課題文等を読み、自分の考えをまとめ、適切に表現できる力等をみる。		国語、社会、英語、数学、理科の内容をもとに読解力・思考力・表現力等を総合的にみる。
長 浜 北	全日制	普 通	30	本校では、英語教育に重点的に取り組み、少人数クラスでスピーチやプレゼンテーション、ディベートなどの活動を行うことで、英語を活用できる力を伸ばす授業を行います。また、全ての教科で生徒自らが「考え」そして「発信」する力が身につく授業を行います。さらに充実した学校行事や活気ある部活動で、魅力と活力のある学校づくりをめざします。		自己の考えを論理的にまとめ、思考力・表現力をみる問題。		国語・数学・英語・理科・社会の5教科に関する総合的な問題。

学 校 名	課 程	学 科	特 色 選 抜					
			募集 率 %	本校の特色	検査の概要			
					口 頭 試 問	小 論 文	実 技 検 査	総 合 問 題
虎 姫	全日制	普 通	30	令和2年度から新たに国際バカロレアディプロマプログラムを導入し、世界を視野に入れた学習に取り組んでいます。また、スーパーサイエンスハイスクール指定校で、大学と連携し最先端の研究に触れることができます。 知の世紀をリードする人材の育成をめざし、生徒一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばす、きめ細かな学習指導を展開しています。		与えられた文章等を読み、自分の考えを論理的にまとめ、表現する力をみる問題。		国語、数学、社会、理科、英語の内容をもとに読解力や思考力、判断力、表現力等をみる。
草 津 東	全日制	普 通	30	高校生活や将来に対する明確な目的意識をもち、英語・数学・国語等の教科学習に対する興味関心旺盛で、「文武両道」「文武両立」をめざし、現役で4年制国公立大学進学ができる、意欲的な生徒を育てます。		与えられた課題文を読んで、自分の考えや意見を適確に表現する力をみる問題。		国語、数学、社会、理科、英語の内容をもとに読解力や思考力、判断力、表現力等をみる。
玉 川	全日制	普 通	30	「自律・友愛・進取」の校訓のもと、人間性豊かで社会に貢献できる人材の育成を目指しています。わかりやすい授業と熱心な部活動指導で両立を応援するとともに、将来の進路が切り拓けるような丁寧な指導をします。考える力、表現する力を大切に、これからの社会を生きていくための基礎力を培います。		与えられた課題文を読み取り、自分の考えをまとめ、表現する問題。		国語、数学、社会、理科、英語の内容をもとに読解力や思考力、判断力、表現力等をみる。
守 山	全日制	普 通	30	新しい出会いと発見、感動とふれあいの中、共に学び語り合い、時に葛藤し友情を育みます。守山高校は、学習・部活動・特別活動すべてを大切に、将来に向けた生き方を指導しています。次世代リーダーの育成を目指し、充実した進路指導で夢の実現をサポートします。		与えられた課題文を読み、自分の考えをまとめることにより論理的思考力、発想力、記述力等をみる。		国語、数学、社会、理科、英語の内容をもとに読解力や思考力、判断力、表現力等をみる。
水 口 東	全日制	普 通	30	「われらに意気と誇りあり、われらに愛と誠あり、われらに信と力あり」の精神のもと、将来を力強く切り拓いていける人材の育成を目指します。自ら学ぶ姿勢を育むきめ細かな学習指導、若いエネルギーを思いっきり注げる部活動や自主活動、そして現役合格を目指した丁寧な進路指導で夢の実現をサポートします。		与えられた文章等を的確に読み取る力や自分の考えをまとめ、表現する力等をみる。		国語、数学、社会、理科、英語の内容をもとに読解力や思考力、判断力、表現力等をみる。
高 島	全日制	文 理 探 究	50	豊かな人間性を備え、調和のとれた人材を育成します。進学に特化したカリキュラムで難関大学を目指すとともに、グローバルな時代に主体的かつ柔軟に対応し、幅広い分野で活躍できる資質や能力を育成するため、文理の両面において、自ら課題を発見し、協働して探究活動に取り組む教育を実践します。		与えられた課題文を的確に読み取る力や、自分の考えを論理的にまとめ、適切に表現できる力をみる。		国語、数学、社会、理科、英語の内容をもとに読解力、思考力、判断力、表現力等をみる。
八 日 市	全日制	普 通	30	「自彊不息（じきょうやすまず）＊自ら努め励むこと」「自主協同」という2つの校訓に、本校の校風と伝統が集約されています。自由で伸びやかな雰囲気の中で学習活動と生徒会活動・部活動との両立を果たそうとする生徒に、確かな学力を身につける熱心な教科指導と一人ひとりの志望に応じた丁寧な進路指導を行っています。		中学校で学習した基礎的な内容について、論理的に自分の考えをまとめ、表現する力をみる。		国語、数学、社会、理科、英語の内容をもとに読解力や思考力、判断力、表現力等をみる。
米 原	全日制	普 通	30	「清純敦厚」の校訓のもと、授業や課外活動を通して、確かな学力と豊かな心を育みます。普通科には、「普通類型」と「英語コース」があります。「普通類型」は、文系にも理系にも対応した教育課程が特徴です。「英語コース」は、国際社会や大学進学に適応する高度な英語力を養成します。		文章や資料を的確に読み取り、論理的に思考し、適切に表現する力をみる。		国語、数学、社会、理科、英語の内容をもとに読解力や思考力、判断力、表現力等をみる。
		理 数	50	県下初の理数科として設置され、多くの卒業生が科学技術者として活躍しています。充実した設備を利用して実験・実習・演習を中心とした授業を行い、自然科学を系統的に学べるように工夫しており、将来、科学技術系への進学をめざす人に最適です。理数科ならではの行事も豊富にあります。		文章や資料を的確に読み取り、論理的に思考し、適切に表現する力をみる。		国語、数学、社会、理科、英語の内容をもとに読解力や思考力、判断力、表現力等をみる。

高等学校別スポーツ・文化芸術推薦選抜の概要一覧表

学 校 名	課 程	学 科	スポーツ・文化芸術推薦選抜									
			競 技 募 部 門 集 種 目 校	推薦要件、および実技検査の概要	面接	作文	実技検査	適性検査	小論文	総合問題	推薦書に記載を 求める事項	
堅 田	全日制	普 通	ウエイトリフティング	男女 3名 以内	【推薦要件】 本校への入学を熱望し、学業成績が優秀であり、学習および部活動に取り組む意欲が旺盛で、次のa・b両方の要件を満たす者 a 入学後はウエイトリフティング部に入学し、3年間活動する強い意志のある者 b 優れた運動能力・適性を持ち、入学後は体育的活動のリーダーとして活躍できる者 【実技検査】 ・体幹筋力を評価するための検査 ①背筋力計による検査 ・器具を用いた基本動作をする検査 ①オーバーヘッドスクワット ②スナッチ ③クリーン&ジャーク	○		○				・中学校での運動部活動の競技名・活動内容・実績等、または学校外における体育的活動の競技名・活動内容・実績等
大 津	全日制	家 庭	カヌー	男女 2名 以内	【推薦要件】 (カヌー) 食物・被服・保育の分野を中心に学習する家庭科学科に興味・関心があり、将来その分野での活躍を希望する者で、入学後は本校カヌー部で活動する強い意志を持ち、次のいずれかの要件を満たす者 a カヌー競技において、競技団体主催の大会に参加した者 b カヌー競技団体が主催する競技を目的としたカヌー教室等に参加し、入学後、活躍が期待できる者	○		○				(カヌー) ・競技団体が主催する大会での成績や、競技を目的としたカヌー教室に参加した証明等、カヌー競技にかかわる活動の証明
			ボート	女子 1名 以内	(ボート) 食物・被服・保育の分野を中心に学習する家庭科学科に興味・関心があり、将来その分野での活躍を希望する者で、入学後は本校ボート部で活動する強い意志を持ち、次のいずれかの要件を満たす者 a 全国中学通信制マシン・ローイング大会記録全国30位以内 b 全国中学選手権競漕大会ベスト12位以上の成績を収めたクルーの正選手として出場した者 c 全国中学校選抜ボート大会においてベスト12位以上の成績を収めた者 【実技検査】 (カヌー) ・運動能力を測る検査 反復横とび、立ち幅とび ・競技力を測る検査 エルゴメーター、パドリングフォーム (ボート) ・運動能力を測る検査 反復横とび、立ち幅とび ・競技力を測る検査 エルゴメーターによる1000mタイムトライアル							

学 校 名	課 程	学 科	スポーツ・文化芸術推薦選抜									
			競 技 部 種 目	募 集 枠	推薦要件、および実技検査の概要	面 接	作 文	実 技 検 査	適 性 検 査	小 論 文	総 合 問 題	推薦書に記載を 求める事項
大 津	全 日 制	普 通	カヌー	男女 2名 以内	【推薦要件】 (カヌー) 学習意欲が旺盛で、明確な志望動機があり、入学後は 本校カヌー部で活動する強い意志をもち、次のいずれ かの要件を満たす者 a カヌー競技において、競技団体主催の大会に参加し た者 b カヌー競技団体が主催する競技を目的としたカヌー 教室等に参加し、入学後、活躍が期待できる者 (ボート) 学習意欲が旺盛で、明確な志望動機があり、入学後は 本校ボート部で活動する強い意志をもち、次のいずれ かの要件を満たす者 a 全国中学通信制マシン・ローイング大会記録全国 30位以内 b 全国中学選手権競漕大会ベスト12位以上の成績 を収めたクルーの正選手として出場した者 c 全国中学校選抜ボート大会においてベスト12位以 上の成績を収めた者 【実技検査】 (カヌー) ・運動能力を測る検査 反復横とび、立ち幅とび ・競技力を測る検査 エルゴメーター、パドリングフォーム (ボート) ・運動能力を測る検査 反復横とび、立ち幅とび ・競技力を測る検査 エルゴメーターによる1000mタイムトライアル	○		○			○	(カヌー) ・競技団体が主催する 大会での成績や、競技 を目的としたカヌー教 室に参加した証明等、 カヌー競技にかかわる活 動の証明 (ボート) ・全国大会（正式名称 記載）における成績お よび、全国中学通信制 マシン・ローイング大 会記録
			ボート	女子 1名 以内								
大津商業	全 日 制	商 業	陸 上 競 技	男女 10名 以内	【推薦要件】 (陸上競技) 次のa・bに当てはまり、c～fのいずれかの要件に 該当する者 a 基本的生活習慣が身についており、商業学科の特色 を理解し、学習意欲が旺盛である者 b 入学後本校陸上競技部に所属し、3年間継続して取 り組む強い意志がある者 c 全国中学校体育大会、国民体育大会、ジュニアオリ ンピックなどの全国大会出場者 d 近畿中学校体育大会などの地区大会出場者 e 県中学校体育大会8位入賞者 f 上記の競技成績と同等の優れた運動能力があると認 められる者 (ソフトボール) 次のa・bに当てはまり、c～eのいずれかの要件に 該当する者 a 基本的生活習慣が身についており、商業学科の特色 を理解し、学習意欲が旺盛である者 b 入学後本校ソフトボール部に所属し、3年間継続し て取り組む意志のある者 c 中体連主催またはソフトボール協会主催の県外大会 に県代表として出場したチームで活躍した者 d 県の選抜チームに選出され活動した者 e 中体連主催の県大会でベスト8以上の成績を収めた チームの正選手として活動した者 【実技検査】 (陸上競技) 3種目を選択する。 ○30m走 ○反復横とび ○立ち幅とび ○メディシンボール投げ (ソフトボール) ○20m走 ○キャッチボール ○ティーバッティング ○ピッチング(投手)、フィールディング(野手)	○		○				・中学校の在学中の 学習や生活につい ての所見 ・中学校在学中の競 技成績、競技実績 記録とその証明と なるもの ・新体力テストの結 果
			ソフト ボール	女子 5名 以内								

学 校 名	課 程	学 科	スポーツ・文化芸術推薦選抜									
			競 技 部 門 種 目	募 集 枠	推薦要件、および実技検査の概要	面 接	作 文	実 技 検 査	適 性 検 査	小 論 文	総 合 問 題	推薦書に記載を 求める事項
河 瀬	全日制	普 通	吹奏楽	3名 以内	【推薦要件】 中学校で吹奏楽部に所属していた者、または個人としての楽器演奏（ここでの楽器は、吹奏楽部で演奏する楽器を指す。）に高い技術や能力を有する者で、音楽や楽器演奏に興味・関心が高く、高校において吹奏楽部に所属し、意欲的に活動しようとする者 【実技検査】 楽器演奏の実技により、演奏の基礎的な技能や能力を検査する	○		○			○	・中学校での吹奏楽部の活動実績と推薦される者の果たした役割 ・演奏可能な楽器と演奏程度
彦 根 翔 西 館	全日制	総 合	陸 上 競 技	男女 10名 以内	【推薦要件】 （陸上競技） 次のa・bに当てはまり、c～gのいずれかの要件に該当する者。なお、c～eについては、同等であると考えられる大会を含む a入学後本校陸上競技部に所属し、3年間継続して活躍する強い意志がある者 b志願理由が明確かつ適切で、入学後も意欲的な高校生活を送ることが期待される者 c全国中学校体育大会、国民体育大会、ジュニアオリンピックのいずれかの大会出場者 d近畿中学校体育大会出場者 e県中学校体育大会6位以内入賞者 f優れた運動能力・適性をもち、入学後は体育的活動のリーダーとして活躍できる者 g本校へ入学後、近畿大会はもとより全国高等学校総合体育大会や選抜大会などの全国大会に出場し、活躍が見込める者	○		○				・中学在学中の所見 ・中学在学中の活動実績記録とその証明となるもの
			ハンド ボール	男子 3名 以内	（ハンドボール） 次のa・bに当てはまり、c～hのいずれかの要件に該当する者。なお、c～fについては、同等であると考えられる大会を含む a入学後本校ハンドボール部に所属し、3年間継続して活躍する強い意志がある者 b志願理由が明確かつ適切で、入学後も意欲的な高校生活を送ることが期待される者 c全国中学校体育大会、国民体育大会、ジュニアオリンピックカップ、春の中学生ハンドボール選手権大会のいずれかの大会出場者 d近畿中学校体育大会出場者 e県中学校体育大会ベスト8以上入賞者 f県選抜チームに選出されて活動していた者 g優れた運動能力・適性をもち、入学後は体育的活動のリーダーとして活躍できる者 h本校へ入学後、近畿大会はもとより全国高等学校総合体育大会や選抜大会などの全国大会に出場し、活躍が見込める者							
			ハンド ボール	女子 3名 以内	（ハンドボール） 次のa・bに当てはまり、c～hのいずれかの要件に該当する者。なお、c～fについては、同等であると考えられる大会を含む a入学後本校男子ハンドボール部に所属し、3年間継続して活躍する強い意志がある者 b志願理由が明確かつ適切で、入学後も意欲的な高校生活を送ることが期待される者 c全国中学校体育大会、国民体育大会、ジュニアオリンピックカップのいずれかの大会出場者 d近畿中学校体育大会出場者 e県中学校体育大会ベスト8以上入賞者 f県選抜チームに選出されて活動していた者 g優れた運動能力・適性をもち、入学後は体育的活動のリーダーとして活躍できる者 h本校へ入学後、近畿大会はもとより全国高等学校総合体育大会や選抜大会などの全国大会に出場し、活躍が見込める者							
			バドミ ント	男子 3名 以内	（バドミントン） 次のa・bに当てはまり、c～hのいずれかの要件に該当する者。なお、c～fについては、同等であると考えられる大会を含む a入学後本校男子バドミントン部に所属し、3年間継続して活躍する強い意志がある者 b志願理由が明確かつ適切で、入学後も意欲的な高校生活を送ることが期待される者 c全国中学校体育大会、国民体育大会、ジュニアオリンピックカップのいずれかの大会出場者 d近畿中学校体育大会出場者 e県中学校体育大会ベスト8以上入賞者 f県選抜チームに選出されて活動していた者 g優れた運動能力・適性をもち、入学後は体育的活動のリーダーとして活躍できる者 h本校へ入学後、近畿大会はもとより全国高等学校総合体育大会や選抜大会などの全国大会に出場し、活躍が見込める者 【実技検査】 2種目を選択する （陸上競技） ○20mシャトルラン ○立ち五段とび ○メディシンボール投げ ○30m走 ○30mハードル （ハンドボール） ○20mシャトルラン ○30m走 ○反復横とび （バドミントン） ○20mシャトルラン ○30m走 ○反復横とび							

学 校 名	課 程	学 科	スポーツ・文化芸術推薦選抜									
			競 技 部 門 種 目	募 集 枠	推薦要件、および実技検査の概要	面 接	作 文	実 技 検 査	適 性 検 査	小 論 文	総 合 問 題	推 薦 書 に 記 載 を 求 め る 事 項
長 浜 北	全 日 制	普 通	ソフト テニス	男子 4 名 以内	【推薦要件】 学習意欲が旺盛で基本的な生活習慣が身についており、本県のスポーツ振興を担う指導者等への道を志し、入学後は本校ソフトテニス部に所属し3年間活動する強い意志をもつ者で、次のいずれかの要件を満たす者 a 全国大会出場者 b 近畿大会出場者 c 県大会上位入賞者 団体戦ベスト8、または個人戦ベスト3 2以上の成績を収めた者 d 県中学校体育大会ブロック大会等で上位の成績を納めた者 【実技検査】 ○反復横とび ○サーブ ○ストローク			○		○	○	・大会名、開催年、成績等を正確に記載
			ソフト テニス	女子 4 名 以内								
虎 姫	全 日 制	普 通	英会話 (ESS)	3 名 以内	【推薦要件】 探究心旺盛で、議論や質疑に積極的に取り組むことができる者。また、英語で話すこと、ディベート等に興味をもち、本校 ESS に加入して活動する意志をもつ者。かつ、実用英語技能検定準2級以上（令和3年12月末までに取得しているもの）の資格を有する者 【実技検査】 英語による面接形式のスピーキングテスト。試験官による英語での質問に、英語で解答する形式。事物の説明等を求める質問を通じて、英語の語彙力や表現力を問う。			○		○	○	・実用英語技能検定取得状況（令和3年12月末までに取得している準2級以上のもの）
伊 香	全 日 制	普 通	柔 道	男子 5 名 以内	【推薦要件】 柔道初段もしくは柔道1級、2級を取得しており、学習意欲が旺盛で、明確な志望動機があり、入学後も本校柔道部に所属し、3年間継続して活動する強い意志がある者 【実技検査】 基本動作、受け身、一人で行える打ち込み、連続技	○		○				・中学校在学中の学習や生活についての所見 ・中学校在学中の競技成績、競技実績等の記録
			柔 道	女子 3 名 以内								
長浜北星	全 日 制	総 合	水 球	男子 4 名 以内	【推薦要件】 (水球) 基本的な生活習慣が身についており、総合学科の特徴を十分に理解し学習意欲をもち、入学後は水球部に所属し活動する者で、次のいずれかの要件を満たす者 a 優れた運動能力や適性をもつ者で、意欲的に水球に取り組む強い意志がある者 b スポーツ活動に実績があり、入学後も活躍が期待できる者 (相撲) 基本的な生活習慣が身についており、総合学科の特徴を十分に理解し、学習意欲をもち、入学後は相撲サークルに所属し活動する者で、次のいずれかの要件を満たす者 a 全国大会出場者 b 近畿大会出場者 c 県内大会に出場し5位以内入賞者 d 柔道、レスリング、アメリカンフットボール等のコンタクトスポーツ活動に実績があり、意欲的に相撲に取り組む強い意志のある者 【実技検査】 (水球) 100mを2泳法（平泳ぎ50m、自由形50m）で泳ぎ、競泳時間を計測しフォームを審査する (相撲) 体力を測るもの（長座体前屈、握力、立ち幅とび）と基本動作を測るもの（四股、腰割り姿勢、すり足移動）を行う。	○		○				・新体力テストの結果等 ・大会の記録等
			相 撲	男子 2 名 以内								

学 校 名	課 程	学 科	スポーツ・文化芸術推薦選抜										推 薦 書 に 記 載 を 求 め る 事 項
			競 技 部 種	技 術 門 目	募 集 枠	推 薦 要 件、お よ び 実 技 検 査 の 概 要	面 接	作 文	実 技 検 査	適 性 検 査	小 論 文	総 合 問 題	
八幡工業	全 日 制	工 業	剣 道	男子 5 名 以 内	【推薦要件】 学習意欲が旺盛で、入学後各指定競技の部活動を継続する強い意志をもち、次のような要件を満たす者。(以下に示す各大会は同等であると考えられる大会を含む) (剣道) a 中学校体育連盟・スポーツ少年団・道場連盟の主催する全国大会出場 b 中学校体育連盟・スポーツ少年団・道場連盟の主催する近畿大会出場 c 県内大会上位入賞者 ・ 県中学校体育大会団体ベスト4以上 								

学 校 名	課 程	学 科	スポーツ・文化芸術推薦選抜													
			競 技 募 部 門 集 種 目 枠	推薦要件、および実技検査の概要			面 接	作 文	実 技 検 査	適 性 検 査	小 論 文	総 合 問 題	推 薦 書 に 記 載 を 求 め る 事 項			
草 津 東	全 日 制	体 育	陸 上 競 技	男女 7 名 以内	【推薦要件】 競技力の向上と本県のスポーツ振興を担う指導者等への道を目指し、意欲的に学習や指定競技の部活動（陸上競技部、水泳部、サッカー部（男子）、バスケットボール部（女子）、剣道部（男子・女子））に取り組み、本校の教育方針である「文武両道」を自ら実践しながら、現役で大学等の進路実現を志す者で、各指定競技において、競技を続ける強い意志と、以下にあげる大会に出場するなどの実績がある、または、それと同等の高い競技能力があると認められる者 （陸上競技） a 全国大会出場者 ・全国中学校体育大会 ・全国中学校駅伝大会 ・ジュニアオリンピック大会 ・国民体育大会 ・全国都道府県駅伝大会 b 近畿大会出場者 ・近畿中学校体育大会 ・近畿中学校駅伝競走大会 c 県大会 6 位以内入賞者 ・県中学校体育大会 ・通信陸上競技大会 ・県駅伝競走大会 d 競技能力に優れた者			○		○				・各指定競技に適した特筆すべき運動能力、競技成績・競技実績等 ・学習や生活に対する意欲・向上心・目的意識 （陸上競技） ・大会名、開催年、出場競技、種目、記録（タイム、順位など）を正確に記入		
			水 泳	男女 3 名 以内	（水泳） a 全国大会出場者 ・全国中学校体育大会 ・国民体育大会 b 近畿大会出場者 ・近畿中学校体育大会（リレー種目を除く） c 県大会 8 位以内入賞者 ・県中学校体育大会（リレー種目を除く） d 競技能力に優れた者										（水泳） ・大会名、開催年、出場競技、種目、記録（タイム、順位など）を正確に記入 ・自己ベストタイム2種目（大会名、年度、種目、タイム）を記入	
			サ ッ カ ー	男子 7 名 以内	（サッカー） a 国際大会出場者、年代別日本代表選出者 b J F A アカデミー選出者、関西トレセン選出者、県トレセン選出者、J リーグ下部組織所属 c 全国大会出場者 ・全国中学校体育大会 d 近畿大会出場者 ・近畿中学校体育大会 e 県大会上位進出チームに所属 ・県中学校体育大会ベスト 8 以上 ・県サッカー協会主催大会ベスト 1 6 以上 f 競技能力に優れた者											（サッカー） ・大会名、開催年、成績、ポジションを正確に記入 ・a、bについては選出された年を記入
			バス ケ ット ポ ール	女子 3 名 以内	（バスケットボール） a 全国大会出場者 ・全国中学校体育大会 b 近畿大会出場者 ・近畿中学校体育大会 c 県大会上位進出チームに所属 ・県中学校体育大会ベスト 8 以上 ・県バスケットボール協会主催大会ベスト 1 6 以上 d D C 選手選出者 e 競技能力に優れた者											

学 校 名	課 程	学 科	スポーツ・文化芸術推薦選抜									
			競 部 種	技 門 目	募 集 枠	推薦要件、および実技検査の概要	面 接	作 文	実 技 検 査	適 性 検 査	小 論 文	総 合 問 題
草 津 東	全日制	体 育	剣 道	男子 3 名 以内	(剣道) a 全国大会出場者 ・全国中学校体育大会 ・全国道場少年剣道大会中学生の部 ・全国道場少年剣道選手権大会中学生の部 ・全国スポーツ少年団剣道交流大会 b 近畿大会出場者 ・近畿中学校体育大会 ・近畿ブロックスポーツ少年団剣道交流大会 c 県大会上位入賞者 ・県中学校体育大会団体・個人ベスト8以上 ・県中学校体育大会ブロック大会個人ベスト4以上 d 競技能力に優れた者 【実技検査等】 (陸上競技) 1 種目を選択する。 ○50m走 ○50mハードル ○1000m走 ○立三段とび ○メディシンボール投げ (水泳) 書類による泳力判定 (サッカー) コーンドリブルシュート パス&コントロール T-テスト (バスケットボール) オールコートドリブルシュート ジャンプシュート レーンアジリティードリル (剣道) 正面素振り 切り返し 基本打突 ※水泳を指定競技にする者は、自己ベストタイ ム2 種目の公式記録を証明する書類を推薦書 に添付すること。なお、添付する記録は長水 路の個人種目およびリレー第一泳者の記録と し、対象種目は自由形 (50m、100m、200 m、400m、1500m (女子 800m))、背泳ぎ、 平泳ぎ、バタフライ (100m、200m)、個人メ ドレー (200m、400m) とする。(推薦要件以 外の大会で出した記録も可とする) 添付書類 (日本水泳連盟HP 公式リザルトを プリントアウトしたもの)							
			剣 道	女子 3 名 以内								

学 校 名	課 程	学 科	スポーツ・文化芸術推薦選抜											
			競 技 募 部 門 集 種 目 枠	推薦要件、および実技検査の概要			面 接	作 文	実 技 検 査	適 性 検 査	小 論 文	総 合 問 題	推薦書に記載を 求める事項	
栗 東	全日制	普 通	体 操	男女 4名 以内	【推薦要件】 学習意欲が旺盛で、希望進路実現に向け勉学に励み、スポーツ活動においてリーダーとしての活躍が期待できる者で、それぞれの競技において次の要件を満たす者 (体操) 体操競技において近畿大会や全国大会に出場経験をもつか、それに相当する実力をもつ者で、入学後は本校体操部で活動する強い意志をもつ者			○		○				・県大会以上の大会 (正式名称記載) における成績
			レスリ ング	男女 4名 以内	(レスリング) レスリングや柔道などの経験があり、入学後は本校レスリング部で活動する強い意志をもつ者									
			ソフト ボール	男子 4名 以内	(ソフトボール) ソフトボールや野球などの経験があり、入学後は本校ソフトボール部で活動する強い意志をもつ者									
			テニス	女子 4名 以内	(テニス) テニスやソフトテニスなどの経験があり、入学後は本校テニス部で活動する強い意志をもつ者 【実技検査】 競技に必要な基本的な運動能力や技術をみるための検査 (体操) 倒立歩行、つり輪 (男子)、平均台 (女子) (レスリング) 反復横とび、マット運動 (ソフトボール) 30m走、ティーバッティング (テニス) 反復横とび、サーブ									
水 口	全日制	普 通	ライフル射撃	男女 2名 以内	【推薦要件】 (ライフル射撃) 学習態度や基本的生活習慣がしっかり身につについていて、次のいずれかの要件を満たす者 a スポーツ活動で優れた実績または優れた能力や適性を有し、入学後ライフル射撃部に所属し、3年間継続して積極的に活動する意志を有する者 b ライフル射撃の経験がある、あるいはライフル射撃への強い関心をもち、入学後ライフル射撃部に所属し、3年間継続して積極的に活動する意志を有する者			○		○				(ライフル射撃) ・特筆すべき運動能力、競技成績・競技実績または優れた能力・適性を示す事項
			ソフトボール	女子 5名 以内	(ソフトボール) 本校ソフトボール部の活動を3年間継続する意志と学習に対する意欲をもち、次のいずれかの要件を満たす者 a 県の選抜チームに選ばれて活動した者 b 中体連主催の県大会でベスト8以上の成績を収めたチームの正選手として出場した者、または、それと同等の能力を有すると考えられる者 c ソフトボールや野球の経験があり、入学後本校のソフトボール部で活動する強い意志をもつ者 【実技検査】 (ライフル射撃) ライフル射撃競技に必要な基本的技能・技術をみるための検査 ・軽度運動検査 ・ライフル射撃実射検査 (ソフトボール) ソフトボール競技に必要な基本的技能・技術をみるための検査 ・運動能力を測る検査 ・運動技術を測る検査									

学 校 名	課 程	学 科	スポーツ・文化芸術推薦選抜										推薦書に記載を 求める事項
			競 技 部 種 目	募 集 校 種	推薦要件、および実技検査の概要	面 接	作 文	実 技 検 査	適 性 検 査	小 論 文	総 合 問 題		
野 洲	全日制	普 通	サッカー	男子 10 名 以内	【推薦要件】 野洲高校を第一志望とし、3 年間サッカー部の活動を継続する意志があり、下記の条件のいずれか、または複数を満たす者 a 県選抜チームや県トレセン及び地区トレセンに選ばれて活動をしていた者 b 中体連主催の大会で県ベスト 8 以上の成績を収めたチームの正選手として出場した者 c サッカー協会主催の大会で県ベスト 16 以上の成績を収めたチームの正選手として出場した者 【実技検査】 運動能力とサッカーの基本技術の測定	○		○					・個人として選抜された経歴やトレセンの経歴 ・チーム（校外を含む）としての成績（正選手であること） ・得意なポジション ・本校入学後のサッカー部活動に対する意欲
甲 西	全日制	普 通	ソフトテニス	女子 6 名 以内	【推薦要件】 学習意欲が旺盛で基本的生活習慣が身につけており、入学後は本校ソフトテニス部に所属し 3 年間活動する強い意志をもつ者で、次のいずれかの要件を満たす者 a 全国大会出場者 b 近畿大会出場者 c 県大会上位入賞者 団体戦ベスト 8、または個人戦ベスト 3 2 以上の成績を収めた者 【実技検査】 ○ストローク ○サービス ○反復横とび	○		○					・大会名、開催年、成績等を正確に記載（団体戦については、団体戦登録者のうち試合に出場した大会に限る）
八日市南	全日制	農 業	カヌー	男女 3 名 以内	【推薦要件】 本校志望の意志が強く、学習意欲が旺盛で時間やルール等がしっかり守れる者のうち、次のすべての要件を満たす者 a 県、市町やカヌー競技団体が主催するカヌー競技会に参加している者（令和 2 年 3 月以降参加予定の者を含む）、または県、市町やカヌー競技団体が主催する競技を目的としたカヌー教室等に参加した者（令和 2 年 3 月以降参加予定の者を含む）で、入学後も 3 年間カヌー部の活動を続ける意志があり、リーダーとして活躍することが期待できる者 b 動物、植物、食品および自然環境に興味・関心を持ち、将来本校で学んだことを生かして社会に貢献することを望んでいる者 【実技検査】 運動能力を測る検査（シャトルラン、握力等）および競技力を測る検査（エルゴメーター、パドリングフォーム等）	○		○					・県、市町やカヌー競技団体が主催する競技を目的としたカヌー教室等に参加した証明や参加予定であったカヌー教室等の名称、カヌー競技の活動証明、顕著な競技実績
伊 吹	全日制	普 通	ホッケー	男子 5 名 以内	【推薦要件】 ホッケー競技において、顕著な実績を持つ者で、入学後も活躍が期待でき、意欲と能力のある者。 顕著な成績とは、 a U－1 6 日本代表に選出された者 b 全国大会または同等以上の大会に出場した者 c 近畿大会等で上位の成績を収めた者 意欲的に学習や部活動に取り組み、現役で大学等の進路実現を目指し、本県のスポーツ振興を担う指導者等への道を志す者 【実技検査】 基礎的な体力、運動能力およびホッケーの基本技術を測る検査	○		○					・中学入学後の競技成績・競技実績等 ・学習や生活に対する意欲・向上心・目的意識
			ホッケー	女子 5 名 以内									
日 野	全日制	総 合	レスリング	男女 5 名 以内	【推薦要件】 本校志望の意志が強く、学習および部活動に取り組む意欲が旺盛で、次のすべての要件を満たす者 a 入学後はレスリング部に入学し、3 年間活動する強い意志のある者 b 優れた運動能力・適性を持ち、入学後は体育的活動のリーダーとして活躍できる者 【実技検査】 基本的な体力、運動能力を測定する検査 ・握力、背筋、上体起こし、反復横とび、立ち幅とび、マット運動	○		○				・運動部活動の競技名・活動内容・実績等、または学校外における体育的活動の競技名・活動内容・実績等、およびその活動における取組の様子	

※総合問題は、当該校における特色選抜の総合問題と同じものとする。

※令和4年度入学選抜においては、適性検査の実施はない。

「各高校の特色に応じた、生徒の主体的な進路選択を推進する入学者選抜方法等のあり方について」

－報告－

平成17年（2005年）12月16日

滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会

平成17年（2005年）12月16日

滋賀県教育委員会教育長 斎藤俊信 様

滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会

会 長 藤 田 弘 之

各高校の特色に応じた、生徒の主体的な進路選択を推進する入学者選抜方法
等のあり方について（報告）

本協議会では、平成16年9月7日付けで依頼のありました標記の事項について、慎重に検討・協議を重ねました結果、別紙のとおり報告を取りまとめましたので、ここに報告いたします。

1 はじめに

本県における高等学校入学者選抜については、平成4年度に設置された入学者選抜方法等改善協議会の提言を受けて制定された「滋賀県公立高等学校入学者選抜制度改正大綱」に基づき入学者選抜方法等の改善が進められてきました。

平成12年度に設置された入学者選抜方法等改善協議会においては、選抜方法のあり方等について検討し、平成15年度入学者選抜からは、全日制課程と定時制課程を同日程で実施し、志願登録制度を出願制度に改め、第2次選抜を導入するとともに、学校・学科の特色に応じて学力検査や推薦入学者選抜の実施方法を変えることができるなど、各学校の特色づくりに配慮した、入学者選抜方法の改善が図られてきています。

平成16年6月には、県立高等学校通学区域制度検討委員会から「県立高等学校普通科の通学区域制度の在り方について」の答申が示されました。その答申のまとめとして、「学校選択幅の拡大は、自由で主体的な選択により、生徒の多様な個性と能力、意欲を伸ばすことを目的としており、」「通学区域のあり方については、学校選択幅を可能な限り広くし、生徒の多様な学校選択に応えることが必要で」あり、「今後、必要な対応を図り高校教育の機会均等にも引き続き一定の配慮をしながら、居住地による学校選択の制約を全て廃止し、全県一区とすることが望ましい」としています。

本協議会は、上記の提言等を踏まえ、中学校における生徒の主体的な進路選択を一層進め、個々の多様な能力・適性を公平に評価できるよう、多様な選抜方法等、新しい時代に対応した入学者選抜のあり方について、次の事項について検討を依頼されました。

検討主題

「各高校の特色に応じた、生徒の主体的な進路選択を推進する入学者選抜方法等のあり方について」

検討事項

- 普通科の通学区域の全県一区における入試制度のあり方について
- 学校・学科の特色に応じた選抜方法について
- その他、入学者選抜に関すること

本協議会は依頼された検討事項の趣旨を踏まえ、6回にわたり慎重に審議を重ね、以下のようにとりまとめましたので報告します。

2 普通科の通学区域の全県一区にともなう入学者選抜方法等の課題

(1) 生徒の主体的な進路選択の推進について

通学区域が全県一区に広がることにより、生徒の学校選択幅が大きく広がり、生徒が自分にあった学校を、主体的に、また、適切に選択することができるようになります。

こうしたことから、中学校において、生徒の能力・適性、興味・関心や進路希望等に応じて、適切な進路指導が推進されることが望めます。また、高等学校において、生徒の多様なニーズや主体的な学校選択に対応するための入学者選抜方法の工夫が必要となります。

(2) 高等学校における特色に応じた選抜方法について

各高等学校では、これまでから、多様化する高校教育へのニーズに応え、生徒の個性や能力を伸ばし、自ら学ぶ意欲を育てるため、創意工夫をこらし、魅力ある高校づくりが進められています。

今後、普通科通学区域の全県一区の実施にともない、学校選択幅が広がることから、各学校の特色づくりが、より一層推進されていくことが予想されます。

こうしたことから、各学校の特色に応じた学校独自の選抜や、生徒の能力・適性についてより多面的で公平な評価を行うことができる多様な選抜方法の工夫が望めます。

3 入学者選抜方法等の課題に係る方策

(1) 入学者選抜方法改善の具体的な方策について

これらの課題に対応するためには、従来から行われている推薦入学者選抜に改善を加え、新たな選抜方法も取り入れていく必要があると考えます。

推薦入学者選抜については、これまで、生徒の興味・関心や意欲等を積極的に評価するために、面接や作文など学力検査以外の方法で実施されてきました。今後は、各高等学校ごとに推薦要件を明示し、各学校の求める生徒像を明らかにすることによって、生徒のより主体的な進路選択を可能にすることが望めます。

加えて、通学区域全県一区の利点を生かし生徒の主体的な進路選択をさらに進めるためにも、各高等学校の特色に応じた「特色選抜」を、新たに推薦入学者選抜と同時期に行うこととし、いずれかを各高等学校で実施すること

が必要と考えます。

この特色選抜においては、中学校までの学習内容を踏まえ、口頭試問、小論文、実技検査、総合問題から学校の特色に応じて選ぶこととし、その際、学んだことを総合的に活用する能力や、理解力、思考力、表現力等を見ることができるよう工夫することなどによって、生徒の多様な能力を適切に評価できるようにすることが望まれます。

さらに、一般入学者選抜についても、各高等学校において、面接、作文、実技検査、傾斜配点等の導入を図るなど、実施方法の改善を進め、評価尺度の多元化を一層推進することが望まれます。

(2) 実施にあたって配慮すべきことについて

入学者選抜方法等の改善については、通学区域を全県一区へ円滑に移行するためにも、その実施時期に合わせて、すべての全日制の高等学校で実施することが望ましいと考えます。

次に、推薦入学者選抜または特色選抜の募集枠の設定にあたっては、一般入学者選抜との関連に配慮し、適切に定めることが大切です。その際、各高等学校の特色に応じ、自ら学ぶ意欲を大切にする選抜が望まれることなどから、募集枠を弾力的に設定できるよう配慮する必要があると考えます。

また、募集枠を 100%で実施してきた推薦入学者選抜については、受検機会が1回に限られることなどから、廃止することが望ましいと考えます。

なお、普通科と専門学科を併置する高等学校の一般入学者選抜においては、すべての学科にわたって一括して募集をし、それぞれの学科を希望する者の中から定員を充足していくといったことも考える必要があります。

さらに、一般入学者選抜では、募集定員を充足する必要があることから、引き続き、二次選抜を実施することが適切であると考えます。

入学者選抜方法の改善にあたっては、中学生やその保護者および中学校への十分な周知がなされるとともに、改善が円滑に実施されることが重要であります。中学校と高等学校が一層連携を密にし、生徒一人ひとりが将来の自らの生き方を考え、個性や能力に応じ、適切に進路実現を果たすことのできる体制づくりが大切であります。

4 その他、入学者選抜に関すること

普通科通学区域の全県一区の実施にともない、広範囲にわたっての出願も考えられることなどから、選抜方法の改善のみならず、出願手続き等の簡略化、郵送による出願の利用、合格発表の方法の工夫、手数料の納入方法等の事務手続きの改善も必要となります。

なお、制度が変更されることもあり、受検生の不安も考えられることから、一般入学者選抜において、出願変更を従来どおり実施することが必要であると思われます。

さらに、学力検査の実施については、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育むという、新しい学習指導要領のねらいを踏まえ、これまでから単に知識の量を問うような出題ではなく、思考力や判断力、表現力を問う出題となるよう工夫されていますが、今後より一層充実するために、検査問題や解答用紙の形式、検査時間等についても検討する必要があります。

また、入学者選抜実施の際の特別な配慮について、これまで検討が行われ、実施されてきたところですが、生徒一人ひとりの状況に応じた必要な配慮については、引き続き将来にわたっての検討課題であると考えられます。

5 おわりに

平成16年6月に、県立高等学校通学区域制度検討委員会から、「県立高等学校普通科の通学区域制度の在り方について」の答申が出され、平成18年度入学生から、全日制普通科の通学区域が廃止されることになりました。

本協議会では、この答申を踏まえ、各高校の特色に応じた、生徒の主体的な進路選択をより一層推進するために、入学者選抜方法等について、検討を重ねて、すでに平成17年2月2日に報告をとりまとめ、公表いたしました。そして、その後も、さらに検討を重ね、今回、最終の報告としてとりまとめたものです。

この報告では、これまでの推薦入学者選抜と同時期に各高等学校の特色に応じた「特色選抜」を行い、いずれかをすべての全日制高等学校で実施することなど、入学者選抜方法について、大きな改善を提言いたしました。中学校では、生徒の能力・適性、興味・関心や進路希望等に応じて、適切な進路指導が推進され、生徒の主体的な進路選択がより一層進められることを期待します。また、高等学校には、生徒の多様なニーズや主体的な学校選択に対応するための入学者選抜方法を工夫し、各学校の特色ある教育を展開していくことを期待します。

普通科通学区域の全県一区の実施にともない、進路選択の幅がより一層拡大します。そのため、適切な進路指導がこれまで以上に重要になってきます。本協議会の報告に基づく入試改善が、中学校教育および高等学校教育のより一層の充実・発展の一つの契機となることを期待します。

關 係 資 料

滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会設置要綱

(趣 旨)

第1条 学習指導要領に沿った健全な中学校教育と地域や生徒の実態に応じた活力と潤いのある高等学校教育の実現に資するよう、高等学校入学者選抜方法等のあり方について検討を行うため、滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会（略称「入試改善協」、以下「協議会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 協議会は、高等学校入学者選抜方法のあり方に関し、滋賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項について協議し、教育長に提言する。

(組 織)

第3条 協議会は、15名の委員をもって組織する。

2 委員の構成は次のとおりとし、教育長が委嘱または任命する。

(1) 学識経験者等 5名

(2) 高等学校関係者 5名

(3) 中学校関係者 5名

3 協議会に会長および副会長2名を置き、委員の中から選出する。

4 会長は協議会の会務を総理するものとし、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

5 協議会の事務局は、滋賀県教育委員会事務局学校教育課に置く。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は施行日から平成17年度末までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもってあてる。

(小委員会)

第6条 協議会には、必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(意見の聴取)

第7条 協議会が必要と認めるときは、関係者の意見を聞くことができる。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

付 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
1	藤 田 弘 之	滋賀大学教育学部 教授	会長
2	武 原 淳	龍谷大学社会学部 教授	
3	早 川 史 子	滋賀県立大学人間文化学部 教授	
4	山 本 真理子	草津市教育委員会 教育長	
5	藤 井 克 宏	信楽町教育委員会 教育長	平成 16 年 9 月 1 日から 平成 16 年 9 月 30 日まで
6	片 岡 昌 史	余呉町教育委員会 教育長	平成 16 年 10 月 1 日から 平成 18 年 3 月 31 日まで
7	西 坂 重 和	県立虎姫高等学校 校長	副会長 平成 16 年 9 月 1 日から 平成 17 年 3 月 31 日まで
8	大 崎 悦 男	県立膳所高等学校 校長	副会長 平成 17 年 4 月 1 日から 平成 18 年 3 月 31 日まで
9	古 川 正 治	県立大津清陵高等学校 校長	
10	西 尾 文 男	県立米原高等学校 校長	
11	山 仲 幸	県立石山高等学校 教頭	
12	澤 由紀子	県総合教育センター 主任研究員	
13	南 出 儀一郎	野洲市立野洲中学校 校長	副会長 平成 16 年 9 月 1 日から 平成 17 年 3 月 31 日まで
14	久 保 明 雄	大津市立打出中学校 校長	副会長 平成 17 年 4 月 1 日から 平成 18 年 3 月 31 日まで
15	玉 川 稔	守山市立守山北中学校 校長	
16	藤 原 健 二	大津市立田上中学校 校長	
17	奥 田 寿美子	県立聾話学校 校長	
18	西 堀 和 彦	彦根市立彦根西中学校 教諭	

滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会協議経過

名 称	開 催 年 月 日	主 な 協 議 内 容
第 1 回 委 員 会	平成16年 9月 7日（火）	協議会設置要綱について 役員選出 今後の進め方について 全県1通学区域における入試制度の在り方 ・全県1通学区域にともなう選抜方法等の工夫 について
第 2 回 委 員 会	平成16年 11月 5日（金）	全県1通学区域における入試制度の在り方 ・全県1通学区域にともなう選抜方法等の工夫 について（継続）
第 3 回 委 員 会	平成16年 12月24日（金）	学校・学科の特色に応じた選抜方法について ・特色ある入学選抜の在り方について ・多様な入学者選抜方法等の工夫について ・生徒の主体的な進路選択の推進について
第 4 回 委 員 会	平成17年 2月2日（水）	中間報告（案）の審議
第 5 回 委 員 会	平成17年 8月29日（火）	その他、入学者選抜に関すること ・入学者選抜実施上の特別配慮について ・その他
第 6 回 委 員 会	平成17年 11月9日（水）	最終報告（案）の審議

滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会報告の概要

平成17年2月報告

●中学校における生徒の主体的な進路選択の推進

生徒の能力・適性、興味・関心や進路希望等に基づく適切な進路指導の推進

●高等学校の特色に応じた選抜方法

各高等学校の特色に応じた学校独自の多様な選抜方法
生徒の能力・適性について、より多角的で公平な評価を行う選抜方法

現 行

推薦入学者選抜 〈ねらい〉

主体的な進路選択の推進
生徒の興味・関心や意欲等を積極的に評価する選抜

選抜方法

面接、作文、実技検査のうち、学校が定める2つ以内の検査を実施

＋
個人調査報告書、推薦書

《ねらい》

●主体的な学校選択の推進

自分に合った学校選択

●評価尺度の多元化

学校独自問題

特 色 選 抜

各高校の特色に応じた、学校独自の問題による多様な選抜

…その学校での学習に
ふさわしい生徒を選抜…

選 抜 方 法

口頭試問、小論文、実技検査、
総合問題のうち、学校が定める検査を実施

＋
個人調査報告書

各高校でいずれかを選択(2月上旬 実施)

推薦入学者選抜

NEW 推薦要件の明示〈学校の求める生徒像を示す〉

選抜方法

面接、作文、実技検査のうち学校が定める検査を実施 ＋ 推薦書、個人調査報告書

一 般 入 学 者 選 抜

(従来どおり3月上旬実施)

・学力検査(国、数、社、理、英の5教科) ＋ 個人調査報告書

(評価尺度の多元化、傾斜配点、教科数の減等)

・出願変更・2次選抜の実施

「各高校の特色に応じた、生徒の主体的な進路選択を推進
する入学者選抜方法等のあり方について」

○学校・学科の特色に応じた選抜方法について

- ・特色ある入学者選抜（スポーツ活動、文化活動に優れた体験や実績を有する者の選抜）のあり方について

— 報 告 —

平成 2 8 年（2016 年） 3 月 1 6 日

滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会

平成 28 年（2016 年） 3 月 16 日

滋賀県教育委員会教育長 河原 恵 様

滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会
会 長 杉 江 淑 子

各高校の特色に応じた、生徒の主体的な進路選択を推進する入学者選抜方法
等のあり方について（報告）

本協議会は、平成 27 年 9 月 7 日付で依頼のありました標記の事項について慎重に検討
・協議を重ねました結果、別紙のとおりまとめましたので、ここに報告いたします。

1 はじめに

本県における高校入試については、平成4年度に設置された入学者選抜方法等改善協議会を受けて制定された「滋賀県公立高等学校入学者選抜制度改正大綱」に基づいて、学校・学科の特色に応じて、学力検査や推薦入学の実施方法を変更できるなど、各学校の特色づくりを進める方向で改善が進められてきました。

平成8年度、平成12年度に入試改善協議会を設置して入学者選抜方法等のあり方について検討し、平成15年度入試からは、全日制課程と定時制課程を同日程で実施、志願登録制度を出願制度に改め、第2次選抜を実施し、受検機会の拡大を図るなど、入学者選抜方法の改善が図られています。

平成16年度、平成17年度には、入試改善協議会を設置して入学者選抜方法等のあり方について検討し、学校の選択幅を広げるため、普通科の通学区域を全県一区へ移行、推薦選抜の募集率100%の廃止、各高等学校の特色に応じた特色選抜を推薦選抜と同時期に実施するなど「滋賀県公立高等学校入学者選抜制度改正大綱」の改正を行い、平成18年度入学者選抜より改善し、今日に至っています。

本協議会は、現行の入学者選抜制度となり10年が経過し、今後、一層、生徒の主体的な進路選択を進め、個々の多様な能力・適性を公平に評価できるよう、多様な選抜方法等、新しい時代に対応した入学者選抜のあり方が望まれることから、次の事項について検討が依頼されました。

検討主題

「各高校の特色に応じた、生徒の主体的な進路選択を推進する入学者選抜方法等のあり方について」

検討事項

○学校・学科の特色に応じた選抜方法について

- ・特色ある入学者選抜（スポーツ活動、文化活動に優れた体験や実績を有する者の選抜）のあり方について

本協議会は依頼された検討事項の趣旨を踏まえ、4回にわたり慎重に審議を重ね、以下のようにとりまとめたので報告します。

2 現行の入学者選抜方法等の課題

現行の入学者選抜方法は、通学区域が全県一区に移行されたことや、「推薦選抜」、「特色選抜」の実施により受検機会の複数化が図られたことにより、学校の選択幅が大きく広がり、生徒が希望する学校を主体的に選択することができるようになりました。

こうしたことから、中学校においては、生徒の能力・適性、興味・関心や進路希望等に応じて、きめ細かく適切な進路指導が推進されたことにより、生徒と高等学校のマッチングが図られ、高等学校の中退率減少などに繋がっていると思われます。高等学校では、高い目的意識を持ち、意欲的に高校生活を過ごそうとする生徒の入学が進み、各校の特色化が図られています。

一方、地域により受検倍率に差が生じていること、特色選抜の受検倍率の高さから多数の生徒が不合格を経験すること、中学校の教育課程を実施するための十分な授業時間数の確保との関わりなどの課題も見受けられます。

また、高い能力・適性を持つ生徒が県外の高等学校を受検することにより本県から流出してしまうという問題もあり、地域の高等学校への進学者を増やすために、県立高等学校が、さらに魅力と活力あふれる、特色ある学校づくりを進めることが望まれます。

3 入学者選抜方法等の具体的な方策

(1) 入学者選抜方法等の導入について

県立高等学校では、今後も一層、地域や学校の特色を活かした活力ある学校づくりを推進し、生徒たち個々の多様な能力・適性を公平に評価することができる新しい時代に対応した入学者選抜の方法等について、改善を図ることが望まれます。

特に、平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピックや、平成36年に本県で開催される国民体育大会・全国障害者スポーツ大会等を控え、本県において、スポーツに対する機運が高まりつつある中、中学生・高校生の競技力向上を戦略的に図ることが望まれます。

また、文化芸術活動においては、本年度開催した第39回全国高等学校総合文化祭を契機として県内高等学校の文化活動はより質の高い活発なものとなり、学校の特色づくりをさらに進めるものとなっています。

以上のことから、各高等学校において今後さらに充実したスポーツ活動や文化芸術活動を推進できるよう、新たな推薦選抜を導入することが望まれます。

(2) 具体的な方策について

高等学校がスポーツ活動や文化芸術活動の充実を図るために新たな推薦選抜（「スポーツ・文化芸術推薦選抜（仮称）」）を実施するにあたっては、以下の内容に基づき、さらに詳細に検討を行い、実施することが適当と考えます。

ア 出願資格

校内外のスポーツや文化芸術活動において高い能力・適性を有し、各高等学校の推薦要件を満たす者で、人物に優れた現役生徒を中学校長が推薦する。

イ 実施校

【スポーツ活動】

スポーツ強化拠点校（仮称）が、学校教育課と協議を行い、指定されている競技・種目について本選抜を実施することができる。

【文化芸術活動】

高等学校は、学校教育課と協議を行い、部門・種目について文化芸術推進強化校（仮称）の指定を受け、本選抜を実施することができる。

実施校については、毎年追加・見直しをしていく。

ウ 出願

- ・出願は、1人1校、1課程、1学科または1科限りとする。
ただし、出願先高等学校の同一課程、同一学科または同一科において実施される推薦選抜または特色選抜を併願することができる。
- ・適性検査を実施する学校・学科にあつては、実施校が定める適性検査要項の適性検査に合格した者に限り、出願することができる。

エ 募集枠

- ・1指定競技・部門・種目につき10名以内とし、推薦選抜・特色選抜募集枠の50%を上限にスポーツ・文化芸術推薦選抜（仮称）募集枠を設定できる。
- ・体育科、美術科、音楽科は、1指定競技・部門・種目につき10名以内とし、推薦選抜・特色選抜の募集枠と合わせて、学科の募集定員全てを募集枠として設定することができる。ただし、推薦選抜・特色選抜の募集枠は、学校教育課と協議のうえ決定するものとする。
- ・募集枠は、要項に明記し、推薦選抜・特色選抜の募集枠とスポーツ・文化芸術推薦選抜（仮称）の募集枠を明らかにする。
- ・スポーツ・文化芸術推薦選抜（仮称）の入学許可予定者数が募集人数に満たない場合は、その満たない人数を推薦選抜・特色選抜の募集人数に加えるものとする。

オ 検査日

推薦選抜・特色選抜検査の同一日または翌日とする。

カ 検査内容

- ・実技検査を実施するとともに、面接、作文または小論文のうちから一つを課すものとする。特色選抜実施校にあつては、特色選抜の総合問題を合わせて実施することができる。
また、適性検査を実施することができることとし、適性検査を実施する学校・学科にあつては、実技検査を行わず、適性検査をもってこれに代えることができる。

- ・検査の方法等は各県立高等学校ごとに定めるものとする。
- ・推薦選抜または特色選抜を併願する者は、スポーツ・文化芸術推薦選抜（仮称）の検査内容に加え、推薦選抜または特色選抜の検査内容を受検するものとする。

キ 選抜方法

- ・高等学校長は、中学校から提出された個人調査報告書等の内容および実施した検査内容と実技検査の結果を資料として、総合的に判定し、入学許可予定者を決定する。
- ただし、推薦選抜、特色選抜に併願する者が、スポーツ・文化芸術推薦選抜（仮称）で合格しなかった場合、推薦選抜、特色選抜において可否を判定するものとする。

4 その他、入学者選抜に関すること

入試日程については、中学校の授業時間や生徒への進路指導の時間を確保すること、また、県内私立高等学校の入試日程も視野に入れて決定する必要があります。これらのことや入学者選抜全体の実施状況を考慮しながら、これまでの入試日程より遅く実施することができるか、その可能性を検討する必要があります。

5 おわりに

本協議会は、各高校の特色に応じた、生徒の主体的な進路選択を推進する入学者選抜方法等のあり方について検討を重ねてまいりました。

この報告では、各高等学校において今後さらに充実したスポーツ活動や文化芸術活動を推進するために、新たな推薦選抜となる「スポーツ・文化芸術推薦選抜（仮称）」を導入し、これまでの推薦選抜、特色選抜と同時期に実施することなど、入学者選抜方法について、大きな改善を提言いたしました。中学校では、生徒たち個々の多様な能力・適性、興味・関心や進路希望等に応じて、適切な進路指導が推進され、生徒の主体的な進路選択がより一層進められることを期待します。また、高等学校では、生徒や保護者の多様なニーズや主体的な学校選択に対応するための入学者選抜方法を改善・工夫することにより、各高等学校の教育理念や目標に沿って特色ある教育活動を展開していかれることを期待します。

今後、新しい時代に対応した特色ある学校づくりがより推進され、生徒が希望する進路選択の幅が一層広がることを期待します。そのためには、適切な進路指導がこれまで以上に重要になってきます。本協議会の報告に基づく入試改善が、中学校教育および高等学校教育におけるさらなる充実・発展のための一つの契機となることを期待します。

關 係 資 料

滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会設置要綱

(趣 旨)

第1条 学習指導要領に沿った健全な中学校教育と地域や生徒の実態に応じた活力と潤いのある高等学校教育の実現に資するよう、高等学校入学者選抜方法等のあり方について検討を行うため、滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会（略称「入試改善協」、以下「協議会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 協議会は、高等学校入学者選抜方法のあり方に関し、滋賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項について協議し、教育長に提言する。

(組 織)

第3条 協議会は、15名の委員をもって組織する。

2 委員の構成は次のとおりとし、教育長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者等 5名
- (2) 高等学校関係者 5名
- (3) 中学校関係者 5名

3 協議会に会長および副会長2名を置き、委員の中から選出する。

4 会長は協議会の会務を総理するものとし、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

5 協議会の事務局は、滋賀県教育委員会事務局学校教育課に置く。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は施行日から平成27年度末までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもってあてる。

(小委員会)

第6条 協議会には、必要に応じて小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(意見の聴取)

第7条 協議会が必要と認めるときは、関係者の意見を聞くことができる。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会設置について

1 設置の趣旨

本県における高校入試については、平成4年度に設置された入学者選抜方法等改善協議会を受けて制定された「滋賀県公立高等学校入学者選抜制度改正大綱」に基づいて、学校・学科の特色に応じて、学力検査や推薦入学の実施方法を変更できるなど、各学校の特色づくりを進める方向で改善を進めた。

平成8年度、平成12年度に入試改善協議会を設置して入学者選抜方法等のあり方について検討し、平成15年度入試からは、全日制課程と定時制課程を同日程で実施、志願登録制度を出願制度に改め、第2次選抜を実施し、受検機会の拡大を図るなど、入学者選抜方法の改善を行った。

平成16年度、平成17年度には、入試改善協議会を設置して入学者選抜方法等のあり方について検討し、学校の選択幅を広げるため、普通科の通学区域を全県一区へ移行、推薦選抜の募集枠100%の廃止、各高等学校の特色に応じた特色選抜を推薦選抜と同時期に実施するなど「滋賀県公立高等学校入学者選抜制度改正大綱」の改正を行い、平成18年度入学者選抜より改善し、今日に至っている。

現行の入学者選抜制度となり10年が経過し、今後、一層、生徒の主体的な進路選択を進め、個々の多様な能力・適性を公平に評価できるよう、多様な選抜方法等、新しい時代に対応した入学者選抜のあり方が望まれることから入試改善協議会を設置する。

2 設置要綱

別紙のとおり

3 設置期間

平成27年9月～平成28年3月

4 委員の構成

- | | |
|-------------|----|
| (1) 学識経験者等 | 5名 |
| (2) 高等学校関係者 | 5名 |
| (3) 中学校関係者 | 5名 |

5 検討主題

「各高校の特色に応じた、生徒の主体的な進路選択を推進する入学者選抜方法等のあり方について」

6 検討事項

○学校・学科の特色に応じた選抜方法について

- ・特色ある入学者選抜（スポーツ活動、文化活動に優れた体験や実績を有する者の選抜）のあり方について

滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会委員名簿

氏 名		所 属 ・ 職 名	備 考
1	杉 江 淑 子	滋 賀 大 学 教 育 学 部 教 授	会 長
2	田 畑 泉	立命館大学スポーツ健康科学部 教授	
3	井 手 慎 司	滋賀県立大学環境科学部 教授	
4	山 本 太 一	米 原 市 教 育 委 員 会 教 育 長	
5	岡 谷 ふさ子	竜 王 町 教 育 委 員 会 教 育 長	
6	古 我 幸 二	県 立 大 津 高 等 学 校 校 長	副 会 長
7	青 木 靖 夫	県 立 彦 根 東 高 等 学 校 校 長	
8	小 島 秀 樹	県 立 八 幡 商 業 高 等 学 校 校 長	
9	森 美 穂	県 立 米 原 高 等 学 校 教 頭	
10	樋 口 啓 子	県 立 国 際 情 報 高 等 学 校 主 幹 教 諭	
11	田 村 靖 二	大 津 市 立 打 出 中 学 校 校 長	副 会 長
12	高 畑 裕 之	豊 郷 町 立 豊 日 中 学 校 校 長	
13	三 輪 隆	米 原 市 立 河 南 中 学 校 校 長	
14	栗 本 弥代美	県 立 聾 話 学 校 校 長	
15	堤 幸 士	長 浜 市 立 北 中 学 校 主 幹 教 諭	

滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会日程

名 称	開 催 年 月 日	主 な 協 議 内 容
第 1 回 委 員 会	平成 27 年 9 月 7 日 (月)	協議会設置要綱について 役員選出 今後の進め方について 入学者選抜の現状について (意見交換)
第 2 回 委 員 会	平成 27 年 11 月 27 日 (金)	前回協議会の論点整理について 学校・学科の特色に応じた選抜方法について ・ 特色ある入学者選抜 (スポーツ活動、文化活動に 優れた体験や実績を有する者の選抜) のあり方につ いて
第 3 回 委 員 会	平成 27 年 12 月 25 日 (金)	前回協議会の論点整理について 学校・学科の特色に応じた選抜方法について ・ 特色ある入学者選抜 (スポーツ活動、文化活動に 優れた体験や実績を有する者の選抜) のあり方につ いて (継続)
第 4 回 委 員 会	平成 28 年 1 月 22 日 (金)	前回協議会の論点整理について 学校・学科の特色に応じた選抜方法について ・ 特色ある入学者選抜 (スポーツ活動、文化活動に 優れた体験や実績を有する者の選抜) のあり方につ いて (継続) 報告 (案) の審議

県立普通科高等学校通学区域
全県一区制度の検証

報告

平成 29 年 3 月
滋賀県教育委員会

目 次

第 1 章	検証の経緯と内容	1
1-1	検証の経緯	
1-2	検証の内容	
第 2 章	通学区域の変遷	2
第 3 章	現状の把握	4
3-1	中学生の主体的な高校選択	
(1)	旧通学区域外への進学	
(2)	地域別県立全日制普通科進学者の推移	
(3)	県内外高校等への進学者の推移	
(4)	中学生、高校生、保護者の意識	
3-2	特色ある学校づくり	
(1)	高校の取組	
(2)	中学生とその保護者への情報発信	
3-3	学校選択上の影響（中学校）	
(1)	中学校での進路指導	
(2)	中学生とその保護者の高校選択	
3-4	学校生活への影響（高校）	
3-5	学校と地域の関係（市町）	
第 4 章	検証のまとめ	20
4-1	まとめ	
4-2	今後の対応	

第 1 章 検証の経緯と内容

1-1 検証の経緯

滋賀県教育委員会では、多様化する生徒のニーズに対応し自分にあった高校を主体的に選択できるようにするとともに、特色ある学校づくりを一層推進することをねらいとして、平成 18 年度入学者選抜から、普通科高校の通学区域全県一区制度を導入しました。

制度導入後 10 年が経過したことを契機に、その成果と課題を明らかにするため、県教育委員会として、平成 28 年度に制度の検証をすることとしました。

1-2 検証の内容

制度のねらいである「中学生の主体的な高校選択」や「特色ある学校づくり」の達成状況に加え、「学校選択上の影響」、「学校生活への影響」、「学校と地域の関係」の現状を分析し、成果と課題を整理しました。

現状の把握にあたっては、制度導入前後の進学状況データの整理に加え、高校選択に関して、これから進路を考える中学生、受検を終えている高校生、およびそれぞれの保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

また、数値データだけでは測れない部分について、各市町の状況や学校の取組状況を把握するため、市町長、市町教育委員会教育長、県立高校長等、関係者からの聞き取りも幅広く実施しました。

これらの数値データ、アンケート結果および聞き取り内容を分析し、有識者からのご意見も踏まえて、県教育委員会として検証結果をまとめました。

第2章 通学区域の変遷

本県では、昭和24年の新制高校の統合時は、各通学区域に1校ずつ普通科高校がある小通学区制でした。昭和27年9月に「滋賀県公立高等学校通学区域に関する規則」が制定され、湖南、湖東、湖北、湖西の4通学区域制となり、湖西通学区域以外には複数の普通科高校がありました。

その後、(旧)湖南通学区域においては、昭和40年代以降の急速な生徒増加に伴い、普通科高校が17校と大通学区域化したことから、昭和60年度から募集定員の一定の割合を上限として、他の2通学区域からも進学できる交流枠を設けたうえで、大津、湖南、甲賀の3通学区域に分割しました。これにより、6つの通学区域となり、平成17年度まで続けました。

県民生活圏の拡大や交通事情の改善など、高校選択をとりまく社会経済状況が大きく変化するとともに、平成13年に国は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正し、公立高等学校の通学区域を定める規定を削除しました。これにより、地域の実情等を適切に反映させつつ、通学区域を設定するか否かは都道府県教育委員会の判断に委ねられることとなりました。

県教育委員会は平成15年6月に県立高等学校通学区域制度検討委員会を設置し、「県立高等学校普通科の通学区域制度の在り方について」諮問しました。検討委員会は、通学区域に対する県民意識調査を踏まえ、平成16年6月に「居住地による学校選択の制約をすべて廃止し、全県一区とすることが最も望ましい」と答申しました。

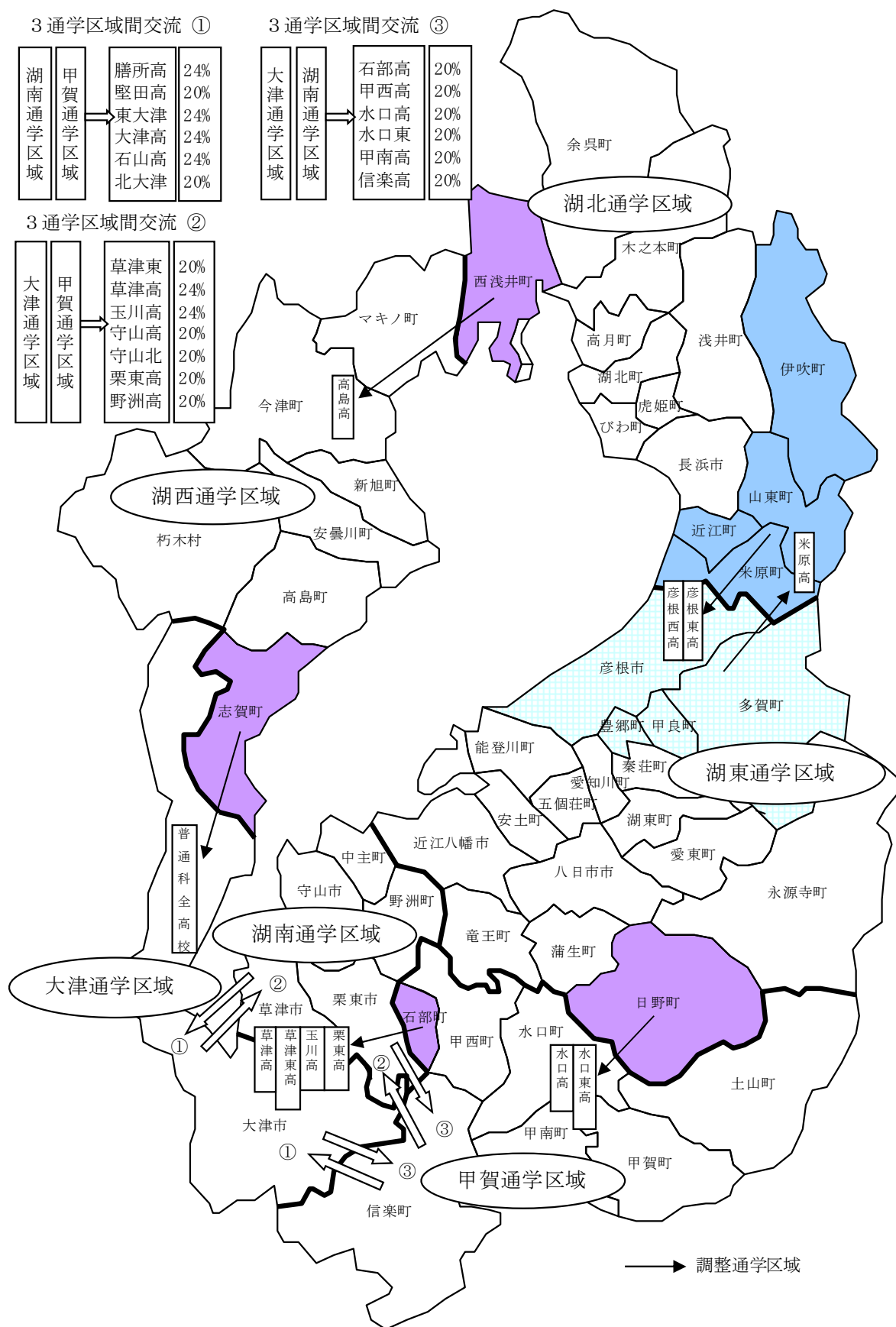
この答申を踏まえて、県教育委員会は通学区域を廃止するため、平成16年12月に「滋賀県立学校の設置と管理に関する条例」を改正し、平成18年度の入学者から全県一区としました。また、全日制の高校すべてが、推薦選抜か特色選抜のどちらかを2月に実施する入学者選抜方法の改善も行いました。

【資料1】 普通科通学区域と普通科高校数の変遷

【資料1】普通科通学区域と普通科高校数の変遷

年度	区域数	通学区域と普通科高校数						
昭和27年度 (1952年度)	4	湖南			湖東	湖北	湖西	計
		3			5	3	1	12
昭和59年度 (1984年度)	4	17			8	6	2	33
昭和60年度 (1985年度)	6	大津	湖南	甲賀	湖東	湖北	湖西	計
		6	7	4	8	6	2	33
平成17年度 (2005年度)	6	6	7	6	7	6	2	34
平成18年度 (2006年度)	1	全県一区						計
		6	7	6	7	6	2	34
平成27年度 (2015年度)	1	6	7	4	7	6	2	32

【資料2】 県立全日制高校の普通科通学区域（昭和60年度（1985年度）～平成17年度（2005年度））



※昭和59年度までは湖南、湖東、湖北、湖西の4通学区域制であり、その後、湖南通学区域を大津、湖南、甲賀に3分割し、経過措置として区域間の交流枠（募集定員に対する割合）を設定した。

第3章 現状の把握

3-1 中学生の主体的な高校選択

(1) 旧通学区域外への進学

制度導入前は、通学区域外にある県立普通科高校への進学者は、調整通学区域と湖南3通学区域間の交流（資料2）に限定され、普通科進学者全体の11%～12%となっていました。

制度導入後は、通学区域による受検の制限がなくなり、従来から交流できた旧通学区域外の高校への進学者は、普通科進学者の15%～18%に増加しました。また、新たに受検が可能となった高校への進学者は、普通科進学者の5%～8%となっています。

【資料3】旧通学区域外への進学者（全県一区制度導入前H16-H17→導入後H18-H27の推移）

	6通学区域		全県一区									
（入試年度）	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
県立普通科進学者A（人）	8,240	7,488	7,501	7,131	7,113	6,822	7,288	6,863	7,039	7,136	7,307	7,212
旧調整通学区域・湖南3通学区域間交流の進学者B（人）	929	904	1,130	1,068	1,081	1,109	1,221	1,176	1,212	1,194	1,291	1,318
割合B/A（%）	11.3	12.1	15.1	15.0	15.2	16.3	16.8	17.1	17.2	16.7	17.7	18.3
新たに受検が可能となった高等学校への進学者C（人）			387	356	456	431	422	467	487	581	618	555
割合C/A（%）	—	—	5.2	5.0	6.4	6.3	5.8	6.8	6.9	8.1	8.5	7.7

※ 平成18年3月に大津市と合併した滋賀郡志賀町は大津地域として算出しています。

(2) 地域別県立全日制普通科進学者の推移

中学校が所在する6つの地域（資料2制度導入前の6つの通学区域）ごとに、制度導入前後の進学状況を比較しました。

県内中学校卒業生数は、県全体ではやや減少傾向にあり、地域別では、湖南地域は増加し、その他の地域は減少しています。県立高校の募集定員は、毎年度、中学校の卒業予定者数や進学志望の動向等を総合的に勘案し策定しており、概ね、地域ごとの卒業生数と募集定員は同じ増減傾向を示しています。

【資料4】 県内中学校卒業生数（全県一区制度導入前H16-H17→導入後H24-H27の比較）

中学校所在	H16-17平均A（人）	H24-27平均B（人）	増減の割合B/A（%）
大津地域	3,531	3,312	94
湖南地域	2,787	3,351	120
甲賀地域	1,843	1,542	84
湖東地域	4,330	3,937	91
湖北地域	1,892	1,728	91
湖西地域	640	495	77
県全体	15,023	14,365	96

【資料5】 県立全日制高校募集定員（全県一区制度導入前H16-H17→導入後H24-H27の比較）

高校所在	H16-17平均A（人）	H24-27平均B（人）	増減の割合B/A（%）
大津地域	2,660	2,530	95
湖南地域	2,040	2,200	108
甲賀地域	1,380	1,110	80
湖東地域	3,080	2,730	89
湖北地域	1,660	1,510	91
湖西地域	660	480	73
県全体	11,480	10,560	92

また、制度導入後は、地域内にある県立普通科高校への進学割合は、すべての地域で減少したものの、大津、湖北、湖西地域では8割程度、湖南、甲賀、湖東地域では7割程度を占めており、大半の中学生は地域内にある高校を選んで進学しています。県内19市町ごとにみると、それぞれの市町の隣接地域の高校へ進学する割合が増加しました。

【資料6】 県立全日制普通科進学者の進学先割合（全県一区導入前H16-17→導入後H24-27の比較）

中学校所在	地域内普通科進学者割合の変化	主な隣接地域の進学者割合の変化
大津地域	88.2% → 76.8% △11.4ポイント	湖南地域 + 9.7ポイント
湖南地域	83.1% → 65.4% △17.7ポイント	大津地域 + 11.5ポイント
甲賀地域	84.2% → 74.5% △9.7ポイント	湖南地域 + 6.0ポイント
湖東地域	89.1% → 71.7% △17.4ポイント	湖南地域 + 8.2ポイント
湖北地域	95.1% → 89.0% △6.1ポイント	湖東地域 + 4.7ポイント
湖西地域	99.3% → 87.6% △11.7ポイント	大津地域 + 6.4ポイント
県全体	88.3% → 74.7% △13.6ポイント	

【資料 7】市町別県立全日制普通科進学者の進学先割合（全県一区導入前H16-17→導入後H24-27の比較）

中学校所在		年度	進学先の高校所在地域						
地域	市町		大津	湖南	甲賀	湖東	湖北	湖西	計
大津	大津市	H24-27	76.8%	18.7%	0.7%	0.9%	0.0%	3.1%	100%
		H16-17	88.2%	9.0%	0.2%	0.1%	0.0%	2.6%	100%
		差	-11.4	9.7	0.5	0.8	0.0	0.5	
湖南	草津市	H24-27	30.5%	63.0%	4.8%	1.3%	0.3%	0.1%	100%
		H16-17	18.6%	79.9%	1.0%	0.4%	0.1%	0.0%	100%
		差	11.9	-16.9	3.8	0.9	0.2	0.1	
	守山市	H24-27	22.5%	71.5%	1.7%	4.1%	0.1%	0.0%	100%
		H16-17	9.4%	89.5%	1.0%	0.1%	0.0%	0.0%	100%
		差	13.1	-18.0	0.7	4.0	0.1	0.0	
	栗東市	H24-27	23.9%	65.1%	8.3%	2.7%	0.0%	0.0%	100%
		H16-17	10.9%	79.9%	9.2%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
		差	13.0	-14.8	-0.9	2.7	0.0	0.0	
	野洲市	H24-27	22.2%	58.9%	3.1%	15.4%	0.4%	0.0%	100%
		H16-17	15.2%	83.4%	1.0%	0.4%	0.0%	0.0%	100%
		差	7.0	-24.5	2.1	15.0	0.4	0.0	
甲賀	湖南市	H24-27	10.7%	26.7%	60.6%	1.8%	0.2%	0.0%	100%
		H16-17	7.2%	17.8%	74.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
		差	3.5	8.9	-14.3	1.8	0.2	0.0	
	甲賀市	H24-27	8.6%	8.7%	81.9%	0.8%	0.0%	0.0%	100%
		H16-17	6.5%	3.7%	89.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
		差	2.1	5.0	-7.9	0.8	0.0	0.0	
湖東	彦根市	H24-27	2.1%	3.9%	0.1%	70.5%	23.4%	0.0%	100%
		H16-17	0.0%	0.4%	0.1%	76.7%	22.9%	0.0%	100%
		差	2.1	3.5	0.0	-6.2	0.5	0.0	
	近江八幡市	H24-27	10.5%	21.3%	1.3%	65.0%	1.9%	0.0%	100%
		H16-17	1.1%	2.2%	0.6%	95.9%	0.1%	0.0%	100%
		差	9.4	19.1	0.7	-30.9	1.8	0.0	
	東近江市	H24-27	1.9%	6.5%	11.6%	77.8%	2.2%	0.0%	100%
		H16-17	0.0%	0.5%	0.1%	99.4%	0.0%	0.0%	100%
		差	1.9	6.0	11.5	-21.6	2.2	0.0	
	日野町	H24-27	0.0%	1.1%	59.1%	39.8%	0.0%	0.0%	100%
		H16-17	0.0%	0.6%	51.4%	48.0%	0.0%	0.0%	100%
		差	0.0	0.5	7.7	-8.2	0.0	0.0	
	竜王町	H24-27	9.7%	21.3%	13.0%	55.1%	1.0%	0.0%	100%
		H16-17	0.7%	0.7%	0.0%	98.6%	0.0%	0.0%	100%
		差	9.0	20.6	13.0	-43.5	1.0	0.0	
	愛荘町	H24-27	0.6%	5.4%	0.6%	90.3%	3.0%	0.0%	100%
		H16-17	0.0%	1.1%	0.0%	98.9%	0.0%	0.0%	100%
		差	0.6	4.3	0.6	-8.6	3.0	0.0	
	豊郷町	H24-27	0.0%	14.0%	1.1%	79.6%	5.4%	0.0%	100%
		H16-17	0.0%	0.0%	0.0%	95.2%	4.8%	0.0%	100%
		差	0.0	14.0	1.1	-15.6	0.6	0.0	
	甲良町	H24-27	1.0%	2.9%	0.0%	86.3%	9.8%	0.0%	100%
		H16-17	0.0%	0.0%	0.0%	88.9%	11.1%	0.0%	100%
		差	1.0	2.9	0.0	-2.6	-1.3	0.0	
	多賀町	H24-27	0.8%	2.5%	0.0%	84.9%	11.8%	0.0%	100%
		H16-17	0.0%	0.0%	0.0%	81.7%	18.3%	0.0%	100%
		差	0.8	2.5	0.0	3.2	-6.5	0.0	
湖北	長浜市	H24-27	0.2%	0.4%	0.0%	5.6%	91.9%	1.8%	100%
		H16-17	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	98.6%	1.1%	100%
		差	0.2	0.4	0.0	5.3	-6.7	0.7	
	米原市	H24-27	0.9%	0.7%	0.0%	20.2%	78.3%	0.0%	100%
		H16-17	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	83.3%	0.0%	100%
		差	0.9	0.7	0.0	3.5	-5.0	0.0	
湖西	高島市	H24-27	6.9%	0.7%	0.0%	0.0%	4.9%	87.6%	100%
		H16-17	0.5%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	99.3%	100%
		差	6.4	0.5	0.0	0.0	4.9	-11.7	

※国・県・私立中学校は所在する市に含みます。 ※網掛けは地域内の高校進学

(3) 県内外高校等への進学者の推移

制度導入前後の県内外の進学割合を比べると、県内への進学者は93.1%から93.6%に増加し、県外への進学者は減少しています。地域別では、県外進学者は、大津、湖西地域では増加したものの、湖南、甲賀、湖東、湖北地域は減少しました。

大津地域は、地域外からの受検制限がなくなったことや通学の利便性等もあって、県外への進学割合が増加しました。湖西地域は、制度導入前も導入後も30人程度の県外全日制高校、通信制高校、高等専門学校への進学があり、進学する生徒数全体の減少により県外への進学割合は増加しました。

【資料8】 県外高校等進学割合（全県一区制度導入前H16-17 → 導入後H24-27の比較）

中学校所在	高校等進学者に対する県外高校等進学者割合の変化（うち全日制高校）			
大津地域		10.6% → 12.9%	+ 2.3ポイント	(+ 2.0ポイント)
湖南地域		9.6% → 7.2%	△ 2.4ポイント	(△ 2.3ポイント)
甲賀地域		5.5% → 4.1%	△ 1.4ポイント	(△ 1.5ポイント)
湖東地域		4.5% → 3.1%	△ 1.4ポイント	(△ 1.2ポイント)
湖北地域		3.6% → 2.1%	△ 1.5ポイント	(△ 1.2ポイント)
湖西地域		4.5% → 5.7%	+ 1.2ポイント	(+ 0.6ポイント)
県全体	県外	6.9% → 6.4%	△ 0.5ポイント	(△ 0.5ポイント)
	県内	93.1% → 93.6%	+ 0.5ポイント	

滋賀県私立中学高等学校連合会への聞き取りでは、滋賀の子どもは滋賀で育てることは大切な観点であり、制度導入後の10年間でみると、県内の各私立高校は、新学科設置や男女共学化等の改革を進め、一定数、県内中学校卒業生を受け入れる役割を果たしているとのことをご意見をいただいています。

※全県一区制度導入後の県内私立高校の設置等

平成18年度 立命館守山中学高校開校、彦根総合高校男女共学・校名変更
 平成20年度 滋賀短大附属高校男女共学・校名変更、綾羽高校全日制課程設置
 平成23年度 近江兄弟社高校国際コミュニケーション科設置
 平成24年度 M I H O 美学院中等教育学校開校
 平成25年度 幸福の科学学園関西中学高校開校
 （県内私立全日制高校定員 平成17年度2,000人→平成27年度2,785人）

(4) 中学生、高校生、保護者の意識

平成28年9月～10月に、市町立中学校の3年生とその保護者、県立全日制高校の1、2年生とその保護者を対象としたアンケート（抽出調査）を実施しました。

アンケート対象	中学生とその保護者：市町立中学校 39校 2,192人回答
	高校生とその保護者：県立全日制高校 48校 10,275人回答

中学生、高校生、保護者とも、県内すべての高校の中から受検校を選べることにについて、「よい」とする回答が最も多く、通学区域を制限しない制度（全県一区制度）を肯定的に捉えています。

【資料 9】アンケート結果	Q 滋賀県では現在、県内すべての高等学校の中から受検校を選ぶことができるようになっている。このことについてどう思うか。選んだ理由があれば記入する。 (参考) 平成 17 年度までの入学者選抜では、県立全日制普通科高校の通学区域を、大津、湖南、甲賀、湖東、湖北、湖西の 6 区域とし、原則として、区域内から高校を選び受検する制度としていた。
①中 学 3 年 生	肯定 95%(よい 79% おおむねよい 16% あまりよくない 2% よくない 2%)
②中 学 保 護 者	肯定 91%(よい 57% おおむねよい 34% あまりよくない 6% よくない 1%)
③普 通 科 高 校 生	肯定 96%(よい 82% おおむねよい 14% あまりよくない 2% よくない 1%)
④普通科高校保護者	肯定 92%(よい 59% おおむねよい 33% あまりよくない 6% よくない 1%)

(無回答①2% ②2% ③1% ④2%)

【資料 9 続き】肯定的回答（よい、おおむねよい）の主な理由
・（中学生）自分の行きたい高校を県内で選べるのは自由で可能性が増えてよいと思う。 ・（中学生）多くの地域の人と関わりを持つことで自分自身の見解を広めることができ、更に自分の適性に合った高校を選ぶことで自分の成長につながると思うから。 ・（中学保護者）選択肢が広がるとともに、自身また家族納得のもと、自分の力にあった高校を選択できる。 ・（中学保護者）受検校を選ぶ幅が広がったことで、高校を決める＝自分の人生を自分が決めるという人生のひとつの選択を悩んだり、考えたりできるよい機会だと思います。それを乗り越えて、自分の決めた道（高校）が決まった時、本人の達成感や充実感や責任など得るものはとても大きいと思います。 ・（高校生）居住地によって受検校を制限されたくない。 ・（高校生）狭い地域での学びは学力低下につながると思う。知らない人との友人関係を築き上げることは、グローバル化が進み人との関係を築くということが重要視される今、とても役立つ。ただ、遠方から通っている生徒への配慮はもっとあってもよいのではないかな。 ・（高校保護者）行きたい学校は居住地により制限されるべきではない。この学校で学びたいという本人の意思が尊重されるべき。 ・（高校保護者）地域に関係なく選べるのは学力や部活等での選択肢も増えるので良い。それぞれの学校が魅力的になれば問題も少なくなるのでは。
否定的回答（あまりよくない、よくない）の主な理由
・（中学生）自分の行きたい高校に人が集まり、倍率が高くなってしまいうから。 ・（中学保護者）自宅から近い学校を選びたいのに、その学校が便利な立地条件のため、倍率がすごく上がってしまい合格できないことが起きると困ります。 ・（中学保護者）選べる事は良いのだけど、その分、自宅から遠く、通学費が高い、時間がかかる問題もあるので、良いとはあまり思えない。 ・（高校生）南部に人気が集まり北部の高校に活気がなくなる。 ・（高校保護者）自由に選択できる点では良いが一部の学校の倍率が高くなりすぎ競争が激化している。遠くの高校を選ばざるを得ない子もいる。 ・（高校保護者）選択の範囲が広すぎてかえって学校選びが難しい。交通費の負担が重くなる。誰もが大きな負担なく希望の学校に行けるよう考えてほしい。

また、高校を選択するときに重視することとしては、自分の成績を重視するという回答が最も多く（高校保護者については選択肢が異なる）、成績以外では、高校卒業後の進路、学習内容、部活動、通学時間、校風やイメージを重視しています。

【資料 10】アンケート結果	Q 高校選択のとき主に何を重視するか。（4 つ以内）
①中 学 3 年 生	自分の成績 59%、高校卒業後の進路 43%、学科、学習内容 41%、部 活 動 36%、通学時間 33%、自分の適性 32%
②中 学 保 護 者	子どもの成績 67%、高校卒業後の進路 58%、学科、学習内容 56%、子どもの適性 45%、通学時間 41%、校風やイメージ 30%
③普 通 科 高 校 生	自分の成績 62%、通学時間 37%、校風やイメージ 29%、部 活 動 27%、高校卒業後の進路 27%、自分の適性 19%
④普通科高校保護者	子どもの希望 69%、子どもの成績 50%、通学時間 40%、高校卒業後の進路 34%、校風やイメージ 32%、学科、学習内容 23%

全県一区制度の検証にあたり、有識者から全県的な視野でご意見をいただきました。

- ・全県一区制度の導入は、高校選択が自由にできることと選択肢が多いことが、生徒や保護者に評価されているように思う。生徒は自由競争を肯定しているようであり、その面での不満が少ない。ただし、少数であるが保護者には遠距離通学となることに不満があるように思う。総じてみると、教育政策としての全県一区制度は、当初期待した主体的な高校選択という成果をあげていると思われる。
- ・どのような制度であっても、全員が納得できる 100 点満点になることはないため、70 点か 80 点であれば十分である。全県一区制度については概ねよいと思う。何をするにしても難しい面はあるので、10 年間のスパンで考えていくとよい。

3-2 特色ある学校づくり

（1）高校の取組

中学生の高校選択の幅を広げることにあわせて、高校は特色ある学校づくりを推進し、中学生に特色をアピールすることが必要となりました。県教育委員会では、文部科学省の研究指定や各校の魅力ある教育を支援する県独自の事業を進めるとともに、中学生とその保護者に高校の特色を情報提供する機会を設けてきました。

高校では、国や県教育委員会の研究事業を活用し、生徒一人ひとりのニーズに対応した取組を進めました。学習指導では、習熟度別授業や少人数授業等の工夫が進み、また、進路指導の充実、大学や地域との連携も進んでいます。

県立高校長への聞き取りから、制度導入前と比べて、県内の広い範囲から生徒が集まり学校が活性化している高校もあれば、学習指導や進路指導の工夫が必要となった高校もあります。

【資料 11】 県立高校長の主な意見（全県一区制度）

- ・全県から意欲ある生徒が入学するようになった。特色ある学校づくりとして、大学との連携授業や、海外での語学研修などを行っている。いろんなことを経験し、いろんなことに目を向けてほしい。遠くから通学している生徒は、予習、復習、部活動など大変かもしれない。
- ・部活動を頑張りたい生徒が普通科にも全県から入学できるようになった。遠くから模範となる生徒が来ている。体験入学には全県から今年度は 2,000 人以上の参加があった。さらに文武両道の学校づくりを進めたい。
- ・全県一区制度は部活動の活性化につながった。もともと地元の生徒も多かったが、サッカーや野球などで生徒が集まるようになった。全国で勝てるチームをつくるなら、全県一区でよいと考えている。
- ・中学生が高校を選ぶことは大切であるとする。地域との結びつきを強めて、地域密着の学校づくりをしている。児童館での紙芝居、駅前プランターの世話、生徒会のボランティア、地域の歴史を学ぶ探訪などで地域に愛着をもってもらいたい。
- ・専門学科はもともと全県から生徒が集まっていたが、普通科の全県一区にあわせて旧通学区域外の高校を受ける動きが活発になった。いろんなことにチャレンジし全国で活躍できる生徒を育てるため、起業家育成プログラムや海外ホームステイなどを実施している。遠くから通学する生徒もおり、始業時間を遅くしたり下校時間にも配慮している。
- ・地域外の高校に進学する生徒が多くなり、学力面や大学進学の実績の低下への対応が必要となった。少人数授業や 0 限、7 限の授業で学習指導を強化するとともに、大阪大学や京都大学との連携も進めている。また、地元中学校の校長や市教育委員会事務局と定期的に意見交換して、地域の生徒を育てる学校づくりの努力を続けている。
- ・いろんな地域の生徒がミックスして活性化している。全県一区で地域の生徒が天津市の高校に流れた面はあるが、中学校の校長には「来た子は必ず伸ばす」と言っている。大学教授を招いた講演、課題研究、土曜授業、週 3 日 7 限授業、早朝や休日の自習できる態勢づくりなど生徒を伸ばす取組を進めている。
- ・高校段階で他地域に進学した生徒は、地域への愛着を持たなくなる心配がある。3 年生一人ひとりに面談をして、将来のことなどを聞きながら高校生活を頑張るように伝えている。
- ・全県一区制度導入前には交流枠があったため、制度導入後もあまり影響はない。
- ・全県一区となっても、通学時間のことから入学する生徒に大きな変化はない。

(2) 中学生とその保護者への情報発信

全県一区制度の導入にあわせて、高校は、体験入学の開催やホームページ等により、中学生やその保護者へ情報を発信しています。体験入学では、模擬授業、部活動見学、施設見学、在校生のディスカッションなどにより、中学生が各自の目標や興味・関心に応じて進路を決定する際の参考となるように工夫されています。

【資料12】中学生の高校体験入学実施状況（平成27年度 県立全日制高校44校）

実施日数	実施しない	1日実施	2日実施	3日実施	4日実施	5日実施
学校数	0	5	18	13	6	2

(のべ日数 114日 1校平均2.6日)

中学生参加者	0～499人	500～999人	1,000～1,499人	1,500人以上
学校数	17	19	5	3

(のべ人数 30,521人 1校平均694人)

また、高校での体験入学等は、生徒、保護者へのアンケート結果や、市町教育委員会教育長への聞き取りからも、中学生が高校選択するうえで必要な取組となっていることがわかります。ただし、市町教育委員会教育長への聞き取りでは、全県一区制度導入により、限られた旧通学区域内の受検だけでなく、全県の高校を対象とする入学者選抜となったため、体験入学等、中学校教職員の事務負担が増えたことも指摘されています。

【資料13】アンケート結果	Q 高校の情報を主にどこから得るか。(3つ以内)
①中 学 3 年 生	高校での体験入学等 65% 、 中学校 48% 、 家族・親戚 46%
②中 学 保 護 者	高校での体験入学等 67% 、 中学校 56% 、 学習塾 37%
③普 通 科 高 校 生	中学校 58% 、 高校での体験入学等 54% 、 家族・親戚 33%
④普通科高校保護者	高校での体験入学等 56% 、 中学校 52% 、 学習塾 30%

【資料14】市町教育委員会教育長の主な意見（高校の取組）

- ・進学先を選択するために入学説明会や体験入学を実施していただくことは大変ありがたい。生徒も進路選択のために大いに活用している。
- ・体験入学等について、各校で積極的に実施されていることはきわめて有意義である。パンフレット等からは感じ取れない校風や先輩たちの活躍に触れ、各校の特色を目の当たりにすることで、現在取り組んでいる学習の意味や意義を再確認し、進路決定への意欲を高めることができる。特に、高校生とふれ合う機会のある説明会や体験入学が生徒・保護者にも好評である。体験入学の事務については、少ない職員で多くの事務を行っている学校や、一人で300人以上の入試事務を総括している学校もある状況から、もう少し簡便化できないか。

【資料 14 続き】市町教育委員会教育長の主な意見（高校の取組）

- ・体験入学をはじめ、中学校で開催される進路説明会などにも協力をいただいている。また、進学後の生徒の状況についても報告をいただく学校もある。「生き方としての進路保障」という点において、以前よりは中学校と同じ方向性を感じる点も多くある。各高校が実践されている普通科における特色ある取組によって、大学進学実績だけでなく、生徒たちにどのような力が付き、どのような思いを持って次のステージに立っているのかなどの状況を生徒たちが示すような取組が学校リーフレット以外にも今後できていけばよいと考える。
- ・体験入学は、進路決定において良い機会となっている。開催日が少ない高校は、中学校の行事と重なった場合の配慮があるとありがたい。高校教員の中学校訪問回数が増え、手厚い対応と感じる高校がある。
- ・一部の高校と連携が進んでいる中学校では、生徒指導の会議を定期的に行ったり、高校の先生が公開授業時に中学校で授業をする機会をもっていたりと交流を深め相互理解が進んでいるケースもある。こういった地域では地元の高校という意識がかなり強い。
- ・高校からの地域への発信や地域行事との連携は歓迎されている。情報の発信は、中学生の体験入学だけでなく、在校している高校生自身による日頃の活動そのものの発信が、学校の特色の意味を強調する役割があると思える。市内の高校から地域の小学校へ学習支援という関係で連携を図るケースがあり、受入れ先の小学校からは歓迎されている。
- ・中学生は、高校の名前や進学率などで進路先を決定するところがあるため、各高校の魅力や特色等の情報発信をもっと活発にしていく必要があると考える。
- ・県立高校が体験入学の実施等を行うことにより自校の特色を伝えていくことは大切であり、さらに魅力ある学校づくりに努めていく必要があると考える。

有識者からも、高校の特色ある学校づくりについてご意見をいただきました。

- ・大学進学を目指す生徒が多く集まっている高校は、国の指定事業や大学との連携などにより特色ある学校づくりが進んでいるように思う。そういう高校以外の高校に対して、予算措置を伴うことになるだろうが、地域活性化のために、今以上の特色づくりを進めてほしいと思う。
- ・地域ごとに特性があるため、どの高校も同じような特色づくりにはならない。何事も平等に配分しようとする、無駄が生じてしまうことになると思う。「先をみた」「斬新な」「横並びではない」特色を打ち出して、生徒が行きたいと思える学校づくりが大切である。元気のある若者が育ってほしい。知識や技術だけをもった若者よりも、考え方においての元気を求めたい。

3-3 学校選択上の影響（中学校）

（１）中学校での進路指導

中学校での進路指導においては、全県一区制度の導入により通学区域による受検の制限がなくなり、広域的に高校の情報を収集し、中学生やその保護者に提供することが必要となりました。県教育委員会では、中学校と高校とが連携を図れるように、進路指導等の連絡協議会や高校の特色をアピールする説明会を実施してきました。

滋賀県中学校長会への聞き取りでは、全県一区制度の導入は、受検者にとって選択肢が増え、県全域から進学先を希望し受検ができるようになってきていると評価をいただきました。一方で、普通科高校の志望動機に関して、学校の特色よりも中学校での成績による判断に頼らざるをえない面もあるという指摘や、入学者選抜が特色選抜・推薦選抜と一般選抜とで複数回実施され、個々の生徒のニーズに対応するためには、説明会参加や事務手続き等の負担が増加しているとの指摘もありました。

市町教育委員会教育長からの聞き取りでは、全県一区制度は、中学生にとって高校選択の幅が広がっており、見直す必要はないという意見を多くいただきました。

【資料 15】市町教育委員会教育長の主な意見（全県一区制度での中学生の高校選択）

- ・他市町から受検する生徒が多いため、希望する地元の学校へ進学することができない場合が多い。
- ・普通科の高校への選択肢の幅が広がり、高校でハイレベルな部活動を求め、遠方へ進学する生徒もいる。
- ・全県一区になることにより、生徒の進路選択の幅が広がり好ましいと考える。
- ・この 10 年で制度は県民に広く周知され、定着したと感じる。現在、大きな混乱もなく進路指導・進路事務が進められていると思う。
- ・普通科については、都市部への志願者増加により、地域の学校の活力維持が年々難しくなりつつある。
- ・概ね 75%の生徒が市内の県立高校に進学していることは、普通科通学区域の全県一区制度が実施されたことにより、中学生の主体的で多様な進路選択が可能になったことを受けての進路状況であると認識している。しかし市外からの進学者数が少ない現状で、市内の 25～30%の生徒が市外高校等へ進学すると、市内の高校は定員に満たない状況になってしまう。
- ・ごく少数ではあるが、人間関係の課題から同じ高校への進学を希望しない生徒があり、全県一区になったことにより、通学距離は遠くなるものの、新しい交友関係を築くことに取り組める生徒もいる。

【資料 15 続き】市町教育委員会教育長の主な意見（全県一区制度での中学生の高校選択）

- ・全県的にみると、普通科については大津方面へ進学を希望する生徒が増加し、それ以外の地域で定員割れとなっている高校が見られる。このような現状から、適切な進路指導が各中学校で行われているのか見直す必要があると考える。
- ・基本的には、現行の受検制度に賛成である。現在、滋賀県下においてハード面（交通手段等）の環境整備は整っている状況の中で、生徒の進路選択が制限されることは適切ではないと考える。
- ・全県一区制度により高校の選択肢が増え、子ども自身に合った進路が選びやすくなるというメリットがある。反面、湖北地域の高校の定員が減少し、高校生が県南部へ流れてしまうことが危惧される。
- ・全県一区となり、一定の成果が見られ定着してきていることを考えると、今後、現在の課題を整理し、その改善に取り組む方向での努力が求められる。併願として私立高校を受験するケースが多いが、本町の現状をみると、交通の便や地域性もあり、公立高校のみで併願なしという生徒がいるという実態がある。
- ・生徒の進路選択が広がり、本町としては大変ありがたい。
- ・基本的には、生徒の進路選択の幅が広がり、生徒にとって非常によかった。
- ・高校選択において多くの選択肢があることは自分の進路について考えるうえで好ましいことであるが、経済的な理由で遠くの高校に通えない生徒にも不利にならないように願いたい。
- ・地理的な関係で近隣高校へ進学する生徒がほとんどである。遠方の学校へ進学する生徒については、目標と目的を持って進学している。

(2) 中学生とその保護者の高校選択

中学校においては、1 学期の進路指導や夏休みの体験入学等に加え、県教育委員会が9月と1月に実施する進路志望調査の結果などを踏まえ、生徒一人ひとりの志望を聞き取り進路相談や三者懇談を実施しています。アンケートの結果から、すべての地域の中学生や保護者は、高校選択において中学校の先生の意見を参考にしていることがわかります。

大津、湖南地域では、他の地域に比べて、学習塾からの情報を参考にする割合が高くなっています。学習塾関係者への聞き取りでは、中学生の受検に関する意識について、高校の出願倍率が低い県北部ではあまり勉強しなくても合格できると考える生徒が多く、一方、高倍率の競争となる高校が多い県南部では頑張てやろうという意気込みのある生徒が多いとのことでした。こうした意識の差は学力の差につながっていくのではないかと指摘がありました。

大津、湖南、湖東地域では、全県一区制度導入前から、地域内に私立高校が複数所在することから、私立高校への出願を含めて高校選択を考える中学生が多くいます。また、琵琶湖線沿線の交通至便なところに所在する高校も多く、地域外からの進学を志望する生徒も多いため、出願倍率が比較的高くなっています。一方、甲賀、湖北、湖西地域は、他地域からの志望者が少なく、出願倍率が比較的低くなっています。

【資料16】アンケート結果		Q 高校選択のとき誰の意見を参考にするか。(2つ以内)			
①中学3年生		家族・親戚 67%	中学校の先生 59%	学習塾 34%	友人・先輩 18%
	大津地域	59%	51%	46%	16%
	湖南地域	65%	48%	43%	19%
	甲賀地域	76%	63%	19%	17%
	湖東地域	67%	67%	32%	17%
	湖北地域	65%	67%	30%	14%
	湖西地域	74%	60%	19%	26%
②中学保護者		中学校の先生 80%	学習塾 44%	家族・親戚 38%	お子様の友人・先輩 12%
	大津地域	71%	60%	36%	11%
	湖南地域	80%	54%	33%	9%
	甲賀地域	78%	36%	35%	15%
	湖東地域	84%	41%	40%	12%
	湖北地域	83%	36%	41%	10%
	湖西地域	76%	26%	52%	17%

【資料17】県立全日制普通科高校の入学者選抜一般選抜の出願倍率（全県一区制度導入前後）

高校所在（校数）	H16-17平均A	H24-27平均B	差 B - A
大津地域（6校）	1.25	1.26	0.01
湖南地域（7校）	1.05	1.16	0.11
甲賀地域（4校）	1.02	1.03	0.01
湖東地域（7校）	1.05	1.12	0.07
湖北地域（6校）	1.06	1.02	△ 0.04
湖西地域（2校）	1.00	0.94	△ 0.06
普通科（32校）	1.08	1.11	0.03

3-4 学校生活への影響（高校）

高校生へのアンケート（資料10）では、高校選択の際に通学時間、校風やイメージ、部活動を重視するという回答が多くありました。

全県一区制度導入前後の普通科高校の生徒の状況を比べると、在籍者に対する部活動加入率は増加しています。高校では、中学生を対象とした体験入学の中で、教育内容だけでなく、学校生活も説明されており、高校生による部活動紹介が実施されています。また、中途退学率は減少しており、中学生が自分にあった高校を選択し、高校入学後の課外活動も含めた生活が充実したものになっていると考えます。

【資料18】普通科高校の生徒の状況（全県一区制度導入前H16-17→導入後H24-27の比較）

	H16-17平均A	H24-27平均B	差B-A
部活動加入率（％）	71.4	77.2	5.8
中途退学率（％）	1.5	0.9	△ 0.6

※在籍者に対する割合

自宅からの通学時間は、高校生へのアンケートから、30分未満と30分以上1時間未満という回答がともに約40%となり、1時間未満が約80%を占めています。中学生、高校生、保護者へのアンケートでは、高校選択の際に通学時間を重視するという回答が30%～40%と高くなっていること、中学生の進学状況として、地域内か隣接地域に大半の生徒が進学している（資料7）ことからみて、全県一区制度の導入により、遠距離通学者が大幅に増えている状況にはありません。

【資料19】自宅からの片道通学時間（高校生アンケート結果 H28普通科33校）

通学時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上
割合（％）	38.1	41.1	17.0	3.1	0.3

（無回答0.3％）

遠距離通学者は、個々の状況により一概には言えない面がありますが、家庭学習や部活動の時間的な制約などから、学校生活においてストレスがかかることも考えられます。県立高校長の聞き取りでは、遠方から通学している生徒は予習、復習、部活動で疲労するという指摘もあり、今後も一人ひとりの生徒への面談等による状況把握と対応を継続する必要があります。

3-5 学校と地域の関係（市町）

県内の市町長から、全県一区制度に関わる聞き取りを実施しました。選択肢が広がることについては概ね肯定されていますが、全県一区制度の継続から見直しまでの幅広い意見がありました。

「学力による学校の序列化が進んだのではないか」という指摘もありますが、高校選択の際に重視する項目として、成績以外の部活動や通学時間などを重視する回答も一定数あり、中学生は学力という一つの物差しだけで高校を比較し選択しているのではないと考えます。

【資料 20】市町長の主な意見（全県一区制度での中学生の高校選択）

- ・生徒の進路選択の幅を広げ、基本的に好ましい。
- ・この 10 年で制度は県民に広く周知され定着したと感じる。中学生の進路選択の幅は広がったのではないだろうか。市内では、この制度を踏まえ、適正に進路指導が行われていると認識している。
- ・グローバル化が進む現代社会において、自己の見識を幅広く広げるためにも規制をなくし、自分で選んだ高等学校において学びを深めることはたいへん有意義なことである。中学生・高校生・保護者の多くがこの制度を肯定的に受け止めている実態も踏まえて、全県一区の制度自体は継続されるのが妥当であると考え。しかし、全県一区というものの、南部へ移動している現状がある。特色ある学校づくりをすすめるという目的が図られずに、「南部方面」という場所で選んでいる傾向がある。全県一区により、ぬるま湯から頑張る学校へ変わった。教員一人ひとりが熱意を持って子どもを育てていくことが大事である。
- ・全県一区により自分自身のめざす高校を選択できることから、意欲的に学校生活が送れる。生徒は選択肢を広く持って、自分に合ったところを選ぶことができるため、遠くから通学していても満足して通っている。
- ・部活動や履修コース等生徒の希望に合った高校を生徒自らが選択できる現在の制度は、多様性が求められる現代のニーズに合致していると考え。
- ・中学生が自分の将来を見据え、自己の長所を活かし、幅広く進路選択が出来る制度であると考え。
- ・中学生が県内すべての高校を選択できることは、選択肢の幅が広がり、この学校で学びたいという本人の意思が尊重され、自分の将来像を実現するための手立てを幅広く検討することができるため、好ましい一面がある。一方で学力による学校の序列化が進み、学校間格差が広がっている側面も否めない。本市においては、相当数の成績上位者が市外の進学伝統校に流出する状況にあり、住民から地域の高校教育の地盤沈下を危惧する声が多数寄せられている。市内の高校の校長に、制度仕組みのせいにはせず、責任を果たしてほしいと話をしている。市内の高校に優秀なスタッフを配置してほしい。地域との結びつきを大事にすれば郷土愛が育まれる。たとえ故郷を離れても、郷土愛を持てば、地元に残って地域で頑張ってくれる。
- ・選択の幅が広がることは一般的には良いことですが、結果として、遠距離通学になったり、学校間格差が広がったりするため、マイナスの要素も大きい。従って、一定の区域制に戻すべきと考えます。

【資料 20 続き】市町長の主な意見（全県一区制度での中学生の高校選択）

- ・生徒は南部地域へ流れている傾向にあるようで、地域の魅力や地域資源の活用とともに、独自性や特色のある取組を設けるなど、生徒が惹かれる工夫が必要と考えます。
- ・高校への進学については、子どもが主体である。その子が将来のことを考えて進路先を決定していくものである。全県一区制度のもとで子どもが進学することに本市としては、特に問題を感じてはいない。それよりも、地元の高校への進学率が上がるような魅力ある学校づくりを願う。
- ・全県一区制度が実施されたことにより、中学生の主体的で多様な進路選択が可能になった一方、市外からの進学者数が少なく、また市内の 30%の生徒が市外の高校等へ進学されることから、市内の県立高校は定員に満たない状況となってしまう。
- ・感覚的ではあるが、全県一区にしたことで高校の序列化がされていると思う。そしてこの序列化したことにより不本意入学した生徒が増え、不本意であるがゆえ退学してしまう生徒がいるのではないかと思う。いろんな分野に特化した学校ならば全県一区制度でよいと考える。フル装備の学校で普通科中心であるならば序列化しか起こらないし、不本意入学が増えてしまう。
- ・全県一区制度の成果は大きく、生徒の多様化するニーズや高校卒業後の進路・職業選択に好影響を与えている。しかしながら、他市町からの受検者増により地元高校に進学できない生徒への進路指導や、特定の進学校入学に向けた競争率激化など、選択肢の広がりに伴う様々な配慮も必要である。
- ・全県一区制度は、「教育の機会均等」とより多くの「進路選択肢の提供」という点で評価できるが、子どもたちの南進の問題や定員割れの弊害もあると感じている。制度による弊害を解消して、子どもたちが意欲を持つ魅力ある学校づくりを進めていくことが大切である。
- ・他市町から市内の高校を受検する生徒が多いため、希望する地元の学校へ進学することができず、やむを得ず他市町の県立高校や私立高校に進学する生徒が多い。
- ・直ちに全県一区制度を廃止し、元の学区制に戻すべき。地域における優秀な人材が高校進学の時点で京都の私立校や県南部の進学校に流れてしまっている現状を真剣に考えなければならない。
- ・本人の希望や能力に合わせて幅広く学校を選択できるようになったことは、対象生徒・保護者からの支持を得ていることも踏まえ、現行制度を評価できる。特色のある学校は一定の存在感が残るが、学力向上や進学実績だけからは都市部に向けて地域から流出する傾向は感じる。かつての学区制に戻して、地域から生徒の流出を制限しても、地域の高校に魅力がなければ、結局は私立高校へ向かわせるということになりかねない。

また、まちづくりや市町施策のうえで、高校生と地元との関わりは必要という意見が多く、地域とのつながりを望む意見もありました。

【資料 21】市町長の主な意見（まちづくりや市町施策との関連）

- ・市内に立地する高校では、市内の文化・芸術、産業等について様々な角度から学び、体験する機会を設け、様々な地域活動への積極的な参加を働きかけることを通して、地域との結びつきをさらに強化していただきたい。
- ・市内の高校として、積極的に地域とふれあい、市の良さを学ぶとともに、地域貢献を通して社会の一員としての人づくりに励んでいただきたい。
- ・高校がない本町にあっては、高校進学となれば必然的に町外に通学することとなるが、通学時間帯のバスの確保等課題も多い。通学区域全県一区制度は本町の志向する「教育の希望を叶える」ことにつながるものと捉えており、生徒個々の能力・興味に応じた選択肢が多く与えられることは望ましいことと考える。
- ・まちづくりの観点からも、優秀な人材が県内各地でそれぞれの学校や地域を大切にし、誇りにしながら学習に取り組むべきである。このような観点から、全県一区制度を見直し、直ちに廃止すべきものとする。
- ・県内全域の高校の進路選択ができ、幅広く職業選択の道も広がる。社会人になって本町で活躍できる人材の育成に繋がるものと期待している。
- ・人格形成や将来設計に大きく影響する高校進学時に、他市町や他府県に流れ、そのまま進学、就職、移り住むとなると、地元に対する愛着が薄らいだり、人口減少に繋がったりすることが考えられる。
- ・市では移住施策にも力を入れて取り組みは始めているところで、市内の高校の魅力や様々な取組が、生徒のみならず、親世代にも影響し、人口の流入にも影響があると考えています。
- ・まちづくりや市の施策に関して、全県一区制度の導入による特段の悪影響はないと考える。
- ・市内の県立高校に通学する生徒たちが、市で開催する行事にたくさん参加してくれている。まちづくりの観点からたいへんありがたいと感じている。
- ・市内の高校は地域と密着してくれていて、まちづくりに協力してくれているので大変助かっている。ありがたいと思っている。
- ・地元の子どもは地元で育てほしい。中高の連携を深めるためにも、地域の高校はさらに魅力ある学校づくりをしていただき、地元の生徒が進路先に選ぶような学校づくりを望む。
- ・地元の高校が存在することは子どもにとっても町にとっても大切であり、地域に根ざした県立高校として連携が広がることを期待される。
- ・若者定住や人口減少対策としては、通学に要する時間が 30 分から 1 時間程度で、安全な通学路の整備が不可欠である。
- ・町に県立高校があるということは、町の活性化につながっている。若い子が町にいることはいいことである。
- ・中学生、高校生が地域に愛着をもつことが重要である。
- ・若者の転出超過が続いており、高校生を含む若者定住は非常に重要な課題である。したがって若者の希望する雇用を確保することはもちろん乳幼児から地域への愛着形成を図ることで、市内で働く、活躍する人材を育てる必要がある。
- ・地元の子どもたちを育てようという意識が希薄になり、地域の連帯感や教育力が低くなってきているように思う。

第4章 検証のまとめ

4-1 まとめ

もとより高校は、所在市町を越えて高校生が通い学びますが、全県一区制度の導入によって、さらに広い範囲から進学が可能となりました。新たに受検が可能となった高校へは普通科進学者の5%～8%が進学しており、制度導入のねらいである自分にあった主体的な高校選択が進んでいます。なお、旧通学区域内にある高校への進学割合は、依然として7割～8割程度を占め、区域外への進学は、各市町の隣接地域にある高校が主であることから、過度の集中はみられません。県外への進学割合も減少しています。

また、中学生、高校生とその保護者へのアンケートでは、通学区域を制限しない全県一区制度を肯定する回答が、どの対象においても9割以上あり、制度は受け入れられています。高校では、国や県教育委員会の研究事業の活用や、学習指導の工夫、大学や地域との連携などを進め、生徒のニーズに対応した特色ある取組が進んでいます。これらの取組は中学生が高校を選択する目安ともなっています。市町長や市町教育委員会教育長からも、中学生の高校選択の幅が広がっていることを肯定する意見が多くありました。こうしたことから、制度導入後10年が経過し、全県一区制度は定着していると判断します。

一方、アンケートの中には、南部に人気が集積し北部の高校に活気がなくなる、自由に選択できる点は良いが一部の学校の倍率が高くなりすぎ競争が激化しているという意見がありました。また、人口減少や若者流出等に向き合っている市町からは、相当数の生徒が市外の進学伝統校に流出し市内の高校教育が地盤沈下する、市外からの進学者が少なく市内の高校が定員に満たない、若者の転出超過が続いており市内で働く人材を育てる必要があるといった声や、地域の活性化のために地元にある高校との連携を望むという意見もありました。

4-2 今後の対応

県教育委員会においては、全県一区制度導入のねらいである中学生の主体的な高校選択や特色ある学校づくりが進み、生徒や保護者にも受け入れられていることから、この制度を継続することとします。

今回の検証を進める中でいただいたアンケートの結果や聞き取り内容については、高校教育に対する多様なニーズや期待の現れと認識しています。これらを県教育委員会でしっかりと受け止め、今後、具体策を検討し、必要に応じて市町と連携を図りながら、すべての高校においてさらに魅力ある学校づくりを進めていきます。

これからの県立高等学校の在り方について（答申）
～（仮）『これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針』～

令和3年10月

滋賀県立高等学校在り方検討委員会

目 次

I	はじめに	
1	背景と趣旨	P 1
2	対象期間	P 2
3	これまでの県立高等学校改革の主な取組	P 2
4	現行の県立高等学校再編計画の総括	P 5
5	県立高等学校を取り巻く現状と課題	P 7
6	将来の社会の姿	P 10
7	高等学校への希望や期待	P 12
II	これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本的な考え方	
1	本県教育の基本理念	P 18
2	育成すべき生徒像	P 18
3	高等学校の役割	P 18
4	魅力化の視点	P 18
5	目指す姿	P 19
6	滋賀の県立高等学校づくりのコンセプト	P 20
III	取組の方向性	
ア	確かな学力の育成	P 22
イ	キャリア教育の充実	P 22
ウ	多様な学習ニーズ等への対応	P 23
エ	普通科の特色化（普通科系専門学科を含む）	P 24
オ	職業系専門学科・総合学科の特色化・高度化	P 27
カ	定時制／通信制の役割への対応	P 28
キ	生徒数減少への対応	P 28
ク	I C Tの活用	P 29
ケ	生徒の学びを支援し、自ら学び続ける教職員の育成	P 30
コ	持続可能な推進体制の構築	P 30
サ	その他	P 31
IV	将来を見据えた整理	
1	県立高等学校と私学との関係について	P 32
2	県立高等学校の学校規模について	P 32
3	将来に向けた議論の必要性について	P 33
4	入学者選抜の在り方について	P 33
V	おわりに	P 34
VI	参考資料	P 35

I はじめに

1 背景と趣旨

滋賀県教育委員会では、昭和23年の現行の高等学校制度発足以来70年余り、高等学校教育に対する県民の期待に応えるため、県立高等学校の整備や教育内容の充実を図るとともに、生徒のニーズや時代の要請等に応じ、これまで県立高等学校の学科改編や特色ある学科やコースの設置をはじめ、中高一貫教育校の設置、県立普通科高等学校通学区域全県一区制度導入、入学者選抜制度の改善など様々な県立高等学校改革に取り組んできた。

情報分野をはじめとする科学技術の進展や、経済のグローバル化、少子高齢化など、社会が一層大きく変化する中で、生徒の進路等に対する考え方や課題の多様化、規模の小さな学校の増加など、県立高等学校の教育環境は大きく変化してきたことから、概ね10年後を見据えて長期的かつ全県的な視野に立って県立高等学校再編の基本的な考えを示した「滋賀県立高等学校再編基本計画」および「滋賀県立高等学校再編実施計画」を平成24年12月に策定した。

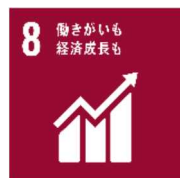
これらの計画に基づき、総合単位制の新しいタイプの学校の設置や統合による新しい学校の設置など、魅力と活力ある県立高等学校づくりに向けた再編の取組を進めてきた。

しかしながら、近年、人口減少、少子高齢化の進行やグローバル化、情報化、技術革新の進展、さらには新型コロナウイルスによる生活様式の変化など、さらに急速に社会情勢が変化してきている。

さらに近い将来には、人口減少と高齢化の更なる進行、第4次産業革命¹を通じたSociety5.0²の実現、コロナ禍を経た生活様式の変化、多様な価値観が尊重される社会を目指した取組の進展などが考えられ、さらに予測できないことが起こることも十分に考えられる。

こうした社会の高度化、多様化や生徒減少等に対応した魅力と活力ある県立高等学校づくりが必要となっていることから、概ね10年から15年先を見据えて、新しい時代を切り拓く人づくりのため、県立高等学校の在り方について全県的視野で基本的な考えを示す。

なお、本県は、SDGs³を県政に取り込むことを宣言しており、SDGsの掲げる目標のうち次のものを踏まえたものとする。



¹ ICT(情報通信技術)の急速な発展のもと、IoT(Internet of Things)、ビッグデータ、人工知能、ロボットなど、産業や社会構造の転換を図るほどの技術革新。

² 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

³ 「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略称。経済、社会、環境のバランスを取りながら持続可能な社会を実現するための、全ての国に共通する2030年までの目標。

2 対象期間

令和4年度から令和13年度までの10年間とする。

3 これまでの県立高等学校改革の主な取組

(1) 総合学科の設置（H9～）

平成9年度に国際情報高等学校の工業学科と商業学科を改編し県内最初の総合学科を設置した。その後専門学科を改編する形で総合学科の設置が進み、現在県立高等学校では7校の総合学科設置校がある。

(2) 県立中高一貫教育校の設置（H15）

中等教育（中学校、高等学校等）の一層の多様化、複線化を推進するため、平成15年度から併設型中高一貫教育校を設置しており、6年間の特色ある教育課程のもとで、生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばす教育を展開している。

(3) 県立普通科高等学校通学区域全県一区制度導入（H18）

多様化する生徒のニーズに対応し自分にあった県立高等学校を主体的に選択できるようにするとともに、特色ある学校づくりを一層推進することをねらいとして、平成18年度入学者選抜から、普通科高等学校の通学区域全県一区制度を導入した。

制度導入後10年が経過した平成28年度に検証を行い、全県一区制度のねらいである中学生の主体的な高等学校選択や特色ある学校づくりが進み、生徒や保護者にも受け入れられていることから、この制度を継続することとした。また、検証を進める中でいただいたアンケートの結果や聞き取り内容については、県教育委員会でしっかり受け止め、必要に応じて市町と連携を図りながら、全ての県立高等学校においてさらに魅力ある学校づくりを進めていくとしている。

(4) 県立高等学校再編計画策定（H24）

生徒数の漸減傾向が予測されることをはじめ、特別な支援を要する児童生徒の増加傾向、さらには本県の極めて厳しい財政状況など、特別支援学校を含めた県立学校を取り巻く環境が大きく変化していく中で、今後の県立学校のあり方に関する新たな方向性を検討する必要が生じてきた。

このため、「県立学校のあり方検討委員会」に対し、今後の県立学校のあり方についての協議・検討を平成20年7月に依頼し、平成21年3月に報告を受けた。この報告のほか、滋賀県産業教育審議会からの答申等を踏まえ、平成24年12月に、滋賀県立高等学校再編基本計画および同実施計画（以下「再編計画」という。）を策定し、再編計画に基づき学科改編や学校統合等を行った。

(5) 国際バカロレア設置（R2）

平成 26 年度より、国際バカロレア⁴の導入に向けた調査・研究の研究校として虎姫高等学校を指定し、カリキュラム策定等バカロレア校認定にむけて準備（調査研究）を進め、平成 31 年 3 月に国際バカロレア認定校に認定された。

令和 2 年度の入学生が第 1 期生となり、ディプロマプログラム⁵生の選考後、令和 3 年 1 月よりディプロマプログラムが開始されている。

(6) 湖西地域の県立高等学校魅力化（R3）

湖西地域の県立高等学校の定員未充足が深刻な状況であり、学校活力の低下が懸念されることから、令和元年 10 月に湖西地域県立高等学校魅力化方針を策定した。

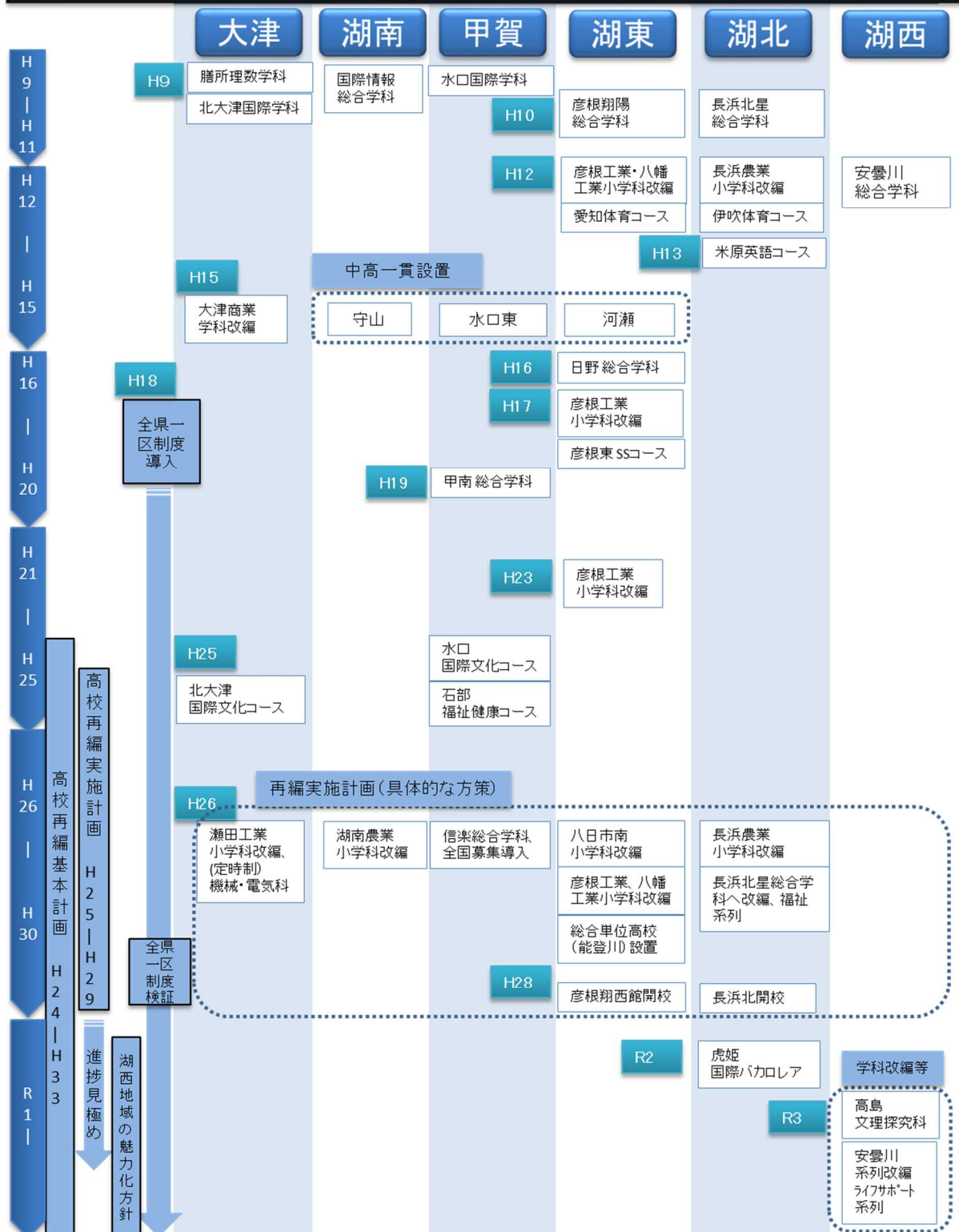
この方針に基づき、高島高等学校には、進学指導に重点を置く文理探究科を設置し、安曇川高等学校総合学科には新しい系列であるライフサポート系列を設置するとともに既存の系列をリニューアルして魅力化を図ることとした。

⁴ 国際バカロレア機構が実施する国際的な教育プログラム。多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する、探究心、知識、思いやりに富んだ若者の育成を目的としている。

⁵ 国際バカロレアのプログラムのうち 16 歳から 19 歳を対象としたプログラム。所定のカリキュラムを 2 年間履修し、最終試験を経て所定の成績を収めると、国際的に認められる大学入学資格（国際バカロレア資格）を取得可能。

これまでの県立高等学校改革の推移

※主な取組



4 現行の県立高等学校再編計画の総括

(1) 学校統合

平成 24 年 12 月に再編計画を策定し、基本計画の計画期間を概ね 10 年として魅力と活力ある県立高等学校づくりを実施してきた。標準とする学校規模を 1 学年あたり概ね 6 学級から 8 学級とし、地域ごとの生徒数の推移を見据えつつ、標準を下回る規模の学校が多くを占める地域において県立高等学校の統合を行い地域全体の学校活力の維持向上を図った。

統合により開校した彦根翔西館高等学校は、「探究（普通）系列」「スポーツ科学系列」「家庭科学系列」「会計ビジネス系列」「情報ビジネス系列」の 5 つの系列を持つ総合学科の高等学校として、開校以来、県内の広い範囲から入学者を集めている。また、同じく長浜北高等学校は、8 割以上の生徒が部活動に加入し活動するとともに、卒業生の約 7 割が大学に進学する湖北地域の中核的普通科高等学校となっている。学校統合により、子どもたちの社会性が涵養できるとともに、部活動の活性化、充実を図ることができた。

(2) 多様な学習ニーズへの対応

新しいタイプの学校として、生徒の多様な学習ニーズに対応するため、能登川高等学校を全日制・定時制併置の総合単位制高等学校に改編した。定時制昼間部では、中学校で不登校などの経験のある生徒が多いものの、始業時間が遅いことや少人数授業の実施により不登校であった生徒も登校し卒業できているといった成果が上がっている。

その他、再編の具体的な方策に記載のあった、「地域に根ざした学校づくり（信楽高等学校の改編）」「職業系専門学科の改編等」「総合学科の充実（長浜北星高等学校総合学科に福祉系列を設置）」「定時制課程の見直し」については、再編のねらいを一定達成できた。

(3) 全ての県立高等学校の魅力ある学校づくり

また再編計画では、上記の再編の他に、「全ての高等学校においてそれぞれの教育目標等に応じた魅力ある学校づくりに取り組みます」としており、この間、全県一区制度のもとで、全ての県立高等学校において、国や県の研究指定も活用しながら、魅力と活力ある県立高等学校づくりに取り組んだ。

令和 2 年 1 月に実施した県立高等学校の校長対象の調査では、92%の学校が、魅力と活力ある学校づくりが進んだと回答している。「地域との連携」や「授業の工夫」、「大学や企業との連携」が進んだと回答した県立高等学校が多く、地元市町や商工会との連携協定を結び、就業体験等に取り組んでいる県立高等学校もある。また、令和 2 年 10 月に実施した県立高等学校 1、2 年生を対象としたアンケートでは、在籍している県立高等学校に満足している生徒は 82%あった。これらのことから、魅力ある県立高等学校づくりは一定進展している。

(4) これからの魅力ある県立高等学校づくりに向けて

計画策定過程における地域の理解やコンセンサスを得ることが不十分であったとの声もあり、今後は計画策定過程で地域と双方向でやり取りする等、地域を巻き込んだ議論をしていく必要がある。

また、中学校長を対象としたこれからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する意見聴取では、「オンリーワンの高等学校、その高等学校ごとの特色をもっと前面に出した学校づくりを進めていく必要がある」や「各高等学校の魅力・特徴は、特に『普通科』である場合伝わりにくく、横並び的なものとして映ってしまっている」といった意見があり、普通科高等学校を中心として、今後も更なる特色化、魅力化を継続して進めるとともに、特色や魅力の発信力を強化していく必要がある。

加えて、将来的に生徒数が大きく減少すると見込まれる地域にある学校においては、学校規模の更なる小規模化が進むと想定されるため、市町との連携・協働による高等学校の魅力化策についても検討していく必要がある。

5 県立高等学校を取り巻く現状と課題

(1) 生徒数の減少

県内中学校および義務教育学校の卒業生数は、平成2年3月卒の20,747人をピークに減少し、令和2年3月卒は13,753人（H2から▲7,000人34%減）となっている。令和16年3月卒は約12,100人（H2から▲8,700人42%減）となることが見込まれている。

中学校および義務教育学校卒業（予定）者数の推移（全県）

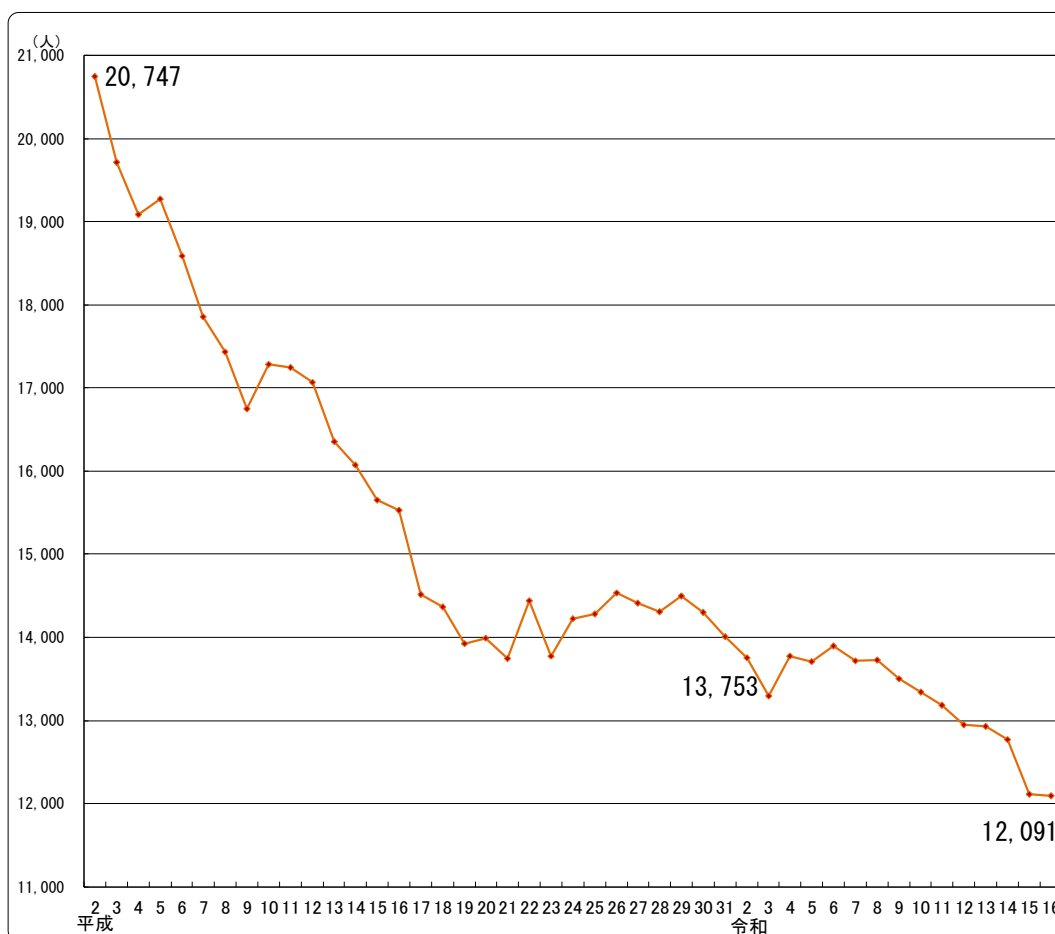
2020年9月版

平成																
平成	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
全県計	20,747	19,715	19,088	19,279	18,592	17,859	17,432	16,750	17,283	17,251	17,068	16,361	16,073	15,655	15,526	14,515

令和																
平成	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	2年	
全県計	14,370	13,922	13,988	13,746	14,439	13,773	14,226	14,281	14,537	14,411	14,310	14,500	14,299	14,007	13,753	

令和	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
全県計	13,293	13,770	13,710	13,895	13,720	13,728	13,505	13,341	13,183	12,952	12,930	12,769	12,117	12,091

▲ 460 17 ▲ 43 142 ▲ 33 ▲ 25 ▲ 248 ▲ 412 ▲ 570 ▲ 801 ▲ 823 ▲ 984 ▲ 1636 ▲ 1662



※ 令和3年～令和11年は、令和2年5月1日の学校基本調査による現員
 ※ 令和12年以降は、令和2年4月1日付けの県人口推計(統計課)による

(2) 社会情勢の変化

①人口減少と少子高齢化

本県の人口は、昭和 42 年から増加し続け、平成 20 年には 140 万人を超えたものの平成 25 年の約 142 万人をピークに人口減少に転じた。その一方で高齢者人口は、団塊の世代の高齢化や平均寿命の延伸等により増加し続けており、高齢化が進んでいる。

②グローバル化の進展

人口減少により国内市場が縮小する中、海外市場に目を向けた事業展開が進んでおり、更なるグローバル化が進展している。

③第 4 次産業革命と Society5.0

科学技術に目を向けると、第 4 次産業革命と呼ばれる飛躍的な技術革新や第 5 期科学技術基本計画で提唱された Society5.0 等、ICT の急速な発展のもと近年非常に大きな変化が起きている。

④新型コロナウイルス感染症の拡大

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、生活様式の変化や経済活動、社会的活動の制限を余儀なくされた。学校においても、感染拡大防止のため部活動および学校行事等の制限に留まらず臨時休業が実施され、ICT 環境の早急な整備等を通じた学びの機会の保障などの課題が浮き彫りになった。

(3) 国の動き

高等学校の新学習指導要領が令和 4 年度から実施されることになっている。子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携・協働することにより、子どもたちを育む「社会に開かれた教育課程」⁶を重視するとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善等が必要とされている。

また、中央教育審議会では、今後の社会状況の変化を見据え、普通科改革など学科の在り方や地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方等について、令和 3 年 1 月に答申を取りまとめられた。

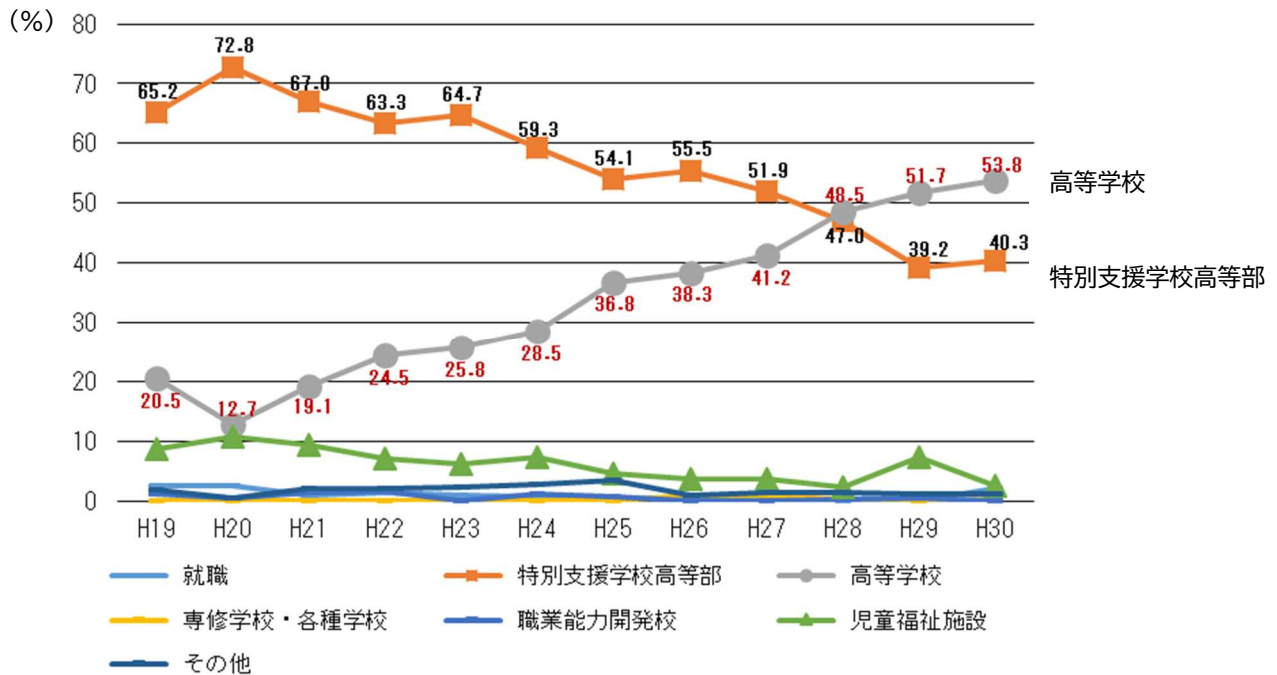
(4) 高等学校における特別な教育的支援が必要な生徒の増加

中学校の特別支援学級の生徒の卒業後の進路は、特別支援学校高等部よりも高等学校への進学が増加（平成 20 年度 13%→平成 30 年度 54%）しており、また、高等学校での特別な教育的支援を受ける必要がある生徒の割合は増加傾向（平成 22 年度 2%→令和元年度 5%）になっている。

今後とも、障害等により学びにくさのある生徒が、安全安心に充実した学校生活を送れるように取り組む必要がある。

⁶ 新学習指導要領で示された考え方で、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、それぞれの学校が必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするかを教育課程において明確にする」とされた。

【中学校特別支援学級卒業生の進路状況】



【令和元年度滋賀県特別支援教育支援委員会資料】

(人数)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
就職	4	4	2	3	2	2	1	1	2	0	0	7
特別支援学校高等部	105	115	130	145	143	152	144	161	151	158	129	144
高等学校	33	20	37	56	57	73	98	111	120	163	170	192
専修学校・各種学校	0	0	0	0	0	0	0	3	3	1	0	1
職業能力開発校	2	1	3	4	0	3	2	0	0	1	2	0
児童福祉施設	14	17	18	16	14	19	12	11	11	8	24	9
その他	3	1	4	5	5	7	9	3	4	5	4	4
計	161	158	194	229	221	256	266	290	291	336	329	357

(高等養護学校は特別支援学校高等部に含む)

【高等学校における特別な教育的支援が必要な生徒の割合】

発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）により、特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した生徒の割合（診断の有無は問わない）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
生徒数（人）	32,898	32,238	32,540	31,911	32,144	32,470	32,353	31,874	31,019	30,925
対象者数（人）	710	755	802	897	936	960	1,153	1,338	1,390	1,515
割合	2.16%	2.34%	2.46%	2.81%	2.91%	2.96%	3.56%	4.20%	4.48%	4.90%

【高等学校における特別支援教育実態調査（毎年9月1日調査）より】

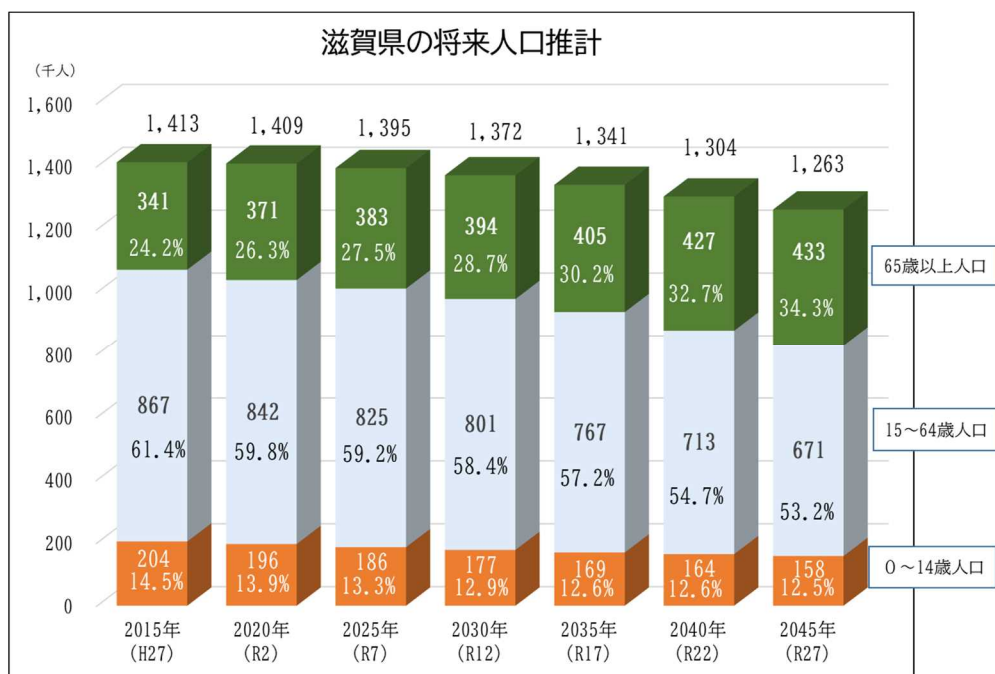
6 将来の社会の姿

10～15 年先の社会の姿として、以下のことが考えられる。

(1) 人口減少と高齢化の更なる進行

国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成 30 年推計）によると、令和 27 年の本県の総人口は 126.3 万人とされており、平成 27 年の 141.3 万人と比較して約 15 万人減少するとされている。その一方、令和 27 年の 65 歳以上の高齢者人口は 43.3 万人とされており、平成 27 年の 34.1 万人と比較して約 9.2 万人増加するとされている。

さらに、年齢区分別構成比を見ると、平成 27 年は 65 歳以上人口の割合が 24.2%、0～14 歳人口の割合が 14.5%だったのに対し、令和 27 年には 65 歳以上人口の割合が 34.3%、0～14 歳人口の割合が 12.5%と少子高齢化が一層進展することが見込まれている。



【国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計より】

(2) 第4次産業革命を通じた Society5.0 の実現

第4次産業革命を通じた Society5.0 の実現により、I o T⁷で全ての人とモノがつながり様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、自ら情報を見つけて分析する作業負担、年齢や障害等による労働や行動の制限等の課題を克服することができるようになると期待されている。

また、A I⁸により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されることも期待されている。

⁷ Internet of Things の略。家電、自動車、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すコンセプト。

⁸ Artificial Intelligence の略。人工知能。

(3) コロナ禍を経た生活様式の変化と大規模災害などの発生リスク

新型コロナウイルス感染症の拡大は、日常生活においてはマスクの着用や3密の回避、働き方においてはテレワークの実施や時差出勤等、私たちの生活様式に大きな変化をもたらした。

学校現場においても、臨時休業の実施、学校行事や部活動の制限、オンライン授業の実施等の大きな変化をもたらした。

こうした変化は、感染拡大状況に応じて今後も続くことが予想される。また、テレワークやオンライン授業の実施等一部の变化については、いわゆるコロナ禍の収束後においても一定定着することも考えられる。

さらに感染症だけでなく、100年から150年間隔で発生している南海トラフ地震等の地震災害や豪雨、豪雪、洪水、土砂災害等の大規模災害が発生することも考えられる。

(4) 持続可能な社会の実現（SDGs）と多様な価値観が尊重される社会

平成27年9月に国連サミットで採択されたSDGsでは、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために2030年を期限とする17の目標を定めている。

我が国では、SDGsアクションプラン2021において、感染症対策と次なる危機への備え、Society5.0の実現、2050年までにCO₂ネットゼロ⁹やあらゆる分野における女性の参画等を推進することとしている。

また、今後多様な価値観や性の多様性が尊重される社会となることが一層求められる中、県立高等学校においても多様な生徒への対応が必要である。

将来の社会の姿として、想像はできるが予測できないことが起こりうるということを前提にしておく必要がある。

⁹ CO₂などの温室効果ガスの人為的な排出を減らし、森林などの吸収源を確保することで均衡を図ること。

7 高等学校への希望や期待

県立高等学校の在り方検討の参考とするため、生徒、保護者および関係者の意見を聴取した。主な意見の概要は以下のとおり。

(1) 生徒の立場から

＜中学生・高校生 7,688 人回答の主な意見＞

- ・文武両道に励みたい。
- ・友達をたくさんつくりたい。
- ・勉強だけでなく行事や部活動も充実して楽しめるようにしてほしい。
- ・楽しい授業が受けたい。
- ・少人数指導の充実をしてほしい。
- ・選択科目を増やしてほしい。
- ・大学受験について丁寧にアドバイスなどをもらいたい。
- ・地域・他校との交流を深めたい。
- ・校舎をリニューアルしてほしい。
- ・高校生活の中で将来のことをじっくり考えたい。
- ・タブレットでの学習を推進してほしい。
- ・リモート授業がコロナ休校中に数回行われた。分かり易く便利だったので、復習用や補足用に導入してほしい。インターネットを活用した学習を増やしてほしい。
- ・学校の良さや特徴を積極的に宣伝して、県内の生徒により多く伝えてほしい。
- ・資格を取る勉強を増やしてほしい。 等

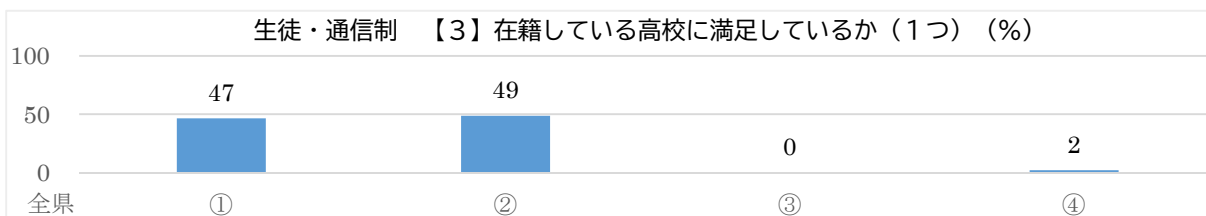
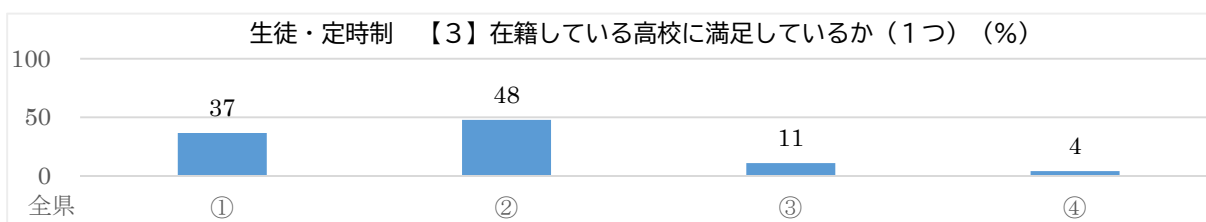
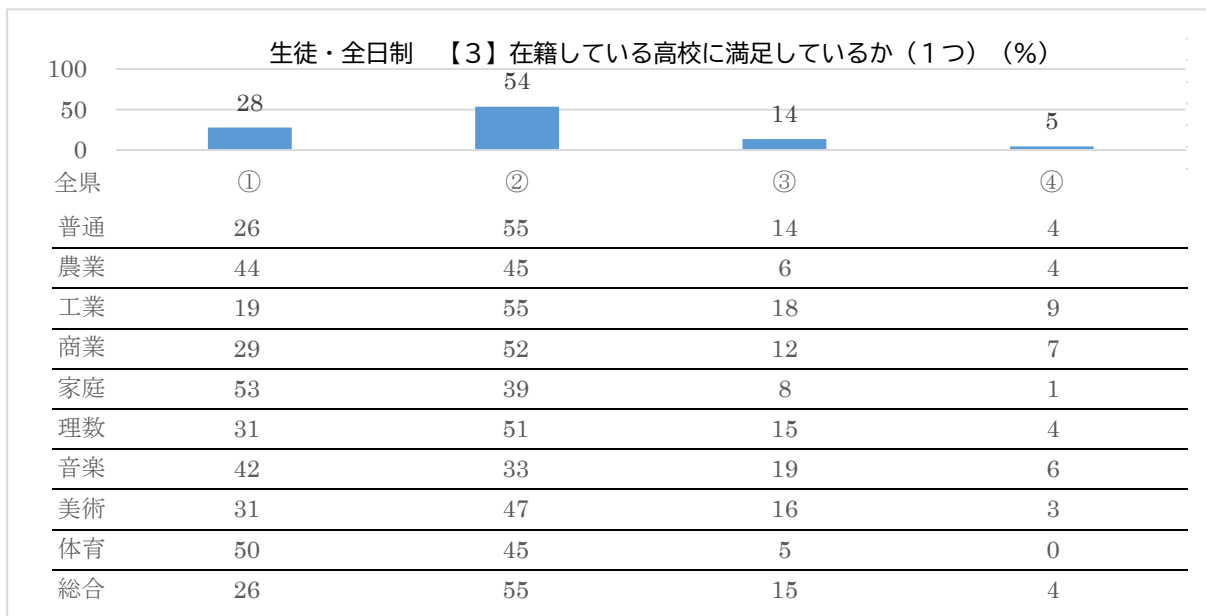
＜大学生等 176 人回答の主な意見＞

- ・フィールドワークは自分の将来について見据えて考える良い機会だったので、滋賀県の高等学校でもっと取り入れていくべきだと思う。
- ・新しい魅力を作ることよりも、今ある魅力は何かをよく理解し、その魅力を伸ばせるプログラムなどには何か見極めるべきだと思う。
- ・学校行事は生きる力を育成するためには非常に有効な活動。能動的に活動できる取組を増やしていくべきだと思う。
- ・様々な場面でクラスメイトや教職員と団結できる取組をしていくべき。
- ・ディベートなどの自分の意見を述べる機会や相手の考えを受け入れる機会など、お互いが受け入れ合う機会を設けることも大切であると思う。
- ・キャリア教育がもっとあれば良かったと思う。大学進学の話はあったが、将来の仕事や自分の生き方を考える機会が欲しかった。
- ・キャリア選択の活動が良かった。学年全員を対象に、様々な分野の職場の方のお話を聞く機会があり、そこで大手企業で研究をされている方や銀行で働く方のお話を聞いたことで、将来になりたい職業の参考にすることができた。
- ・社会に出て働いている OB や、大学で学んでいる先輩たち、いろんな分野で活躍 されている人と交流できる機会を設け、生徒自身が自分の「ありたい姿」がイメージできるようにするとよいのではと思う。 等

(魅力と活力ある県立高等学校づくりに関するアンケート(高校生対象)より)

Q. あなたは在籍している高校について満足していますか。次の中から1つ選んでください。

①満足している ②ある程度満足している ③どちらかと言えば不満である ④不満である



<全日制> ○82%(①+②)の生徒が満足している。

※体育:満足度が最も高い(95%)

※「友人や先輩との関係(49%)」、「部活動(41%)」、「授業(30%)」に満足しているという回答が多い。

※「授業(39%)」、「校風や教育方針(37%)」、「学校の施設・設備(32%)」に不満があるという回答が多い。

<定時制> ○85%(①+②)の生徒が満足している。

<通信制> ○96%(①+②)の生徒が満足している。

(2) 保護者の立場から＜中学生と高校生の保護者 6,894 人回答の主な意見＞

- ・子どもの可能性を拡げてやりたい。
- ・基礎から学べるようにしてほしい。
- ・楽しい高校生活を送ってほしい。
- ・一般的な教養を普通科、専門学科関係なく身に付くように指導してほしい。
- ・社会に出て仕事をしていく上で仕事は一人では出来るものではないので、周りの人とうまくコミュニケーションを取れる人材を育成してほしい。
- ・社会へ出るための自立する力をつけてほしい。
- ・子どもたち自身で考えたりする機会がもっとあると良い。
- ・勉強ばかりでなく、地域と関わったり学んだりできる授業、人間性を深められる高校生活を送れるような行事、校外学習が多くあると良い。
- ・学力向上だけではなく、人間性を高める、人として正しい考え方等を学ぶ場として高等学校があれば良いと思う。
- ・学習面での充実はもちろんのこと、生徒の生きる力をつけていくためには、学校でしかできない様な人と人とのつながりを大切にするため、部活動や生徒会活動、学級活動などを充実させることが大切だと思います。人と人との関わりから様々なことを学ぶのが学校です。学習面だけなら塾でもできますが、学校でしか学べないことがたくさんあるはずだと思う。
- ・オンライン授業や遠隔授業には力を入れてほしい。等

(魅力と活力ある県立高等学校づくりに関するアンケート(中学生保護者対象)より)

Q. 現時点でお子様に進学させたいと考えている高等学校を次の中から1つ選んでください。また、そのように思う理由を書いてください。

①県内の県立高等学校 ②県内の私立高等学校 ③県外の私立高等学校 ④その他



○88%保護者(中学生は 66%)が、「①県内の県立高等学校」へ進学させたいと考えている。理由としては、「家から近く通学しやすい」、「学費が安い」、「子どもが行きたいと思っている高等学校が県立高等学校」という回答が多かった。

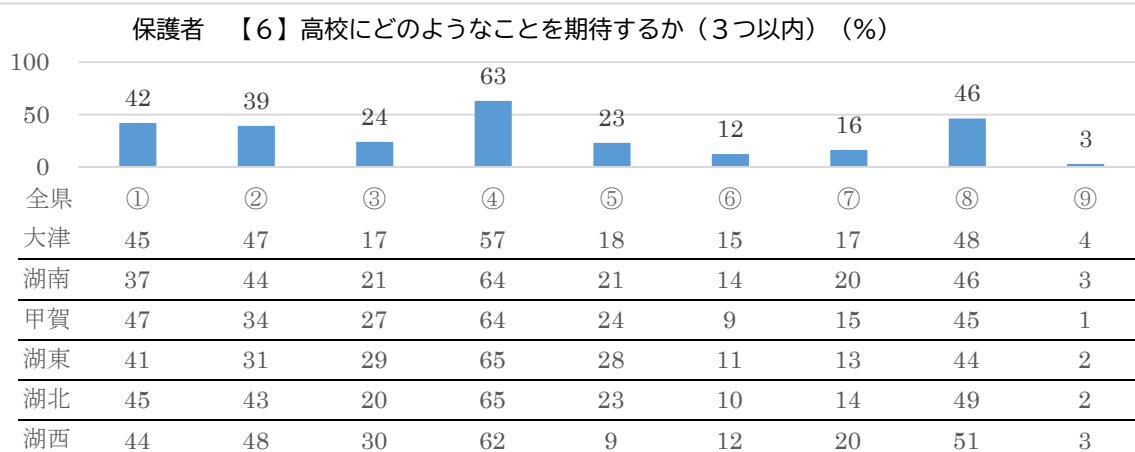
○主な理由

- ①県内の県立高等学校(家から近く通学しやすい、学費が安い、子どもの希望、魅力ある学校がある、部活動、学校の選択幅がある)
- ②県内の私立高等学校(部活動、大学進学)
- ③県外の私立高等学校(県内に子どもが学びたい学科がない)
- ④その他(高等専門学校)

(魅力と活力ある県立高等学校づくりに関するアンケート(中学生保護者対象)より)

Q. あなたは、高等学校というものにどのようなことを期待しますか。次の中から3つ以内で選んでください。

- ①基礎的・基本的な学力を身に付けることができる。
- ②大学等への進学のための学力を身に付けることができる。
- ③資格につながる学習ができる。
- ④自分の進路希望や興味・関心、適性などに応じた科目を選択することができる。
- ⑤就職する時に必要な知識や技術・技能を習得できる。
- ⑥学校行事が充実している。
- ⑦部活動が盛んである。
- ⑧多くの友人をつくることできる。
- ⑨その他



- 「④自分の進路希望や興味・関心、適性などに応じた科目を選択することができる」高等学校を期待している保護者が最も多い(63%)。
- 次いで、多くの友人をつくり、交友関係の幅を広げてほしいと考えている保護者が多い。
※「⑧多くの友人をつくることできる」：46%
- 「①基礎的・基本的な学力(42%)」から、「②大学等への進学のための高い学力(39%)」を身に付けられる高校を期待している保護者も多い。

(3) 地域社会の視点<市長会、町村会、市町教育長等の主な意見>

- ・県内のどこに生まれ育っても、地元の高等学校でキャリア形成をし、地域創生に資する力や思いを育成することができる魅力ある高等学校教育が推進されなければならないと考える。
- ・地域との協働による地域課題のマッチングに向けた学びから、「社会から学び自らの進路を考える力が付くもの」とも思われる。
- ・高等学校は地域にとって大切な存在である。地域の人材を育成し、将来的に地域に戻って地域に貢献する人材の育成が高等学校の大きな役割であると考えている。
- ・県内のどの地域でも様々な学びが提供されるとともに、キャリア形成を保証するような学校づくりをすることも大切であり、自分を高めるとともに、地域の活性化に貢献する生徒の育成にも重点を置く。
- ・在り方検討が最終的に高等学校再編にならないように要望する。令和4年度からの地域別協議会で地域の声をしっかり聞いてほしい。
- ・地域において1つの高等学校の存続は大きい。 等

(4) 産業界の視点＜県内企業関係者等の主な意見＞

- ・専門的に教育して、高等学校を卒業してすぐに社会に役立つ人材を育てる必要がある。
- ・施設設備について、今の状況の中でなかなか予算的なところもあって充実していないと思う。企業などと連携し、充実させる必要があるのではないかな。
- ・民間人であっても、基準を満たした人であれば生徒を教えることに参加できる仕組みも必要ではないかな。
- ・資格がとれる仕組みを整えてほしい。 等

(5) 教職員の立場から＜中学校・高等学校管理職、中堅教諭等の主な意見＞

- ・県立高等学校の子どもや保護者に特色ある学校づくりはなかなか浸透しない。私立高等学校に比べるとまだまだアピール不足だと思う。子どもや保護者が気軽に見学できるような取組が必要だと思う。
- ・国境を越えて世界の同世代とつながるカリキュラムを持ち、グローバルコンピテンス¹⁰の涵養を目指す学校も必要だと思う。
- ・人間性を高めるために、授業はもちろん、部活動や学校行事も大切にし、いろいろな「経験」ができる教育活動を工夫したい。
- ・ICTの活用と授業改善を推進して生徒主体の授業づくりを更に進めていきたい。
- ・生徒が自らの将来を考える機会を増やしたい。
- ・「文武両道」と「地域との連携」を大きな柱として、将来地域に戻り、地域に貢献できる人材づくりに引き続き取り組んでいきたい。
- ・高等学校を卒業してからの人生にしっかり役立つような経験と知識を生徒たちが得られる場になるように努めていきたい。
- ・学校の規模が小さくなると学校の活気や学園祭等の行事、部活動に影響がある。
- ・集団だからこそできる学びや体験を各学校の特色として打ち出していく必要があると強く感じた。
- ・多様性を認められ、受け入れられるような取組が必要だと思う。
- ・教職員全体が各校の特色を生み出せるような思考時間をもてるように、余裕を持てるように変わること、変えることへの支援が必要だと思う。
- ・人口減少地域において一定の学校規模で教職員数も充実した状況を作ることが必要。
- ・外部指導や地域の方との連携で負担が増え、本来やるべき教科指導や部活動指導に力を注ぐことが十分できないことが課題となる。
- ・ある程度「過ごしやすく快適な」環境を用意する必要がある。
- ・社会の変化に合わせて教育を提供することが今後の我々の使命になる。
- ・特別な教育的支援や部活動において専門家をつけることが必要だと思う。 等

¹⁰ 国際的な場で必要とされる能力。

(6) 卒業後の進学先の視点<大学、短大、専修学校等の主な意見>

- ・根拠のある意見を述べること、既習内容等を活用して思考・意見・議論などしていく力が弱い。ディスカッションをする際に、根拠のある意見を述べる力の育成が必要。
- ・現在、理系生は一部の高校に偏っている状況。将来、文系生と同じくらい理系生を増加させる施策が必要。
- ・大学全入時代の今、大学生の学力は総じて低下しているといわれるが、それより問題なのは「主体的に学ぶ姿勢」だと思う。学ぶ意欲を持った生徒に入学してほしい。
- ・生徒が大学に進学を希望する際には、自身の関心や志向を見つめなおし、これと学問とを接続していくことが必要と思われる。AIによるマッチングやアドバイスなどといった、デジタル技術による生徒の気づきを細かく喚起する新しい指導方法も実現していくのではないかな。
- ・間違えたりミスをすることを恐れたりする傾向が強い。課題に対して、トライ＆エラーしながら進めていく力が弱い。答えがすぐに出ない問題・課題にチャレンジする機会を増やしてみてもどうか。
- ・職業系専門学科では、現場体験や職業人の講話など実体験の機会を増やし、職業へのあこがれを育む取組が重要だと思う。 等

(7) その他の学校関係者の視点<スクールカウンセラー、塾等の主な意見>

- ・対人不安の強い生徒たちが同じ教室で学ぶことの難しさがある。先生方が様々な対処法のスキルを身に付けられるよう支援が必要だと思う。
- ・学校の魅力の発信にもっと力を入れてほしい。中学生にとって高校に触れるという体験は大きく、オープンスクールのように直接情報を届けることは大事。
- ・ふるい落としではなく、これがダメでもあっちがあるという「緩さ」、「余裕」があれば、子どもたちもあまり苦しまなくてすむのではないかな。 等

Ⅱ これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本的な考え方

1 本県教育の基本理念

本県教育の基本目標は、平成 31 年（2019 年）3 月に策定された滋賀の教育大綱において、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」と定められている。また、サブテーマとして「人生 100 年を見据えた『共に生きる』滋賀の教育」を掲げ、人生 100 年をより豊かに生きていくために、多様な人と交わりながら、生涯を通じて学び、その学びの成果を地域に生かしていくことで、「人と人」、「人と地域」がともに連携し、滋賀の教育の充実と地域の活性化が良い循環を生み出すことを目指すこととしている。

2 育成すべき生徒像

10～15 年先を見据えて、新しい時代を切り拓く人づくりのための魅力ある高等学校づくりを検討するに当たり、「Ⅰ-6 将来の社会の姿」の整理や、「Ⅰ-7 高等学校への希望や期待」を踏まえて、県立高等学校で育成すべき生徒像を次のとおりとした。

「生きる力（自立する力、伝える力、協働する力、創造する力等）がある」

3 高等学校の役割

高等学校は、上記の「Ⅱ-2 育成すべき生徒像」で示した生徒の生きる力（自立する力、伝える力、協働する力、創造する力等）を様々な教育活動の中で育む場となる。

また、中学校における教育の基礎の上に、生徒一人ひとりがもっている好奇心や探究心を更に発展させる場であるとともに、「答えを見つける」教育から「課題を見つけて解決に向けて考え行動する」教育の場となることも求められる。

4 魅力化の視点

「Ⅰ-6 将来の社会の姿」で整理した多様な価値観が尊重される多様性のある社会や人口減少社会への対応等を、小中学校との連携や小中学校での学びを十分生かすとともに、高等学校卒業後の進路となる大学や社会等とも連携・協働しながら、これらの連続性の中で捉え、ICT も活用し、持続可能な形で実施する。また、森・川・里・湖が水系でつながり、近江の心が根付いた「滋賀」ならではの学び、それぞれの県立高等学校でこそその学びを地域とともに推進する。

5 目指す姿

「I-6 将来の社会の姿」で整理した Society5.0 の実現や多様な価値観が尊重される社会等の実現、さらに想像はできるが予測できないことが起こりうること、また「I-7 高等学校への希望や期待」を踏まえて、県立高等学校の目指す姿を次の8つに整理した。

(■高等学校別 ◇県域全体)

①生徒が自ら主体的に学び「生きる力」をつけることができる

◇全ての生徒に自分を高める学びが提供されている

◇多様な人との出会いやコミュニケーションを通じて深め発見できる学びが提供されている

②生徒が多様性を尊重し世界につながり活躍するための力をつけることができる

■グローバル人材や科学技術人材が育成されている

■大学等と連携した高度な専門的学びが提供されている

◇ICTを活用した対話的・協働的な学びが実現できている

③生徒同士が切磋琢磨し成長できる

■学校行事や生徒会活動、部活動が活性化している

◇学校でこそ育まれる人と人とのつながりを意識した場が提供されている

④場所や時間を選ばない学びができる

◇ICTや外部人材を活用し、所属する学校の枠にとらわれない柔軟で多様な学びが提供されている

⑤生徒が社会から学び自らの進路を考えることができる

■地域の教育資源や人々と関わる学びが提供されている

■産業界と連携した学びが提供されている

⑥障害のある者となない者が互いに学び合い互いを尊重できる

◇共生社会の実現に向けた教育が着実に進んでいる

⑦生徒が自らに合った学びを選択できる

■それぞれの県立高等学校ならではの魅力や特色が人々に理解されている

■基礎学力充実、不登校、日本語学習等に対応する学びが提供されている

◇県内どの地域でも様々な学びが提供されている

◇経済的に不利な環境にある生徒への支援が充実している

◇男女の人権や性の多様性が尊重される学校づくりが進んでいる

⑧教職員が生徒一人ひとりに愛情をもって向き合いサポートできている

◇授業改善が進むとともに教職員自身の人間性や創造性を高め効果的な教育活動ができている

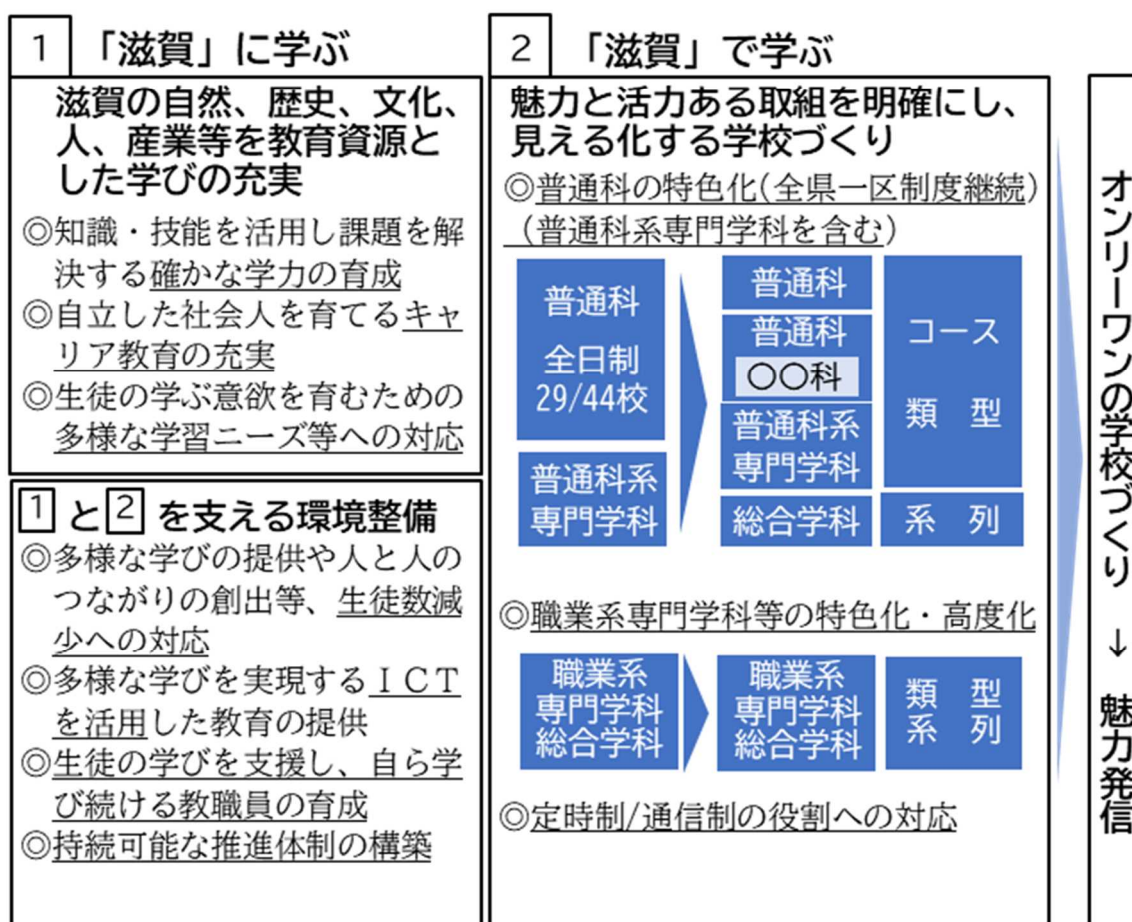
6 滋賀の県立高等学校づくりのコンセプト

これからの滋賀の県立高等学校が目指す姿を実現するため、「多様な生徒一人ひとりが、『滋賀』という地域から学び、社会の一員としての自立を目指す学校づくりを進める」をコンセプトとする。

1「滋賀」に学ぶとして、滋賀の自然、歴史、文化、人、産業等を教育資源とした学びを充実させ、2「滋賀」で学ぶとして、滋賀の県立高等学校の魅力と活力ある取組を明確にし、見える化する学校づくりを進めるとともに、これらを支える環境整備を行い、オンリーワンの学校づくりに取り組み、魅力を発信していく。

滋賀の県立高等学校づくりのコンセプト

多様な生徒一人ひとりが、「滋賀」という地域から学び、
社会の一員としての自立を目指す学校づくりを進める



参考

＜コース、類型、系列について＞

- コース：普通科における教科のうち1教科または複数の教科を重点的に履修することにより、将来の進路への動機づけを強め、個性を生かし、目的意識や意欲をもって学習することができるよう設置するもの。
入学者選抜では普通科として募集し、入学許可予定者発表後にコース希望者を募り、1年次から分かれる。
体育コース（伊吹、愛知、水口）、音楽コース（愛知）
SSコース（彦根東）、国際文化コース（北大津、水口）
福祉健康コース（石部）、英語コース（米原）
- 類型：文系、理系、看護系のように、生徒が自己の特性、進路等に応じ、学習に計画性、継続性が持てるよう、学校が独自に各教科・科目をあらかじめ配列したもの。2年次以降に分かれる。
- 系列：総合学科において、体系性や専門性等において相互に関連する普通科目および専門科目をまとめて設置したもの。
教育課程上の総合選択科目群。1年次後半あるいは2年次から分かれる。
メカトロニクス系列（国際情報、長浜北星）、セラミック系列（信楽）
スポーツ科学系列（彦根翔西館）、食と健康系列（甲南）
ビジネス系列（日野）等

参考（滋賀の教育大綱より）

＜近江の心＞

- ・先人たちの教えを引き継ぎ、未来につなぐことで、郷土への愛着と道徳性を育てます。

（主な教え）

- 中江藤樹先生の教えである「良知（生まれながらにして持っている美しい心）」の心
- 糸賀一雄先生の言葉である「この子らを世の光に」の考えにある一人ひとりを大切にする心
- 雨森芳洲先生の言葉である「互いに誠を持って交わろう」の考えにある異文化を理解する心
- 近江商人の経営の理念である「三方よし」の考えにある公の心
- 琵琶湖とともに生き、自然環境を大切にすること
など、それぞれの地域で受け継がれ大切にされてきた先人の心を大切にします。

Ⅲ 取組の方向性

ア 確かな学力の育成

(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善 [目指す姿①⑧]

学校の教育活動を進めるにあたっては、全ての高等学校において、実情に応じて学習指導要領に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善により教育の質を向上させる。あわせて、全ての生徒たちの可能性を引き出す「個別最適な学び¹¹⁾」と「協働的な学び¹²⁾」を一体的に充実していくことが重要であり、研究指定校による先進的な研究・取組を県全体で共有する。

また、生徒や地域の実態を踏まえ、教育課程を編成・実施・評価・改善するとともに、小中高の学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な視点で組織的、計画的に教育活動の充実を図るカリキュラムマネジメントの定着を図る。

(2) 「読み解く力」¹³⁾をもとにした探究的に学ぶ力の育成 [目指す姿①]

読み解く力をもとに、生徒が自ら問いを見いだし探究的に学ぶ力を育成する。総合的な探究の時間等を活用して、ICTを用いた探究的な学習の実践研究など、研究指定校による先進的な研究・取組を県全体で共有する。

イ キャリア教育の充実

(1) 小中学校と高等学校、大学等の連続性を踏まえたキャリア教育の推進

(タテの連携) [目指す姿①⑤]

小中学校での学びを踏まえて、高等学校から大学、社会への円滑な移行に対応し、社会的・職業的に自立するために必要となる資質・能力を備えた生徒を育成する。

キャリアパスポートを活用して小中学校でのキャリア発達を踏まえた系統的な取組を行うとともに、大学生や社会人等の外部人材との交流等により、生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通せるような取組を行う。また、成年年齢の18歳引き下げに対応し、社会の形成者として主体的に参画しようとする資質・能力の育成を図る主権者教育を充実する。

¹¹⁾ 「指導の個別化」と「学習の個性化」を学習者視点から整理した概念。中央教育審議会の令和3年答申では、生徒一人ひとりの興味・関心・意欲等を踏まえたきめ細かな指導・支援や、生徒が自らの学習状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められると記されている。

¹²⁾ 探究的な学習や体験活動などを通じ、生徒同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する学び。

¹³⁾ 文章や情報を正確に読み解き理解する力、また相手の言葉やしぐさ、表情などから相手の考えや思いを読み解き理解する力など。(滋賀の教育大綱)

(2) 地元企業などの地域の教育資源を活用したキャリア教育の推進

(ヨコの連携)

〔目指す姿①⑤〕

行政機関、地域住民、産業界、大学等と連携・協働したフィールドワーク（現地調査）による課題研究や地域の課題解決に向けた学習を推進する。職業系専門学科・総合学科におけるインターンシップやデュアルシステム¹⁴の実施と、普通科（普通科系専門学科含む）におけるインターンシップの実施や学校間連携を推進する。連携・協働を推進するためのコーディネーターの配置やコンソーシアムの構築、学校運営協議会の設置に取り組む。

ウ 多様な学習ニーズ等への対応

(1) 特別な教育的支援を必要とする生徒への指導の充実

〔目指す姿⑥⑦〕

障害のある生徒と障害のない生徒がともに安心・安定した学校生活を送れるように、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員による教職員研修の充実、通級による指導の拡大、特別支援学校との連携強化などを進める。

(2) 日本語指導が必要な生徒等への支援の充実

〔目指す姿⑦〕

滋賀県内の外国人人口は近年増加傾向となっており、日本語指導が必要な外国人生徒等への支援については、生徒とその保護者の生活状況等にも配慮しながら進め、安心して学ぶことができる教育の充実を図る。

(3) 不登校生徒への支援の充実

〔目指す姿⑦〕

不登校等の課題に早期に対応するためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した支援体制の充実を進め、多様な学習ニーズに応じて、ICTの活用等による個別最適な学びの実現を図る。

(4) 基礎学力充実のための取組の工夫

〔目指す姿⑦〕

学習の遅れがちな生徒の実態に応じて、義務教育段階の学習内容を定着させる指導など、基礎学力充実のための教育課程や少人数指導の工夫等を図る。

(5) 経済的に不利な環境にある生徒への支援の充実

〔目指す姿⑦〕

経済的な理由により高等学校での修学が困難な生徒に対して滋賀県奨学金の貸与を行うほか、低所得世帯の生徒の保護者に奨学のための給付金を支給するなど、高等学校での教育に係る経済的負担の軽減を図る。

(6) 男女の人権や性の多様性が尊重される教育の推進

〔目指す姿⑦〕

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進する。また、生徒の心情等に配慮した性自認・性的指向に関するきめ細かな相談や支援等の取組を進める。

¹⁴ 若年者向けの実践的な教育・職業能力開発の仕組みとして、企業での実習と学校での講義等の教育を組合せて実施することにより若者を一人前の職業人に育てる仕組み。

エ 普通科の特色化（普通科系専門学科を含む）

（１）普通科の学科改編やコース、類型の設置 〔目指す姿①②③⑤⑦〕

本県においては、中学生が自分に合った高等学校を主体的に選択できるようにするとともに、特色ある学校づくりを一層推進することをねらいとして、平成 18 年度入学者選抜から、普通科高等学校の通学区域を居住地による制限のない全県一区としている。平成 28 年度に県教育委員会でこの通学区域の制度を検証し、その中で、中学生、高校生とその保護者の 9 割以上が制度を肯定していることなどから、この制度は継続されている。

また、国において、令和 3 年 1 月の中央教育審議会答申等を踏まえ、高等学校の特色化・魅力化を進めるため、「普通教育を主とする学科」の弾力化（高等学校設置基準及び高等学校学習指導要領の一部改正、令和 4 年 4 月 1 日から施行）が示された。

こうしたことから、本県の県立全日制高等学校 44 校中の 29 校を占める普通科について、通学区域の全県一区制度を継続したうえで、県教育委員会が全県的な視野から多様な学びの選択肢を提供するための魅力化の方向性を提示し、各学校が学科やコース・類型の設置や科目選択等の工夫を主体的に検討することにより、特色化・魅力化を一層促進する。

また、教育課程や少人数指導の工夫、外部人材の活用を図るほか、行政機関や地域住民、産業界、大学等との連携・協働を推進するためのコーディネーターの配置やコンソーシアムの構築、学校運営協議会の設置等に取り組む。

【学科やコース・類型の例】

- ・学際領域に関する学科、地域社会が抱える課題の解決に向けた学びに関する学科、その他普通教育として求められる教育内容であって、特色・魅力ある教育を実現すると認められる学科
- ・普通科系専門学科、総合学科への改編、コース、類型の設置等（地域探究、学際融合、環境科学、スポーツ科学、先端科学、環境防災、データサイエンス、歴史観光、保育、地域貢献等）

（２）グローバル人材、科学技術人材の育成 〔目指す姿②〕

教科等の目標や内容を見通して、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために、教科横断的な学習を充実することや、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められる。

そのため、文部科学省の指定事業（SSH¹⁵、WWL¹⁶）や県の事業（国際バカロレア）等により、教科横断的で探究的な学びの拠点となる高等学校を県内に複数校配置し、大学・研究機関等との連携・協働の取組も推進し、将来国際的に活躍しうる人材等の育成を図る。

¹⁵ スーパーサイエンスハイスクール（Super Science High School）の略称。先進的な理数教育を通して生徒の科学的能力等を培い、将来国際的に活躍しうる科学技術系人材等の育成を図る。

¹⁶ ワールド・ワイド・ラーニングコンソーシアム構築支援事業の略称。世界で活躍できるイノベティブなグローバル人材を育成するため、国内外の大学、企業、国際機関等と協働し、高校生国際会議の開催等の高度な学びの仕組みを構築する。

(3) 普通科系専門学科（音楽・美術等）の学びを継続するための工夫〔目指す姿⑦〕

音楽科、美術科、理数科、体育科等の普通科系専門学科の教育内容の改善・充実を図るとともに、中学生の志望状況等を踏まえて、必要に応じて学科改編、コース化、学級定員の弾力化等を検討する。また、国の「普通教育を主とする学科」の弾力化を踏まえて、学際領域に関する学科の設置に向けた研究を進める。

(4) 高等学校の特色のPR 〔目指す姿⑦〕

本県では、普通科の国際バカロレアや大学との連携、総合学科の多彩な系列の学び、専門学科の地域連携の取組など、全ての県立高等学校が特色ある教育活動を行っている。

一方で、中学生と高校生へのアンケート結果等からは、高等学校の情報を進路選択の直前の中学3年生になってから得ており、特に普通科においては主に自分の成績をもとに高等学校を選択している現状がある。また、専門学科においては保護者等に正しい情報が伝わっていないとの意見がある。

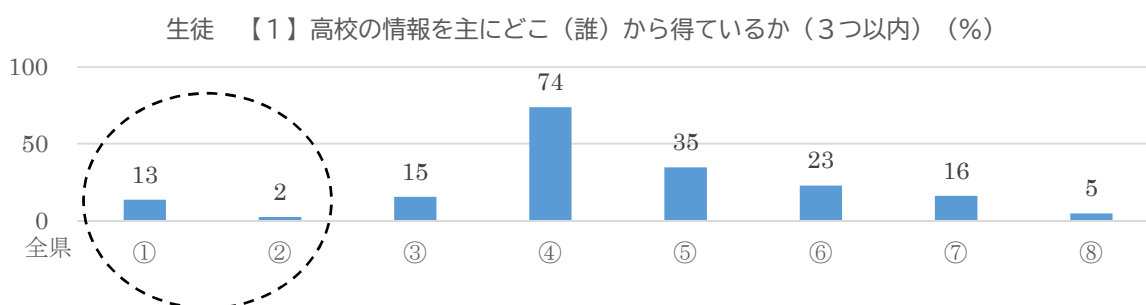
そのため、中学生が高等学校入学後の生活で知りたいことや抱いている不安等を踏まえて、入学後のミスマッチを防ぐ観点からも、小中学生や保護者、地域の方々、中学校教職員等、ターゲットを絞って、学習成果等の県立高等学校の特色を知ってもらう機会を確保する。その際は、ホームページや動画、SNS等の発信の充実を図るなど、多様な手法を活用しながら、様々な機会をとらえてPRに取り組む。

(魅力と活力ある県立高等学校づくりに関するアンケートより)

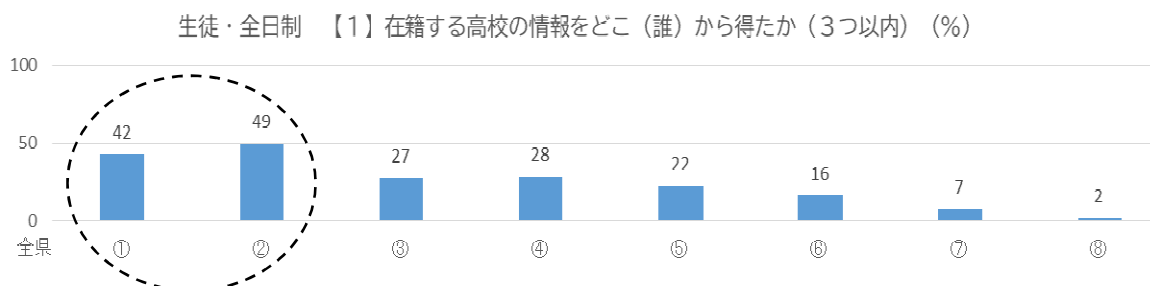
Q. あなたは高等学校の情報を主にどこ（誰）から得ていますか。（得ていましたか。）3つ以内で選んでください。

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ①中学校の先生や中学校での進路相談 | ②高等学校での体験入学、学校説明会 |
| ③高等学校のホームページ、パンフレット | ④家族・親戚 |
| ⑤友人・先輩 | ⑥学習塾 |
| ⑦インターネット（高等学校のホームページ以外） | ⑧その他 |

<中学1・2年生>



<高等学校1・2年生>



○中学1、2年生は高等学校の情報を「④家族・親戚(74%)」や「⑤友人・先輩(35%)」から得ている生徒が多い。

※高等学校での体験入学や学校説明会は中学3年生が対象となっていることから、中学1・2年生では「①中学校の先生や中学校での進路相談」、「②高等学校での体験入学、学校説明会」は少ない。

○高等学校1・2年生は「②高等学校での体験入学、学校説明会(49%)」から在籍校の情報を得ていた生徒が最も多く、「①中学校の先生や中学校での進路相談(42%)」からも多くの生徒が情報を得ている。

オ 職業系専門学科・総合学科の特色化・高度化

(1) Society5.0 社会に対応した人材育成

〔目指す姿①②③⑤〕

変化の速い Society5.0 社会に対応するためには、高等学校段階では、最先端の技術や知識、職業上必要となる専門性の基礎となる部分をしっかり身に付けることと、民間企業等で新しい技術に触れる機会や実習、数日間の体験型に留まらない中長期の実践型インターンシップへの参加などバランスよく設けながら、技術者の卵となる人材を育てるという視点を持って取り組むことが重要である。また、滋賀県のこだわりある産業や企業としっかりとスクラムを組み、滋賀の産業全体と高校教育を結び付けながら、価値を見出していくことが必要である。さらに、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくため STEAM 教育¹⁷等の教科横断的な学びを推進することも重要である。

(2) 地域や産業界と連携した産業教育

〔目指す姿⑤⑦〕

「高等学校産業人材育成プロジェクト事業」を中心に、地元企業や産業と連携した取組を推進しているところであるが、これまで以上に地域や産業界との連携を進めるためには、学校と関係機関を結びつける地域連携・産学官連携コーディネーターや専門部署の設置が必要となる。

地域の産官学をはじめとする地域資源を生かした、地域の活性化につながる地域づくり、まちづくりに関わる学習は、地域の抱える課題を考え、実態社会を起点とした学びの機会であるとともに、一つの産業だけでなく経済活動全体を俯瞰した学びの機会でもある。特に、専門高等学校間の交流や連携した取組、学校や学科を超えた連携は、産業の複合化への対応につながる。また、こうした取組により、生徒の起業家マインドの醸成を図ることも重要である。

(3) 産業教育の推進にかかる環境整備

〔目指す姿⑤⑦〕

学校現場においては、施設・設備の充実、老朽化した機器の定期的な更新など、生徒が安全に正しく基礎的・基本的な専門知識・技術を身に付けることができる環境整備が必要である。最先端の機器については、「スマート専門高等学校」¹⁸による施設・設備の充実に図っており、加えて、大学や企業と連携し、最先端の機器について学ぶ機会や実際に実習を行う機会を提供できる体制の構築など、学校外のリソースを活用した持続可能な仕組みを考えることが必要となる。

産業教育を支える教職員の人材確保として、教職員自身が先端技術を扱う企業や大学などにおいて一定期間研修を受け、最先端に触れスキルアップできる機会を確保することが必要である。また、マイスター・ハイスクール事業¹⁹のような外部人材の活用や、教職員志望の生徒が増えるような進学コースの設置など、自前で人材を確保する取組も重要である。

¹⁷ Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Arts (芸術) および Mathematics (数学) のそれぞれの頭文字をとった造語であり、各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育のこと。STEAM の A の範囲は、芸術にとどまらず、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲 (Liberal Arts) で定義されることもある。

¹⁸ Society5.0 時代における地域産業を支える職業人材育成を進めるため、専門高等学校にデジタル化対応装置の環境を整備する文部科学省の事業。予算規模は全国で約 274 億円であり、本県では約 21 億円。

¹⁹ 第 4 次産業革命等の産業構造や仕事内容の急速な変化に対応した人材を育成するため、専門高等学校と産業界とが連携して職業人材育成システムを構築する文部科学省の事業。

(4) 職業系学科の魅力を伝える方策

〔目指す姿⑦〕

普通科同様に、学科やコース選択のミスマッチを防ぐため、生徒や保護者、地域にとって魅力ある職業系学科として認知され、生徒に選ばれるための情報発信等が必要である。例えば、各専門高等学校が一堂に集まり、学習成果を伝えるイベントを企画したり、インスタグラムやツイッター等のSNSや動画配信などを活用した広報活動、OB・OG訪問など身近なロールモデルを活用して卒業後の進路が具体的に伝わるような工夫、中学校教職員が産業教育を知るための研修を実施すること等が考えられる。

また、小中学校との連携事業や地域イベントへの参加、普通科高等学校の生徒が職業系学科の学びを見学すること等の交流も、職業系学科の学びを広く発信する機会となる。

カ 定時制/通信制の役割への対応

(1) 多様な生徒の進路保障等を見据えた学びの場の提供

〔目指す姿③⑦〕

定時制課程（夜間・昼間）や通信制課程には、不登校や中途退学の経験のある生徒をはじめとする多様な生徒が入学している。そのため、各校では生徒の学び直しや日本語学習などの多様なニーズに応える教育活動が行われている。

今後も、定通併修や高等学校卒業認定試験による単位認定など、定時制・通信制高等学校の制度上のメリットを活用し、多様な生徒の進路保障等を見据えた学びの場となるよう教育方法の充実を図る。

キ 生徒数減少への対応

(1) これまで以上に地域と連携・協働した学校づくりの推進

〔目指す姿⑤⑦〕

生徒数の減少により規模が小さくなる高等学校では、学校内だけの閉じた教育活動では生徒を伸ばすことが困難になることも予想される。そのため、これまで以上に、「社会に開かれた教育課程」の実現が重要となることから、地域とともに目指す姿を具体化していく必要がある。そのため、地域活性化の観点から、県立高等学校が所在する市町等との意見交換の場の設定、行政機関や地域住民、産業界、大学等との連携・協働を推進するためのコーディネーターの配置、コンソーシアムの構築、学校運営協議会の設置などを進める。

(2) 多様な学びを実現するための少人数学級の工夫

〔目指す姿⑦〕

本県の県立高等学校は、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の基準等に関する法律」で標準とされているとおり、1学級の定員を40人としている。その上で、これまでから県立高等学校によっては、30人の学級編成にするなど特色ある教育課程の編成による多様な指導を行っている。

今後も、各学校の実情に応じて、例えば、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を取り入れるなど、多様な学びを実現するための少人数学級の工夫に柔軟に対応できるよう取り組む。

(3) 市町のまちづくりと連携した特徴的な学科等の設置や磨き上げ〔目指す姿⑤⑦〕

県立高等学校が立地する市町の企画部門への聞き取りでは、生徒が主体的にまちづくりに関わることや、県立高等学校が地域の特色を生かす学校となる必要があるという意見を多くいただいた。地域の小中学校からの学びを踏まえて、小中学校と県立高等学校間の連携を図りながら、市町のまちづくりと連携した特徴的な学科等を設置したり、行政や地域と連携したPRなどの事業を行うことによって、オンリーワンの高等学校の魅力を磨き上げる。

(4) 普通科の学科改編やコース、類型の設置〔目指す姿①②③⑤⑦〕

(P24 参照)

(5) 学校行事、部活動等の学校間連携や地域連携についての研究〔目指す姿③〕

学校行事や生徒会活動、部活動等は、どの学校においても多様な生徒が活躍できる場としてなくてはならない。生徒数と教職員数が少ない県立高等学校では、教職員の献身的な勤務だけでは活動内容を維持することが困難となっていくため、学校間連携や地域連携による活動の在り方の研究を進める。

ク ICTの活用

(1) 全ての県立高等学校でICT環境の充実・更新〔目指す姿①④〕

新しい学習指導要領に対応した教育を推進するため、学校から高速でインターネットに接続できるICT環境の整備を進める。ICTの効果的な活用により、対面授業や授業配信等の授業改革を進めるとともに、不登校・長期入院等の生徒を含めた多様な生徒を誰一人取り残すことのない個別最適な学びの実現に向けた取組を進める。

また、学校間でのオンライン授業などの実施により、学校での学びに留まらないつながりの創出も期待される。ICT化が進む学校における協働性、社会性等の育成研究や取組事例を県全体で共有することも重要である。

(2) ICT活用のコンテンツ等の共有化〔目指す姿①④〕

各学校において、生徒の発達の段階を考慮しながら情報活用能力の育成を図るためICTを活用した学習活動を充実させる。具体的には、対面授業でICTを活用することにより、学習履歴（スタディ・ログ）を蓄積・分析・利活用した個別最適な学びの実践や、対面授業とオンライン授業を併用したハイブリット授業の研究も必要である。また、オンデマンドによる授業配信や、反転授業²⁰等への活用も重要な取組である。ICTを活用した学習活動を充実させることで、多様な他者と協働した探究的な学びや、PBL²¹型の学びにつなげることも必要である。あわせて、BYOD²²を導入することから、ネットワーク接続環境やPCのない家庭への支援策を構築する必要がある。

²⁰ 授業と宿題の役割を「反転」させる授業形態。タブレット端末やデジタル教材等で授業前に自宅学習し、授業では演習や議論を行う。

²¹ Project Based Learning の略称。生徒が自ら問題を見つけ、さらにその問題を自ら解決する能力を身に付ける学習方法。

²² Bring Your Own Device の略称。私物のパソコン・スマートフォン・タブレット型端末などを利用すること。

(3) 教職員のICTを活用するための研修等の充実 〔目指す姿①③〕

ICTを活用した学習活動によって生徒の教育的効果を上げるために、教職員が自校のICT環境に応じて指導力を向上させる研修の充実を図る。また、教職員の支援や学校教育の効率化を図るため、ICT教育のサポート体制づくりを進める。

ケ 生徒の学びを支援し、自ら学び続ける教職員の育成

(1) 優秀で意欲のある人材の確保 〔目指す姿⑧〕

教育者としての使命感と責任感、教育的愛情を持ち、専門的指導力のある滋賀の教育を担う人材の確保に努める。そのため、滋賀で教職に就く魅力ややりがいを、他府県出身者や社会人、また、これから進路を決定する高校生等の若年層に積極的に発信するなど、教職員志望者の拡大を図る取組を一層充実させる。

(2) 研修の充実 〔目指す姿⑥⑧〕

生徒の力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上のために、「滋賀県教員のキャリアステージにおける人材育成指標」²³に基づく、教職員の資質・能力の向上を目指す研修やICTを活用するための研修の充実を図る。また、多様な生徒一人ひとりに組織として適切に対応できるよう、必要な知識やスキルを習得するための研修の充実を図る。

コ 持続可能な推進体制の構築

(1) 地域と連携・協働した学校づくりの推進 〔目指す姿①⑤〕

多様な生徒一人ひとりの学びを支えるためには、地域と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現と、教職員の負担軽減の実現も踏まえた持続可能な推進体制の構築が必要である。そのため、行政機関や地域住民、産業界、大学等との連携・協働を推進するためのコーディネーターの配置やコンソーシアムの構築、学校運営協議会の設置などを進め、地域課題の解決に向けた探究的な学び等を実現する取組を展開することで、学校の機能強化を図る。

(2) 働き方改革の推進 〔目指す姿⑧〕

あらゆる教育が学校と関わりとされる中、さらに県立高等学校の魅力化を進めると、教職員の業務過多になることが懸念される。そのため、教職員が健康でいきいきと働き、生徒一人ひとりと向き合う時間を確保することにより、教育の質を高め生徒の生きる力を育むことができるように、「学校における働き方改革取組方針」および「学校における働き方改革取組計画」²⁴に基づき、業務の徹底した見直しやICTの活用、多様なサポート人材の活用等の取組を推進する。

²³ 教職経験に応じて求められる授業力や生徒指導力等の資質・能力の具体的な育成指標

²⁴ 教職員が子ども一人ひとりと向き合う時間を確保することをテーマに、学校における働き方改革を進めるために策定。

(3) 経営方針の明確化

〔目指す姿⑦〕

国においては、令和3年1月の中央教育審議会答申等を踏まえ、高等学校の特色化・魅力化を進めるため、高等学校における三つの方針²⁵を策定し公表すること（学校教育法施行規則の一部改正、令和4年4月1日から施行）が示された。

こうしたことから、本県においても、県教育委員会が全県的な視野から多様な学びの選択肢を提供するための魅力化の方向性を提示し、各県立高等学校は教職員の主体的な検討や地域との意見交換等を踏まえて、経営方針（生徒育成方針、教育課程編成・実施方針、生徒募集方針等）の明確化を図る。

サ その他

(1) モデル校等による取組内容の実践・研究

ア～コに示した取組を効果的に実施するため、モデル校等での実践を研究・改善し、広く発信することで、より効果的に全県的な実施へとつなげる。

(2) 高等専門学校設置に関する知事部局との連携

本県では、知事部局において高等専門人材育成機関として高等専門学校の設置の検討を進めている。高等専門学校は高等学校と同様に中学校卒業後の進路先として位置づけられているものであり、特に職業系専門学科とも関連が深いものであるため、高等専門学校の設置に関しては、知事部局と十分に連携を図る。

²⁵ スクール・ポリシーと呼ばれる方針。育成を目指す資質・能力に関する方針であるグラデュエーション・ポリシー、教育課程の編成および実施に関する方針であるカリキュラム・ポリシー、入学者の受け入れに関する方針であるアドミッション・ポリシーの三つからなる。

IV 将来を見据えた整理

「Ⅲ 取組の方向性」で示した生徒数減少への対応等に加えて、県立高等学校の将来を見据えて議論が必要なことを整理した。

1 県立高等学校と私学との関係について

県立高等学校と県内私立高等学校は本県の公教育の充実と発展をともに担っており、県立高等学校は必要に応じて新学科設置などの高等学校改革を実施し、県内私立高等学校は独自の建学の精神に基づいた特色ある教育により、社会の変化や生徒のニーズに応じた学びを提供している。

令和2年度から高等学校等就学支援金制度が拡充されたことにより、私立高等学校への経済的なハードルが低くなった。生徒に選ばれる魅力ある県立高等学校となるよう、今後ますます公私ともに切磋琢磨しながら学校づくりを進めていくことが求められる。

これまでから本県では、多くの生徒が学ぶ県立高等学校において、普通科や総合学科、職業系専門学科等、多様な学びを提供する役割を担い、生徒数の増減に対しては、県内私立高等学校の募集定員に配慮し、県立高等学校の募集定員を調整することで対応している。

今後、生徒数の減少が見込まれる中、これからの滋賀の高等学校教育について、募集定員の在り方も含めて公私が建設的に議論する定期的な協議の場を設置していく必要がある。

2 県立高等学校の学校規模について

現在の県立高等学校全日課程の44校は1学年あたり2学級(80人)から9学級(360人)(令和3年度滋賀県立高等学校第1学年募集定員)の学校規模となっている。今後10年から15年先の生徒数は減少傾向にあり、現在の規模を維持することが困難になることが予想される。

規模が大きい高等学校、小さい高等学校、それぞれにメリット・デメリットはあり、例えば、学校規模が大きいことは学校活力を生む原動力となり、規模が小さいことは、地域との連携など、学校の特色を生かしたきめ細かな取組がしやすいなど、それぞれに特徴がある。

生徒の立場からすれば、小規模な高等学校を魅力を感じる生徒もいれば、大規模な高等学校で学生生活を送ることを望む生徒もいる。規模の大小に関わらず、特色ある教育活動を展開することで、生徒たちが主体的かつ意欲的に学んでいけることが重要である。

そのため、地域の実態や需要等を考えた上で魅力づくりを進め、地域の実情に応じた様々な規模の高等学校において、何が学べるのかを明確にし、受け入れた生徒の力を伸ばす教育が必要である。

特に、小規模な高等学校については、専門的な学習や学校行事・部活動等、生徒がともに活動することでしか経験できない学びも大切であることから、そうした学びが充実するための仕組みづくりを検討することが必要である。

3 将来に向けた議論の必要性について

中学校等卒業者の99%が高等学校等へ進学しており、これまでから県立高等学校は、多様な生徒の生きる力を様々な教育活動により育む場となっている。また、地域の活性化や世代間交流に寄与する機能を有するなど、多面的な機能を発揮している場でもある。

今後、10年から15年先の生徒数の減少が見込まれる中、社会の変化や地域の状況も踏まえて、県立高等学校の多面的な機能をどのように発揮していくのか、魅力化に向けてどのように地域との協働を図っていくのかについて、市町をはじめ関係者としっかり議論して方向を決めていくことが大切である。

例えば、規模が小さい複数の高等学校を一つの学校群の中にある大学のキャンパスのようにみなして、各高等学校それぞれを独自の特色を持った学びの場としたりするなど、地域の実情に応じた先進的な取組をモデル的に実施することで、将来に向けた魅力化の議論につなげていくことも大切である。

また、県教育委員会が、県立高等学校の在り方に関する基本的な考え方を示した上で、各学校の役割や特色を踏まえ、全県的な視野から地域ごとに多様な選択肢を提供するための魅力化の方向性を提示し、それをもとに、関係者の意見等を丁寧に聞きながら、各学校の魅力化を図っていくことも必要である。

4 入学者選抜の在り方について

現行の県立全日制高等学校における入学者選抜は、推薦選抜、スポーツ・文化芸術推薦選抜、特色選抜、一般選抜を実施し、中学生が自分に合った高等学校を主体的に選び受検することができるなど一定の役割を果たしてきている。

入学者選抜の在り方は、中学生にチャレンジする機会をどう与えるかという意味で、影響が大きいことから、時代の変化とともにどのような課題があるか整理し、入学者選抜をより良くしていくことが大切である。

具体的には、滋賀県立高等学校入学者選抜方法等改善協議会において、各高等学校が求める生徒像や卒業後の姿、教職員の働き方改革の観点等も踏まえて、様々な視点から入学者選抜の在り方を検討していくことが望まれる。

V おわりに

本検討委員会は、県教育委員会から諮問を受け、これまでの県立高等学校改革の取組と県立高等学校を取り巻く現状と課題を確認しながら、これから迎える予測困難な時代において、県立高等学校で育成すべき生徒像とはどのようなものか、県立高等学校の役割とは何か、滋賀ならではの魅力ある高等学校とはどのような学校なのかについて、令和2年度から2年間にわたって議論を重ねてきた。あわせて、生徒や保護者、学校関係者等、様々な立場の方々から意見を聴取し、学校の現地調査を行うなど、幅広い意見を踏まえながら検討を進めてきた。

今後、ますます生徒数は減少し、それに対応して県立高等学校の小規模化が進んでいくことが予想される中、各校の特色化や魅力化をどのように図っていくのかが重要になることから、従来の制度や枠組みにとらわれない発想や取組が求められる。また、生徒のニーズが多様化する中、教職員が誇りや情熱を持ち続け、自発性・創造性を発揮しながらいきいきと生徒と向き合えるよう、これまで以上に充実した教育体制が必要になると考える。特に、地域社会との連携は、これからの県立高等学校の魅力化には欠かせないキーワードであり、地域の活性化の視点からも市町等との協働による積極的な取組が求められる。

この答申の趣旨の実現にあたっては、県教育委員会が全県的な視野から魅力化の方向性を示した上で、各県立高等学校の主体的な具体化策の検討と実行が必要不可欠であり、県教育委員会は各校の取組を最大限尊重し、支援していく必要があると考える。そして、教育関係者、保護者、地元自治体や企業等の関係者および県民の皆様の理解と協力によって、本答申の趣旨を生かした取組が進められ、生徒たちが主体的かつ意欲的に学んでいけるように、高等学校教育の更なる充実と発展が図られることを期待する。

【参考資料】

○諮問文

○滋賀県立高等学校在り方検討委員会の開催経過

○滋賀県立高等学校在り方検討委員会委員名簿



滋教委高教第725号
令和2年(2020年)6月9日

滋賀県立高等学校在り方検討委員会
委員長 様

滋賀県教育委員会教育長 福永 忠克

これからの県立高等学校の在り方について（諮問）

滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例53号）第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 滋賀県立高等学校再編基本計画および同実施計画の検証について
- (2) これからの県立高等学校の在り方について
 - ①高度化、多様化する社会に対応した高等学校の在り方
 - ②生徒数の減少等に対応した高等学校の在り方
 - ③魅力と活力ある高等学校の在り方

2 諮問理由

本県では、昭和23年の現行の高等学校制度発足以来70年余り、高等学校教育に対する県民の期待に応えるため、県立高等学校の整備や教育内容の充実を図ってきました。

近年では、平成24年12月に再編計画を策定し、基本計画の計画期間を概ね10年として魅力と活力ある学校づくりを実施してきました。

しかしながら、人口減少、少子高齢化の進行やグローバル化、情報化、技術革新の進展など、さらに急速に社会情勢が変化し、本県においても、高等学校教育を一層推進し、概ね10年から15年先を見据えた新しい時代を切り拓く人づくりのため、県立高等学校の在り方の検討を行い、令和3年度末を目途に、(仮称)「これからの県立高等学校の在り方に関する基本方針」を策定したいと考えています。

これについて、貴委員会の意見を求めます。

滋賀県立高等学校在り方検討委員会の開催経過

名称	開催年月日	協議内容等
第1回検討委員会	R2.6.9	これからの県立高等学校の在り方について（諮問）等
第2回検討委員会	R2.8.3	再編計画の実施状況、県立高校の目指す姿、取組の方向性 等
第3回検討委員会	R2.8.31	取組の方向性、骨子イメージ案 等
企画作業部会	R2.11.20	現地調査 （石山高校、守山北高校、愛知高校、能登川高校）
企画作業部会	R3.1.15	中間まとめ（たたき台）
第4回検討委員会	R3.2.16	滋賀県産業教育審議会の会議概要 中間まとめ（素案）
第5回検討委員会	R3.5.11	将来を見据えた整理 等
第6回検討委員会	R3.6.18	滋賀県産業教育審議会の答申（素案） 将来を見据えた整理 等
第7回検討委員会	R3.7.20	答申（素案）
第8回検討委員会	R3.10.15	答申（案）
	R3.10.26	答申

<参考> 第25期滋賀県産業教育審議会 協議の経過

名称	開催年月日	協議内容等
第1回	R2.10.29	これからの産業教育の在り方について（諮問）等
現地視察	R2.11.27	現地調査 （彦根工業高校、長浜北星高校、長浜農業高校）
第2回	R2.12.23	各学科における課題、実態等、Society5.0 社会に対応した人材育成、産業界との連携 等
調査研究	R3.3～4月	高校の学びと就職に関する卒業生等調査 等
第3回	R3.5.24	各学科における学びの在り方 等
第4回	R3.6.16	答申（素案）
第5回	R3.7.30	答申（案）
	R3.8.6	答申

滋賀県立高等学校在り方検討委員会委員名簿

任期 自：令和2年6月1日 至：令和3年10月26日

区分	氏名	現職等	備考
学識経験者	原 清治	佛教大学副学長	委員長 企画作業部会部会長
	大野 裕己	滋賀大学大学院教授	企画作業部会委員
	徳久 恭子	立命館大学教授	
保護者	炭谷 将史	滋賀県公立高等学校 PTA 連合会会長	企画作業部会委員
	坂口 明德	滋賀県 PTA 連絡協議会理事	R2.7.22 から
教育機関の 職員	高野 裕子	草津中学校校長	R3.3.31 まで 企画作業部会委員
	高田 毅	守山北中学校校長	R3.5.11 から
	樋口 康之	彦根翔西館高等学校校長	
	稲葉 芳子	三雲養護学校校長	
	権並 裕子	学校法人松風学園学園長	
産業関係者	中作 佳正	株式会社ナカサク 代表取締役社長	委員長職務代理
	大島 節子	新旭電子工業株式会社 代表取締役社長	
市町関係者	上原 重治	高島市教育長	
	今宿 綾子	日野町教育長	R3.3.31 まで
	徳田 寿	愛荘町教育長	R3.5.11 から
公募委員	中山 郁英	公募委員	企画作業部会委員
	石野 沙恵	公募委員	R3.3.31 まで
	北山 智基	公募委員	R3.5.11 から

これからの県立高等学校の在り方について（答申）概要

～（仮）『これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針』～

令和3年10月
滋賀県立高等学校在り方検討委員会

背景 ○人口減少、少子高齢化、グローバル化、情報化、技術革新の進展などの急速な社会情勢の変化への対応
策定趣旨 ○概ね10から15年先を見据えて、新しい時代を切り拓く人づくりのため、県立高等学校の在り方について、全県的視野で基本的な考え方を示す
対象期間 ○令和4年度から令和13年度の10年間



これまでの主な県立高等学校改革

- H18 県立普通科高校通学区区域全県一区制
- H24 県立高校再編計画策定

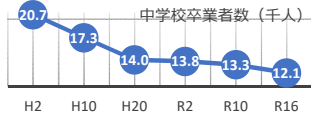
現行再編計画の総括

- 統合新校設置（長浜北・彦根翔西館）
 - ・学校統合により地域全体の学校活力向上
 - ・社会性の涵養、部活動の活性化
- 総合単位制高校設置、職業系専門学科改編等
 - ・不登校傾向が改善し卒業
- 全県一区制度のもと、国や県の指定事業等の活用や地域、大学等との連携による魅力ある学校づくりの一定の進展
- 普通科高校や人口減少地域の学校の更なる魅力化、発信力の強化が必要
- 計画策定過程で地域との双方の議論が必要

県立高等学校を取り巻く現状と課題

◆生徒数の減少

- ・H2, 3卒のピークから▲7,000人34%減
- ・R16, 3卒は更に▲1,700人 H2, 3卒から42%減



◆社会情勢の変化

- ・人口減少と少子高齢化
- ・グローバル化の進展
- ・第4次産業革命とSociety5.0
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大

◆国の動き

- ・学習指導要領改訂：社会に開かれた教育課程、主体的・対話的で深い学び
- ・新時代に対応した高等学校教育の在り方 普通科改革 等

◆特別な教育的支援が必要な生徒の増加

- ・中学校の特別支援学級から高校へ進学する生徒増加（H20（13%）→H30（54%））
- ・高校で特別な教育的支援が必要な生徒の割合は増加傾向（H22（2%）→R1（5%））

将来の社会の姿

- ◇人口減少と高齢化の更なる進行
- ◇第4次産業革命を通じたSociety5.0の実現
- ◇コロナ禍を経た生活様式の変化
- ◇大規模災害などの発生リスク
- ◇持続可能な社会の実現（SDGs）
- ◇多様な価値観が尊重される社会

想像はできるが予測できないことが起こりうる

高等学校への希望や期待

～アンケートや意見聴取から～

◇生徒の立場から <中高生7,688人回答>

- ・文武両道に励みたい
- ・将来のことをじっくり考えたい
- ・校舎をリニューアルしてほしい
- ・生徒や先生が団結できる行事があるとよい
- ・インターネットを活用した授業を増やしてほしい 等
- 〈県立高校1,2年生〉
- 在籍している高校の満足度（全日制）
 - 満足82%（友人関係、部活動、授業）
 - 不満18%（授業、校風、施設・設備）

◇保護者の立場から <保護者6,894人回答>

- ・子供の可能性を上げてやりたい
- ・基礎から学べるようにしてほしい
- ・学力向上だけでなく、人間性を高めてほしい
- ・オンライン授業等に力を入れてほしい 等

- 〈中学1,2年生保護者〉
- 子供に進学させたい高校
 - 県立高校88% 県内私立高校4%
- 高校に期待すること
 - 自分の進路希望や興味・関心等に応じた科目選択ができる63%

◇地域社会の視点 <市長会、町村会、市町教委等>

- ・地域活性化に貢献する生徒を育ててほしい
- ・地域にとって高校の存在は大きい
- ・在り方検討で高校再編とせず、地域の声を聴いてほしい 等

◇産業界の視点 <県内企業関係者等>

- ・専門的に教育して、高校卒業してすぐに社会に役立つ人材を育ててほしい
- ・企業等と連携することが必要 等

◇教職員の立場から <中学校・高校管理職、中堅教諭等>

- ・人間性を高めるため、授業はもちろん、部活動や学校行事も大切に、いろいろな経験ができる教育活動を工夫したい
- ・一定の規模で教員数も充実した状況が必要 等

◇卒業後の進学先の視点 <大学、短大、専修学校等>

- ・ディスカッションをする際に、根拠のある意見を述べる力の育成が必要
- ・大学に進学を希望する際、自身の関心や志向を見つめおして学問と接続していくことが必要
- ・職業系専門学科では現場体験など実体験の機会を増やし、職業へのあこがれを育むことが重要 等

◇その他学校関係者の視点 <スクールカウンセラー、塾等>

- ・対人不安の強い生徒たちが同じ教室で学ぶことの難しさがあり、先生方が様々なスキルを身に付けられるよう支援が必要
- ・中学生にとって高校に触れるという体験は大きく、オープンスクールのように直接情報を届けることが大事 等

これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本的な考え方

本県教育の教育理念	未来を拓く心豊かでたくましい人づくり	育成すべき生徒像	生きる力（自立する力・伝える力・協働する力・創造する力等）がある	高等学校の役割	・生きる力を育む場 ・好奇心や探究心を更に発展させる場 ・「答えを見つける」教育から「課題を見つけて解決に向けて考え行動する」教育の場へ
魅力化の視点	◎多様性のある社会や人口減少社会への対応等を、小・中・高・大・社会の連続性の中で捉え、ICTを活用し、持続可能な形で実施する ◎森・川・里・湖が水系でつながり、近江の心が根付いた「滋賀」ならではの学び、それぞれの県立高校でその学びを地域とともに推進する				

目指す姿 ■高等学校別 ◆県域全体

- ①生徒が自ら主体的に学び「生きる力」をつけることができる
 - ◇全ての生徒に自分を高める学びが提供されている
 - ◇多様な人との出会いやコミュニケーションを通じて深い発見できる学びが提供されている
- ②生徒が多様性を尊重し世界につながり活躍するための力をつけることができる
 - ◇グローバル人材や科学技術人材が育成されている
 - ◇大学等と連携した高度な専門的学びが提供されている
 - ◇ICTを活用した対話的・協働的な学びが実現できている
- ③生徒同士が切磋琢磨し成長できる
 - ◇学校行事や生徒会活動、部活動が活性化している
 - ◇学校でこそ育まれる人と人とのつながりを意識した場が提供されている
- ④場所や時間を選ばない学びができる
 - ◇ICTや外部人材を活用し、所属する学校の枠にとらわれない柔軟で多様な学びが提供されている
- ⑤生徒が社会から学び自らの進路を考えることができる
 - ◇地域の教育資源や人々と関わる学びが提供されている
 - ◇産業界と連携した学びが提供されている
- ⑥障害のある者といない者が互いに学び合い互いを尊重できる
 - ◇共生社会の実現に向けた教育が着実に進んでいる
- ⑦生徒が自らに合った学びを選択できる
 - ◇それぞれの県立高校ならではの魅力や特色が人々に理解されている
 - ◇基礎学力充実、不登校、日本語学習等に対応する学びが提供されている
 - ◇県内どの地域でも様々な学びが提供されている
 - ◇経済的に不利な環境にある生徒への支援が充実している
 - ◇男女の人権や性の多様性が尊重される学校づくりが進んでいる
- ⑧教職員が生徒一人ひとりに愛情をもって向き合いサポートできている
 - ◇授業改善が進むとともに教職員自身の人間性や創造性を高め効果的な教育活動ができている

滋賀の県立高等学校づくりのコンセプト

多様な生徒一人ひとりが、「滋賀」という地域から学び、社会の一員としての自立を目指す学校づくりを進める

1 「滋賀」に学ぶ	2 「滋賀」で学ぶ						
滋賀の自然、歴史、文化、人、産業等を教育資源とした学びの充実 ◎知識・技能を活用し課題を解決する確かな学力の育成 ◎自立した社会人を育てるキャリア教育の充実 ◎生徒の学ぶ意欲を育むための多様な学習ニーズ等への対応	魅力と活力ある取組を明確にし、見える化する学校づくり ◎普通科の特色化（全県一区制継続） （普通科系専門学科を含む） <table><tr><td>普通科 全日制 29/44校</td><td>普通科 〇〇科 普通科系 専門学科 総合学科</td><td>コース 類型 系列</td></tr></table> ◎職業系専門学科等の特色化・高度化 <table><tr><td>職業系 専門学科 総合学科</td><td>職業系 専門学科 総合学科</td><td>類型 系列</td></tr></table> ◎定時制/通信制の役割への対応	普通科 全日制 29/44校	普通科 〇〇科 普通科系 専門学科 総合学科	コース 類型 系列	職業系 専門学科 総合学科	職業系 専門学科 総合学科	類型 系列
普通科 全日制 29/44校	普通科 〇〇科 普通科系 専門学科 総合学科	コース 類型 系列					
職業系 専門学科 総合学科	職業系 専門学科 総合学科	類型 系列					
①と②を支える環境整備 ◎多様な学びの提供や人とのつながりの創出等、生徒数減少への対応 ◎多様な学びを実現するICTを活用した教育の提供 ◎生徒の学びを支援し、自ら学び続ける教職員の育成 ◎持続可能な推進体制の構築							

オンラインの学校づくり ↓ 魅力発信

取組の方向性

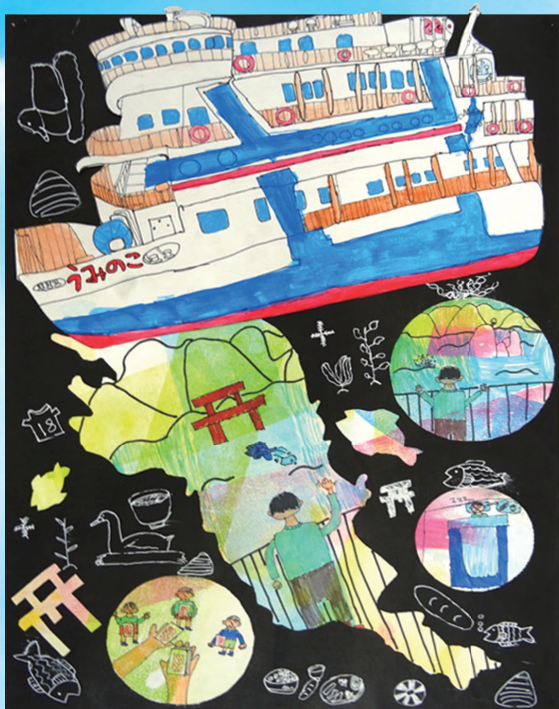
- ア 確かな学力の育成**
 - 「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善 【目指す姿①⑧】
 - 「読み解く力」をもとにした探究的に学ぶ力の育成 【①】
- イ キャリア教育の充実**
 - 小中学校と高校、大学等の連続性を踏まえたキャリア教育の推進（タテの連携） 【①⑤】
 - 地元企業などの地域の教育資源を活用したキャリア教育の推進（ヨコの連携） 【①⑤】
- ウ 多様な学習ニーズ等への対応**
 - 特別な教育的支援を必要とする生徒への指導の充実 【⑥⑦】
 - 日本語指導が必要な生徒等への支援の充実 【⑦】
 - 不登校生徒への支援の充実 【⑦】
 - 基礎学力充実のための取組の工夫 【⑦】
 - 経済的に不利な環境にある生徒への支援の充実 【⑦】
 - 男女の人権や性の多様性が尊重される教育の推進 【⑦】
- エ 普通科の特色化（普通科系専門学科を含む）**
 - 普通科の学科改編やコース、類型の設置 【①②③⑤⑦】
 - グローバル人材、科学技術人材の育成 【②】
 - 普通科系専門学科（音楽・美術等）の学びを継続するための工夫 【⑦】
 - 高校の特色のPR 【⑦】
- オ 職業系専門学科・総合学科の特色化・高度化**
 - Society5.0社会に対応した人材育成 【①②③⑤】
 - 地域や産業界と連携した産業教育 【⑥⑦】
 - 産業教育の推進にかかる環境整備 【⑥⑦】
 - 職業系学科の魅力を伝える方策 【⑦】
- カ 定時制/通信制の役割への対応**
 - 多様な生徒の進路保障等を見据えた学びの場の提供 【③⑦】
- キ 生徒数減少への対応**
 - これまで以上に地域と連携・協働した学校づくりの推進 【⑤⑦】
 - 多様な学びを実現するための少人数学級の工夫 【⑦】
 - 市町のまちづくりと連携した特徴的な学科等の設置や磨き上げ 【⑤⑦】
 - 普通科の学科改編やコース、類型の設置 【①②③⑤⑦】
 - 学校行事、部活動等の学校間連携や地域連携についての研究 【③】
- ク ICTの活用**
 - 全ての県立高校でICT環境の充実・更新 【①④】
 - ICT活用コンテンツ等の共有化 【①④】
 - 教職員のICTを活用するための研修等の充実 【①⑧】
- ケ 生徒の学びを支援し、自ら学び続ける教職員の育成**
 - 優秀で意欲のある人材の確保 【⑧】
 - 研修の充実 【⑥⑧】
- コ 持続可能な推進体制の構築**
 - 地域と連携・協働した学校づくりの推進 【①⑤】
 - 働き方改革の推進 【⑧】
 - 経営方針の明確化 【⑦】
- サ その他**
 - モデル校等による取組内容の実践・研究
 - 高等専門学科設置に関する知事部局との連携

将来を見据えた整理

- 1 県立高等学校と私学との関係について
 - ◇滋賀の高校教育について、公私が建設的に議論する定期的な協議の場が必要
- 2 県立高等学校の学校規模について
 - ◇規模の大小にはそれぞれメリット・デメリットがあり、それぞれに特徴がある
 - ◇地域の実情に応じた様々な規模の高校において、生徒の力を伸ばす教育が必要
- 3 将来に向けた議論の必要性について
 - ◇県立高校は地域活性化等の多面的な機能をもつ→市町等の関係者との議論が必要
 - ◇県が全県的視野から魅力化の方向性を提示→関係者の意見を丁寧に聞き魅力化を図る
- 4 入学者選抜の在り方について
 - ◇時代の変化とともに、より良い選抜方法の課題整理と検討が必要

滋賀の教育大綱

（第3期滋賀県教育振興基本計画）



平成31年(2019年)3月

滋賀県

「滋賀の教育大綱」の策定にあたって

私は、日々学ぶことはとても楽しいと感じています。特に、子どもたちには「わかった!」「できた!」という実感をどんどん経験してもらい、学ぶことの楽しさや、人と共感したり議論を交わしたりする充実感を味わってほしいと思っています。

教育は、私が特に力を入れている政策の1つです。私たち大人が、学ぶ楽しさを子どもたちに見せることで、滋賀で学ぶ子どもたちが、自ら進んで学ぼうとする力を身に付け、生涯にわたり学び続けながら生きる力を高めてもらいたいと考えています。

そのためにも、「滋賀ならではの学び」を大切にしながら、子どもたちの学ぶ力の向上を図り、「夢と生きる力」を育む教育を進めたいと考えています。

現在、社会はめまぐるしく変化しています。人口減少・少子高齢化の進行、グローバル化と情報化の進展、また急速な技術革新により価値やサービスが次々と創出される新しい社会の到来など、あらゆる分野で大きく、早いスピードで変化しています。

あわせて、医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により平均寿命は著しく伸び、人生100年時代を迎えるとも言われています。

このようななかで、今回策定した第3期滋賀県教育振興基本計画では、基本目標については、これまでの計画と同じく「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」としつつ、サブテーマについては、時代背景を踏まえて「人生100年を見据えた『共に生きる』滋賀の教育」としています。

私たちは今、大きな時代の変革期に立っています。これまでの常識が通用しないかもしれません。そのような時代を生きるためには、時代の変化をうまく読み解き、柔軟に対応できる力が必要です。

そのためには、個々の基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、文章や情報を正確に読み解き理解する力、また相手の言葉やしぐさ、表情などから相手の考えや思いを読み解き理解する力などの「読み解く力」が必要になると考えています。

この「読み解く力」を育むことにより、これまで以上に確かな学力を身に付けることはもちろんのこと、人としての感受性とコミュニケーション能力の向上を図りながら、自らの力を生かして各方面で活躍できる人を、豊かな自然と、数々の歴史・文化に包まれ、多くの先人たちの知恵や教えを受け継いできたこの滋賀の地で育てたいと考えています。

また、この「読み解く力」を身に付けることは、人生100年時代の到来を見据えると、子どもだけではなく、大人になってからも高め続けていく必要があると考えています。

今回策定する滋賀の教育大綱では、この「読み解く力」の育成に特に力を入れて取り組みたいと考えています。実施にあたっては、各家庭の経済事情等にかかわらず、全ての子どもにとって等しく学べる環境を整備するとともに、学校での学びにおいても、学ぶ側だけではなく、教える側も新しい知見や技術を取り入れてレベルアップを図りたいと考えています。

また、人生100年を見据え、それぞれの人生をより豊かに生きるためには、心身の健康を保つとともに、様々な人と出会いながら自分らしく生きがいを持って生きることが大切となります。

私は、常々「人は人の中で人となる」という考え方をとても大切にしており、人は人とながり、共に学び、共に働き、共に生きることで成長し、喜びを分かち合うことができると考えています。もちろん、独りで書物やインターネット等から新たな知識と出会い、自らを高めることもできます。こうした一人ひとりの学び方を大切に、それぞれの個性と可能性を広げることができる滋賀を目指しており、あわせて、その学びや経験を地域・社会に生かすことが重要であると考えています。

さらに、生涯楽しく学び続けるため「読書」に焦点を当てた取組を行いたいと考えております。読書は、単に「読み解く力」を育むための基盤になるだけでなく、個人の視野を広げたり考え方を深めたりするためにも有効であると考えています。

未来にはたくさんの方が世界が広がり多くの可能性に満ちていると思っています。知らないことを知ることはとても楽しいことだと思います。未知の世界に触れ、いろんな景色を楽しんでほしいと思っています。

そのためにも、夢を持ち続け、人への思いやりの気持ちを高めていただきたいと思います。

誰一人取り残さないSDGsの視点と「人生100年の学び」を通じて県民の皆さんの人生がより充実したものとなるよう、私が先頭に立ってこの大綱に取り組んでまいります。

最後に、第3期滋賀県教育振興基本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご協力を賜りました県民の皆様、関係各位に心より感謝申し上げます。

さあ、みなさん、いっしょにがんばりましょう！

滋賀県知事

三木 大造

滋賀の教育大綱について

県では、平成31年(2019年)4月から5年間の本県教育の方針と教育施策の体系を示す「滋賀の教育大綱(第3期滋賀県教育振興基本計画)」を策定しました。

大綱では、子どもたちに、学ぶことの楽しさを知ってもらうこと、豊かな自然、歴史、文化を大切にした学びや地域、企業と連携した学び、先人の心を大切にした学びである「滋賀ならではの学び」を大切にする、そして、人生100年を見据え、誰もが生涯楽しく学び続け、その学びや経験を社会に生かすことが重要であると考えています。

一人ひとりの学びを大切にしながら、自分らしく夢を持ち続け、人への思いやりの気持ちを高めていただきたいとの思いをもって滋賀の教育の一層の推進を図ります。

基本目標

未来を拓く心豊かで たくましい人づくり

将来、急速な社会情勢の変化の中で遭遇するこれまでに経験したことのない課題を、たくましさ、その中に優しさを持ちながら解決し、よりよい社会を築ける人づくりを目指すため、これまでの基本目標を引継ぎ、「夢と生きる力」を育みます。

サブテーマ

人生100年を見据えた 「共に生きる」滋賀の教育

人生100年をより豊かに生きていくためには、多様な人と交わりながら、生涯を通じて学んでいく必要があります。その学びの成果を地域に生かしていくことで、「人と人」、「人と地域」が共に連携し、教育の充実と地域の活性化が良い循環を生み出すことを目指します。

3つの柱により、教育施策を総合的に推進します。

柱1 子ども一人ひとりの個性を大切に、生きる力を育む

主な取組

- 基礎的・基本的な知識・技能の定着
- 「読み解く力」※の育成

学ぶ楽しさを知ってもらうためにも、学ぶ力の向上を図る取組を進めます。

●滋賀ならではの本物体験・感動体験の推進

環境教育を充実させ、主体的に行動できる力と郷土への愛着や地域に貢献しようとする心を育みます。

- 人権教育の推進
- 食育の推進
- 特別支援教育の推進
- 情報活用能力の育成
- キャリア教育の推進
- 教職員の指導力向上と働き方改革の推進 等



学ぶ力の向上

柱2 社会全体で支え合い、子どもを育む

主な取組

●家庭や地域と学校との連携・協働活動の充実

近江の心が根付いた地域の教育力を生かし、コミュニティ・スクールの導入推進などにより、社会全体で子どもの育ちを支えます。

- 子どもの安全・安心の確保
- 親としての学びの機会・交流の場づくりや地域における家庭教育支援の充実
- 福祉と学校等の連携による家庭の経済状況への対応 等



「うみのこ」宿泊体験学習



地域学校協働活動による連携体制

文化財の保存継承人づくり



図書館機能の充実

柱3 すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する

主な取組

●滋賀ならではの学習の推進

豊かな自然や多彩な文化財を生かした滋賀ならではの学びにより、滋賀への誇りや愛着を継承する意欲を喚起します。

●読書活動の普及拡大と読書環境の整備

生涯にわたり、読書に親しみ、主体的な学びができるよう読書環境を整備します。

- 活力ある地域づくりに結びつく学習機会の充実
- 人生100年時代が見込まれる中での学び続ける機会の充実
- スポーツ活動に取り組む機会の充実 等

※
読み解く
力とは

文章や図、グラフから読み解き理解する力 + 他者とのやりとりから読み解き理解する力

文章や情報を正確に読み解き理解する力と、相手の言葉やしぐさ、表情などから意図や思いを読み解き理解する力を「読み解く力」とし、県の特徴的な施策として「読み解く力」を育成する取組を推進します。

・・・ 教育施策の体系と主な取組 ・・・

施策の推進にあたっては、「共に生きる」をキーワードに、柱 1、柱 2 において、「家庭教育」、「学校教育」を基礎に子どもの生きる力を育み、柱 3 では、人生 100 年を見据え大人になっても誰もが自発的に学び、自己の能力を高める「生涯学習」の具体的な取組を推進していくこととします。

柱 1

子ども一人ひとりの個性を大切にし、生きる力を育む



「学ぶ力」を高め、多様な人とつながることのできる「豊かな心」や生涯にわたり健康な生活を送るための「健やかな体」を育むとともに、情報活用能力の育成など社会情勢の変化を踏まえた諸課題に取り組めます。

また、教職員の指導力向上や働き方改革にも取り組めます。

(1) 確かな学力を育む

- ・ 学ぶ力の向上
- ・ 基礎的・基本的な知識および技能の充実・定着
- ・ 読み解く力の育成
- ・ コミュニケーション能力の育成
- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- ・ 校内研究の活性化による組織的な授業改善
- ・ 子ども一人ひとりの学びを見取る学習評価の充実
- ・ 子どもがのびのびと学習できる環境づくり
- ・ 各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの実施
- ・ 系統的な教育の推進
- ・ きめ細かな指導の充実
- ・ 帰国・外国人児童生徒に対する支援
- ・ ICTを活用した学習活動の充実

(2) 豊かな心を育む

- ・ 子どもの自尊感情の育成
- ・ 道徳教育の推進
- ・ 人権教育の推進
- ・ 文化芸術活動の充実
- ・ いじめへの対応の徹底

(3) 健やかな体を育む

- ・ 体力の向上と運動習慣の確立
- ・ 運動部活動の適切な指導と運営
- ・ 健康課題への対応
- ・ 食育の推進

(4) 特別支援教育の推進

- ・ 切れ目のない指導・支援
- ・ 多様な学びの場の整備
- ・ 就学先の選択と相談
- ・ 専門性の向上
- ・ 特別支援学校の機能の充実

(5) 情報活用能力の育成

- ・ プログラミング教育の推進
- ・ コンピュータ等や教材・教具の活用の推進

(6) 滋賀ならではの本物体験・感動体験の推進

- ・ 体験活動の充実
- ・ 環境教育の推進

(7) 多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進

- ・ 体系的・系統的なキャリア教育の推進
- ・ 障害のある子どものキャリア教育の充実
- ・ 高等教育機関を生かす取組の推進
- ・ 関係機関と連携した総合的な支援の推進

(8) 教職員の教育力を高める

- ・ 子どもの力を引き出し伸ばす教職員の
実践力の向上
- ・ 適材適所の教員配置
- ・ 人材の確保
- ・ 働き方改革の推進
- ・ 教職員の健康管理の推進

(9) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実

- ・ 保育所等整備
- ・ 人材の確保

(10) 私学教育の振興

- ・ 私立学校運営の安定化
- ・ 私立高等学校に在籍する生徒の保護
者の経済的負担軽減

柱2

社会全体で支え合い、子どもを育む



家庭教育は全ての教育の出発点であることから、地域全体で家庭の教育力向上を図るとともに、地域と学校との連携協働活動を充実させることにより子どもの育ちを支え、安全・安心の確保に取り組みます。

また、福祉と学校等との連携強化で経済的困難を抱えている家庭の子どもを支えます。

(1) 家庭や地域と学校との連携・協働活動の充実

- ・ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入推進
- ・ 「しが学校支援センター」による連携授業の活用促進
- ・ 持続可能な地域学校協働活動の展開
- ・ 不登校の子どもへの支援体制の充実

(2) 子どもの安全・安心の確保

- ・ 学校安全体制の整備の推進
- ・ 教職員の危機管理能力の向上
- ・ 子どもが自ら命を守る力を身に付ける教育の推進

(3) 家庭の教育力の向上

- ・家庭教育の重要性に関する啓発活動の充実
- ・語り合いを通じた親育ちの学習機会の充実
- ・地域における家庭教育支援の体制構築
- ・企業と連携・協力した家庭教育支援の充実

(4) 家庭の経済状況への対応

- ・経済的支援
- ・関係機関との連携

柱3

すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する



人生100年を見据えて豊かな人生を送るために、生涯にわたって学び続けることを大切にし、滋賀ならではの学びやスポーツに取り組む機会づくり、読書環境の整備等様々な学ぶ機会を設けるとともに、学んだ成果を地域社会の持続的発展に生かすことができる環境づくりに取り組みます。

(1) すべての人が「共に生きる」活力ある地域を創生するための生涯学習の場の充実

- ・活力ある地域づくりに結びつく学習機会の充実
- ・現代的・社会的課題に対応した学習機会の充実
- ・学びの成果を社会に生かす取組の推進

(2) 柔軟で多様な生き方に対応した学び続ける機会の充実

- ・仕事や社会活動のために学び続ける機会の充実
- ・県内の多様な主体に対する学び続けることの意義・重要性の普及
- ・高齢者のいきいきと活躍できる暮らしにつながる学びの充実

(3) 滋賀ならではの学習の推進

- ・自然に学ぶ環境学習
- ・「美の滋賀」の資源を生かす取組の推進
- ・陶芸文化を通した次世代の心豊かな人材育成
- ・文化財の保存継承人づくり

(4) スポーツに取り組む機会づくり

- ・県民総スポーツ機会づくりの推進

(5) 読書活動の普及拡大と読書環境の整備

- ・家庭や地域における子ども読書活動の推進
- ・県立図書館の機能の充実による読書環境の整備
- ・学校における子ども読書活動の推進

数値目標

本大綱において県が目指す姿への到達状況については、成果や達成状況を把握するための数値目標を設定し、毎年点検・評価を行い、その結果をその後の施策の展開に反映します。

	項 目	現状	目標 (2023)
1	「学びのアンケート」の「国語／算数・数学の授業の内容はよくわかる」について肯定的に回答した児童生徒の割合	小国 81.0% 小算 81.7% 中国 68.6% 中数 69.5%	小国 85.0% 小算 85.0% 中国 75.0% 中数 75.0%
2	「家庭での学習や授業をととして、問題や課題に取り組む時に、単に答えだけでなく、答えに至る過程や根拠まで説明できるようにしていますか。」の質問に肯定的な回答をした生徒の割合	高 62.0%	高 70.0%
3	「教育課程の編成、評価や改善には全教職員が関わっている」に対して、「よくあてはまる」と回答した学校の割合	小 32.9% 中 23.2% 高 60.8%	小 60.0% 中 50.0% 高 80.0%
4	「自分にはよいところがあると思いますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合	小 85.2% 中 75.8%	小 87.0% 中 80.0%
5	「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合	小5男子 73.4% 小5女子 53.7% 中2男子 60.9% 中2女子 43.1%	小5男子 80.0% 小5女子 64.0% 中2男子 74.0% 中2女子 55.0%
6	小学校 5 年生、中学校 2 年生、高等学校 2 年生の朝食欠食率	小5 2.7% 中2 4.3% 高2 8.5%	小5 1.0% 中2 3.0% 高2 5.0%
7	「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合（特別支援学級および特別支援学校を除く。）	小 91.9% 中 92.5% 高 91.6%	小 100% 中 100% 高 100%
8	「個別的教育支援計画」を作成している児童生徒の割合（特別支援学級および特別支援学校を除く。）	小 78.5% 中 75.5% 高 87.4%	小 100% 中 100% 高 100%
9	教員が授業中にICTを活用して指導する能力について、肯定的な回答をした公立学校教員の割合	70.4%	80.0%
10	児童の意識調査「フローティングスクールの学習を終えて、びわ湖学習のテーマについての自分の考えを持ち、他の人に伝えることができましたか」の達成率	79.3%	83%
11	高校 3 年間の間に 1 回以上、インターンシップ・職場体験に取り組む生徒の割合	37%	50%
12	特別支援学校高等部卒業生の就職率	29.6%	30%
13	「学びのアンケート」の「授業では、学級やグループの中で自分たちで課題を立てて、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思いますか」の項目について、肯定的に回答した児童生徒の割合	小 79.9% 中 76.1%	小 86.0% 中 82.0%
14	幼稚園・保育所・認定こども園等利用定員数	58,562人	60,557人 (2019)
15	私立高等学校の入学時の募集定員に対する定員充足率	96.3%	99%
16	学校運営協議会を設置する公立学校の割合	30.6%	80%
17	地域学校協働活動推進員が学校と地域の連携・協働をコーディネートしている公立小中学校の割合	17.4%	80%
18	学校防災教育アドバイザー（消防署）と連携した教育・研修を実施した学校の割合	80.0%	100%
19	家の人との学校の出来事に関する会話の状況（「している」の割合）	小 53.2% 中 43.4%	小 60% 中 50%
20	家庭教育支援チームを組織する市町数	5 市町	12 市町
21	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	92.2%	99.0%
22	学びの成果を地域や社会のために生かしている人の割合	28.4%	35.0%
23	学びの成果を仕事や就職・転職などに生かしている人の割合	31.4%	37.0%
24	環境保全行動実施率	76.7%	80%
25	成人の週1回以上のスポーツ実施率	調査予定	65% (2022)
26	学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1 日当たり 10 分以上読書している者の割合	小 64.1% 中 46.8%	小 70.0% 中 55.0%
27	県民 1 人が県立および市町立図書館で年間に借りている図書冊数	7.75冊	8.00冊

表 紙

上段

題名:どんぐりさん
作者:長浜市立南郷里幼稚園
4歳児 中村 桃子さん

下段左側

題名:たくさんの自然を見つけた湖の子
作者:近江八幡市立安土小学校
第5学年 富田 峻太さん

下段右側

題名:ものを見つめる
作者:大津市立石山中学校
第1学年 松井 春空さん

問合せ先

滋賀県教育委員会事務局教育総務課

電話 077-528-4512 FAX 077-528-4950 E-mail ma0002@pref.shiga.lg.jp

※詳細については、滋賀県教育委員会ホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/index.html>)を御覧ください。